

第6号の刊行にあたって

アジア現代女性史研究会代表 藤目ゆき

2010年は「韓国併合」から100周年、朝鮮戦争勃発から60周年、朝鮮戦争を背景に結ばれた日米安保条約の改訂から50周年の年であった。が、それらは節目の年に思い起こされるだけの過ぎ去った出来事ではない。米韓軍事演習や延坪島砲撃事件で急激に高まった大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の軍事的緊張は、朝鮮戦争が現在も未だ終わっていないという事実を如実に示している。

私たちはそのような情勢に憂慮を抱きつつ、本号の特集テーマを「ジェンダーの視点で見る駐留外国軍」とした。第4号(2008年)の特集「朝鮮戦争と女性」に続いて、第二次世界大戦後の戦争・駐留外国軍に女性史の角度から光をあてようとするものである。

「特集1」は、「広島湾軍事三角地帯」という表題にした。この表題で言う三角地帯とは、瀬戸内海の広島湾に面する広島・呉・岩国を結ぶトライアングルを意味している(52頁の地図参照)。広島湾の原爆ドームを中心として、半径30キロの円を描くと、その中に多数の軍事基地群が存在している。広島湾の東20キロに位置する呉には海上自衛隊があり、西20キロに位置する岩国には海上自衛隊とともに巨大な米軍基地がある。

「反核の聖地」・「国際平和都市」というイメージで語られることの多い広島だが、広島湾地域は戦後もなお高度に軍事が集中する地域であり続けている。朝鮮戦争下の広島湾は、戦場に直結する米軍基地を抱える岩国・英連邦軍が総司令部を置いた呉・江田島と、地域全体が朝鮮戦争の基地であった。「特集1」には、このような「広島湾軍事三角地帯」に共通の関心を持っている平井和子・高雄きくえ・藤目ゆきによる3編を収録した。

「特集2」は「駐韓米軍と『基地村』の女性たち」と題し、基地村女性の支援団体が作成した報告書の一部を永谷ゆき子が邦訳した。この報告書で「基地村女性生存者委員会」の女性たちが1960年代～90年代の基地村で性的搾取を受けた経験を証言している。

彼女たちは米韓両政府を厳しく批判し、両政府が日本軍「慰安婦」制度を厳しく非難しているにもかかわらず基地村における韓国人女性の性的搾取には責任をとろうとしない偽善にも言及している。この問題はこれまで日本ではまとまった情報が伝えられておらず、一面的・部分的な報道によって「日本だけが非難されるのはおかしい」という戦後補償責任回避論に結びついた俗悪な議論に利用されることもあった。が、「基地村女性生存者委員会」の運動が日本軍「慰安婦」問題に関する日本の責任を相対化するものでないことは言うまでもない。また、日本政府が米韓政府との緊密な軍事協力体制によって基地村女性の搾取を側面から支える役割を果たした事実も忘れることはできない。この報告書は日本ではほとんど知られていなかった基地村女性の経験と主張を知るために貴重である。

また、本号には「アメリカ 戦争をする人々の国」などを制作した藤本幸久監督の映画作品上映運動に関する今岡良子の報告や、アジア現代女性史シリーズの最新刊『ベトナム女性史—フランス植民地時代からベトナム戦争まで』に寄稿された原著者レ・ティ・ニャム・トゥエットによる日本語版への序文および訳者片山須美子による解説を掲載した。

2010年12月20日

★ 目次 ★

第6号の刊行にあたって

藤目ゆき —————1

特集：ジェンダーの視点で見る駐留外国軍

<特集1：広島湾軍事三角地帯>

広島湾軍事三角地帯の頂点<ヒロシマ・広島>から	高雄きくえ	6
広島湾軍事三角地帯—軍港呉の占領期を中心に	平井和子	20
広島県・山口県における占領軍被害	藤目ゆき	32
地図		52

<特集2：駐韓米軍と「基地村」の女性たち>

『基地村の隠された真実—2番目の物語—』より抜粋

はじめに(セウムト) —————54

『基地村女性問題解決のための代案模索討論会』資料集 全訳

基地村の隠された真実—韓国と米国政府が共同管理した基地村—(セウムト) —————56

自治会を利用した政府の管理方式 (キム・エラン) —————86

国家が認定した性売買許可証 (キム・ヨンジャ) —————88

今、私たちは堂々と話せる (基地村問題解決のためのセウムト生存者諮問委員会) —————90

基地村女性に対する国家責任と立法論 (ウォン・ミンギョン) —————92

女性たちの体に対する管理と統制についての国家責任 (チョン・ミレ) —————96

(永谷ゆき子訳)

<翻訳シリーズの紹介・活動報告>

アジア現代女性史翻訳シリーズ第8巻『ベトナム女性史—フランス植民地時代からベトナム戦争まで』

日本語版への序 レ・ティ・ニャム・トゥエット(片山須美子訳) ———102

日本語版への序(原文) —————104

翻訳者解説 片山須美子 —————106

活動報告

藤本幸久と出会った2010年 今岡良子 —————116

執筆者紹介 —————120

編集後記 藤目ゆき —————121

アジア現代女性史
Contemporary Women's History in Asia

アジア現代女性史研究会
CAWA (Association for the Study of Contemporary Asian Women's history and Gender)

特集 1

広島湾軍事三角地帯

広島湾軍事三角地帯の頂点〈ヒロシマ・広島〉から

高雄きくえ

はじめに

これまで「広島湾軍事三角地帯」（平和都市広島を頂点とし、海上自衛隊がある呉、米軍基地がある岩国を底辺とした三角地帯）という捉え方がされていなかったわけではない。わたしが知っているだけでも、作家山代巴は早くに「基地とパンパンの広島湾」（1952）と題したルポルタージュを発表し、岩国を視野に入れて「呉・江田島を中心とする広島湾全体が米軍の基地化されて」といって苦々しく記し、音楽・文化評論家東琢磨は『ヒロシマ独立論』（2007）で「旧軍都・広島は、西に東に、米軍や自衛隊の諸施設を抱えている、あやうく小さな平和都市なのである」と鋭く指摘している。また、平和都市広島の足元から核や基地をなくそうとつくられた反戦ネットワーク『ピースリンク広島・呉・岩国』（1989〜）という運動体もある。にもかかわらず、こうした捉え方がなぜ広く広島市民に意識化されていないのか、いやなぜ〈わたし〉はできていなかったのか、そのことを問うてみたいと思う。そしてそれは「ヒロシマ」を、「平和」を問うことと同じなのである。

わたしのなかで「広島湾軍事三角地帯」が意識化できたのは、岩国基地海兵隊員4人による集団レイプ事件（2007/以後“広島事件”）以降である。わたしにとって「広島事件とその後の顛末」は、〈女であるわたし〉と〈ヒロシマ・広島〉を問う、まさに「ヒロシマをジェンダー視点でみる」ということの“欠落”をつきつけられた重要な事件であった。

（1）「平和」という傘

「平和をつくる仕事 自衛隊員募集！」と呼びかける呉・海上自衛隊のポスターを横目で睨みながら、「平和」にみち溢れる広島を想起し、苦笑いしてしまうのはわたしだけではないだろう。

広島の街を歩けば、広島の地元新聞を開けば、「平和」の二文字があちこちで目に付く。

「平和行政」「平和教育」「平和学習」「平和発信」「恒久平和」「平和都市」「平和公園」「平和団体」「平和運動」「平和構築」「平和コンサート」「平和マラソン」「平和学」「平和大通」「平和大橋」「平和会館」「平和大使」「平和書房」「平和クリニック」……

ヨハン・ガルトゥング（ノールウェーの政治学者）は「戦争のない状態」を「消極的平和」とし、貧困・抑圧・差別など「構造的暴力のない状態」を「積極的平和」と定義している。この定義に従うと、確かに広島は「消極的平和」を生きていると言えるかもしれない。しかし、一方で、構造的暴力の一つである「性暴力」をないものとしようとする力が働いた“広島事件”（詳細は後述）は、「積極的平和」を問わない地であることも露呈した。こうした構造的暴力を問わない日々をつくり出した広島はどのような「平和を創り出す主体」を生み出

したのだろうか。

(2) 広島でジェンダー視点の欠落を考えるということ

わたしはウーマン・リブ、フェミニズム、ジェンダーといった「女の経験・解放理論・分析概念」に深く寄り添いつつ生きてきたのだが、なぜか〈平和〉×〈ヒロシマ〉については遠いものとして考えてきたような気がする。それはなぜなのだろう。いわゆる被爆二世であるにもかかわらず、〈平和〉が満ち溢れる広島都市空間は、いかにもわたしにとって違和感に満ち満ちていた。ヒロシマが視えなかった。

最近、新城郁夫編『沖縄・問いを立てる 3 攪乱する島-ジェンダー視点』(2008/社会評論社)を読み、その違和感の正体が少しわかったような気がする。

沖縄文学・近代日本文学の研究者である著者は、その冒頭にこう記す。

ジェンダー的思考の欠落によってこそ、社会、政治、文化といった沖縄をめぐるあらゆる領域が、極めて暴力的な表象によって覆われていくという事態が存在する。しかも看過されてならないのは、こうしたジェンダー的思考の欠落が、沖縄にかかわる政治状況や文化表象においてジェンダー権力の作動が微弱であることを全く意味してはいないという点である。逆に、沖縄に関する言説やイメージは、暗示や比喩といった表象の横溢によって徹底的なまでにジェンダー化されている。そして同時に、沖縄に関わるジェンダー表象は、男らしさや女らしさといった社会的性差に関わる対峙であるにとどまらず、端的に言えば政治的権力の発動をともなうてさえる。……沖縄を思考する枠組みそのものを、ジェンダー視点において再審していきたいと思う。

安易過ぎると叱られるのを覚悟して言うなら、この文中の「沖縄」を「広島」に、「暴力的」を「平和的」に置き換えてみると、『広島・問いを立てる』という切実かつ緊急な「広島問題」として改めて立ち現れてくる。その一つが国際平和文化都市・広島を頂点とする「広島湾軍事三角地帯」という枠組みの設定であり、反性暴力月間として企画した「性暴力を考えるための基礎講座&シンポジウム」という実践であった。

1. “広島事件”とはなんだったのか

—「性暴力を考えるための基礎講座」に向けて

まず、“広島事件”から講座開催までの3年間に何があったのか、簡単に追ってみたい。

2007. 10. 14 事件発生

2007. 10. 19-20 「日本女性会議 2007 ひろしま」開催。藤田県知事(当時) 20 日の閉会挨拶で「未成年が夜中の 3 時頃うろろろするものかどうかと思うが」と二次加害発言。実行委員会声明を決議する「平和と女性の人権を踏みにじることは決して許されるものではない」。実行委員長、藤田発言に対して「被害者に非があるかのような誤解を生む言動は残念に思う」と談話発表。中国新聞に掲載される。

2007. 11. 15 広島地検、米兵 4 人を不起訴。

2008. 03. 03 岩国米軍、兵士4人を軍法会議にかけることを決定。
2008. 03. 30 『日本女性会議 2007 ひろしま報告書』発行。
2008. 5-6 月 岩国・軍事法廷で米兵4人に軍規を乱した軽い罪状で1~1年半の判決。
2008. 09. 01 「広島で性暴力を考える-責められるべきは誰なのか」シンポジウム開催。
翌2月記録集を発行（ひろしま女性学研究所）
2008. 10. 12 米軍性暴力反対 10. 14 全国一斉抗議行動に連帯し原爆ドーム前でスタンディング。
2009. 12. 03 イトー・ターリによるパフォーマンス『もうひとつの応答』in 原爆ドーム前&元安川。

第3回ヒロシマ平和映画祭 2009 のテーマの一つに「性暴力」を提案。その一つとして、セクシャル・マイノリティであることをカミングアウトし、最近では『ひとつの応答』と題して、沖縄・米兵による性暴力や日本軍『慰安婦』・戦時性暴力をテーマに表現活動をするイトー・ターリのパフォーマンスを企画した。彼女はパフォーマンス・アーティストであり続けることをことう。「人権意識の希薄な日本の文化の存在に自覚的であり続けるため、居るのに居ないものとして扱われてきた存在として自覚的であり続けるため、そして、『居ないものとする』権力・暴力と闘い続けるため」（『IMAGE & GENDER』vol. 10）と。そんな彼女とヒロシマは出会うべくして出会ったのではないのか。あたかも広島において「核兵器廃絶」のみが平和もたらすという幻想が人々を誘惑し、「被爆者」あるいは「性暴力被害者」を見えなくさせてしまう力が働いているという意味で。しかし、広島にも、権力によって「居ないものにされる」ことと「闘い続ける」人々がいるという意味において。当日は、沖縄・ソウル・ヒロシマが初めて重なる記念すべき日となった。性暴力被害者同士が、戦争という暴力に苦しんだ者たち同士が、原爆死者が横たわるまさにその地で出会ったのであり、わたしにとって初めてヒロシマが「拓かれた場」になった。これが鄭嘆恵がいう「交差するヒロシマ」（「歴史の交差点で“マイノリティ”たちが出会うー記憶を交換し合うー」『民が代育唱』2003）ではないのか。そう思える一瞬かつ貴重な経験となり、「交差することの豊穡」として深く刻み込まれた。

2010. 06. 08 広島市内で3人の日本人男性による集団女性暴行事件が発生、「被害者の抵抗をあきらめさせるほどの暴行や脅迫が認められない」と広島地検は不起訴にしたという小さな記事が中国新聞に掲載される。

2010. 07. 09 「日本女性会議 2007 ひろしま」報告書への性暴力事件＜不/非＞掲載についての“遺憾”表明書を「ひろしま実行委員長」に提出（以下全文）。

20日に開催された「日本女性会議 2007 ひろしま」に尽力された皆様に、わたしは当初より敬意を抱いておりました。様々な問題が二日間にわたって討議され、参加者が交流されたことは、翌春に発行されました報告書でも伝わってまいります。報告書は、記録であり、記憶であり、メッセージであり、とても重要なものです。だからこそ、その意味におきまして、わたくしは一つだけ、大変残念なことを発見いたしました。「日本女性会議 2007 ひろしま」の一週間前に岩国米軍基地海兵隊兵士4人による集団レイプ事件が起きました。会議中に、藤田元県知事の二次加害発言があり、貴会による抗議声明決議があり、全体会での問題提起があり、そしてそれに対する新聞報道がありながら、その一連の出来事がまったく報告書に掲載されていないということです。なぜなのでしょう。とても素朴に、不思議でした。日本女性会議は「男女共同参画社会実現に向けて、発展的に議論し力を出し合い行動する」ことだとあります。そ

の中でも「女性への暴力」は重要課題というのはすでに共通認識になっています。そのときに「性暴力事件」が起こったわけです。まさしく広島の女たちの「女性への暴力」「性暴力と性暴力被害者」への応答が問われていたといえます。「報告書に掲載されない」ということは、大変重要なことを意味します。報告書が報告書になっていないということはもちろん、「性暴力」に対する意識を反映しているということ、「性暴力被害者」に「あなたは悪くない」と伝えられないということ、あったことがないことになってしまい事実を歪曲してしまうということ、掲載されないことが誰の利益になるのかということ、などを考えますと、改めて残念だといわざるを得ません。「女の経験」が共有できない広島。いつからこんな冷たい街になったのでしょうか。わたしたちはもっと現実を直視することから始めなければならないのではないかと、そう思います。

2010. 11. 2-12. 3 「広島で性暴力を考えるための基礎講座&シンポジウム」開催。

こうして、再び、改めて、事件と経過そして性暴力をめぐる法律などに強い疑念を持った有志が、広島に暮らすわたしたち自身を問うために共に考える場を設けることになった。

Ⅱ. 「広島で性暴力を考えるための基礎講座&シンポジウム」では何が語られたのか。

強姦罪はだれを裁くものなのか。なぜレイプが起こり、なぜ二次加害・被害が起こるのか。なぜ被害者が被害者でありえないのか。なぜ被害者が裁かれることになるのか。なぜ、なぜは膨らむばかりだ。こうして、おそらく〈平和の傘の下の広島〉では初めてだろう講座はスタートした。

当時、藤田県知事(元)の二次加害発言と共に、秋葉広島市長は「平和都市広島においても、日本を守るためにいるはずの在日米軍隊員による暴行事件が起こったことに激しい憤りを覚える」と広島市のホームページに記述している。では問おう、なぜ男女共同参画社会をつくるための会議で被害者の落ち度論がまかり通るのか、そしてなぜ「平和都市広島」で米兵によるレイプ事件が起こるのか、とも。

シンポジウムは、2年前に発足した「性暴力禁止法をつくろうネットワーク」全国シンポジウムと連携した。「性暴力」を、フェミニストとして、法律家として、被害当事者として、研究者として、運動家として、そしてなによりも被害者にも加害者にもなるかもしれない者の一人として、重たくもあり、根源的でもある「性と暴力」にそれぞれが向き合うことになった。

少し長くなるが、重要なポイントを以下にまとめた(文責筆者)。

●基礎講座

第1回(11/2)は「性暴力をうむ社会構造、性暴力をめぐる視線」(講師:周藤由美子さん/フェミニストカウンセラー)。周藤さんは「強姦神話の検証をし、わたしたちの中にある“藤田”を問い直すことが重要である。法的に「被害者」であるかどうかではなく、目の前の「被害者」を信用することから支援は始まる。被害者は『人との関係』によって回復するのだから

ら。そして、変わるべきは「被害者」ではなく、社会(意識・法・制度)である」と、性暴力被害者支援二十数年という体験から語った。

第2回(11/16)は「これまで性暴力はどう裁かれてきたのか」(講師:谷田川知恵さん/非常勤講師・刑法、ジェンダー法学)。強姦罪の研究第一人者・谷田川さん。「これまで刑法研究者は男性ばかりで、強姦罪を研究する者はいなかった。女のわたしが初めてといってもよく、それが第一人者といわれる理由です」と挨拶、そして続けた。『性暴力』という言葉は、1970年代の第二波フェミニズムにより、行為の加害性を明確にするために用いられた対抗言語の一つ。DV、セクハラ、買春などと同じ。『被害者の性的自由を侵害する犯罪』を指す。現行刑法は1907年制定、102歳。強姦罪(177条)は制定時から改正なし。強姦罪の構成要件は、『暴行又は脅迫を用いて+性交すること』。強姦法は何を守ろうとしているのか。性的自由なのか貞操なのか。同時に姦通罪があったことを考えると、貞操を守るための法律といえる。貞操とは、男性が自らが支配する女性に間違いなく自分の子どもを産ませる権利。女性の貞操は父系血統を基盤とする社会には不可欠の重要な法益となっている。つまり、「被害者が裁かれる」と考えられる根拠は、法が守りたい利益(貞操)を被害者が有しているかどうかの判断が必要だからである。第二波フェミニズムが「被害者を裁く」伝統的枠組みからの脱却を目指して強姦罪から性暴力禁止法へと法改正運動を展開しているが、根深い日本の法律の男性中心主義が横たわっている現状で、法律家のジェンダーバイアスを除去することと若者たちへのジェンダー教育が重要である。そしてさらに重要なことは、社会全体が被害者への偏見を払拭し、声を聴くことが重要」と締めた。

第3回(11/23)は「性暴力犯罪にあうということ」(講師:小林美佳さん/『性犯罪被害にあうということ』著者) 第1回/2回の共通のキーワードは「被害者の声を聴く」ことだった。3回はその「被害者」であることを本の出版という形でカミングアウトされた小林さんの声を聴いた。警察・別れたばかりのボーイフレンド、家族、友だち、職場…そして自分。本を書くまでの8年を率直に語ってくれた小林さんは、「出版以降インターネットを通じて交流するようになった3000人の被害者の声を聴いてくれてありがとう。わたしにとってヒロシマは原爆ドームではなく、被害者の声を聴いてくれたここがヒロシマであり、話を聞いてくれる人がいる可能性という希望が被害者を支える」とわたしたちへの励ましと希望のメッセージがあった。新刊『性犯罪被害とたたかうということ』が刊行されたばかりの小林さんは「であうということ」から「たたかうということ」に確実に変化していた。

●シンポジウム(12/3)は「性暴力禁止法をつくろうネットワーク全国シンポジウム in 広島 “ジェンダー・国籍を問わない性暴力禁止法を!”」発題者は4人。

(1) 鄭嘆恵さん(大妻女子大学教員・社会学、ジェンダー学)。「つくろうネット」の呼びかけ人でもある。なぜいま性暴力禁止法なのか。

『性犯罪』と『性暴力』は違う。性犯罪は現在の法律によって犯罪化されたもの。だから“私たち自身の感性を取り戻すこと”で『性暴力』を再定義する力をもちたい。その具体的な活動が『つくろうネット』である。性暴力は性差別が最も構造化されたものであり、戦時性暴力が二度と生まれないためにも、まずは『性暴力は許されない』という常識=法律を作る必要がある。性暴力は日常を〈戦場〉に変えるものであり、性暴力と闘えないヒロ

シマに平和を語る資格があるか?と問いたい。自明性に覆われた性暴力と日常生活で闘うことこそが、差別と暴力のない社会をつくる平和運動である。サバイバーの声がどんな運動でも原点である。しかしそう簡単なことではない。加害者についても意見は分かれている。また日米安保条約抜きに性暴力を語ることができるのかという問題もある。日米安保は日本の法を飛び越えてしまうのだから。この点については広島に大いに期待している。禁止法なのか防止法なのか支援法なのか、ここも分かれるところである。わたしは禁止法を国家に委ねるのではなく、わたしたちが“つくる”のだと思っている。法は公権力だし、その是非はあるが、いま、強姦罪という悪法が公権力を持っているのだから変えなければいけない。法律は『共有された約束事』。暴力と差別をなくすことを前提に法制化を考えていく」と趣旨と決意を述べた。

(2) 藤目ゆきさん (大阪大学教員、女性史)

「性暴力は構造的暴力の産物であり、それを容認・奨励する社会制度に関心を持ち続けてきた。その一つが近代日本軍国主義の帰結である『公娼制度』。政府は、敗戦直後も戦後の売春構造の土台となった通称R A A (占領軍慰安所)をつくり、朝鮮戦争時代からのGHQの要求(性病チェック)により各地方に売春取締条例をつくり、1956年には売春防止法をつくった。裁かれるのは常に女性である。もっとこの売春防止法を問題にしなければいけない。『戦争』と『性暴力』は軍隊を通してつながっている。その意味で、岩国基地を無視してヒロシマを語ることはできないし、軍事同盟を問わずして、性暴力は問えない」と熱く語った。藤目さんは『女性史からみた岩国米軍基地 広島湾の軍事化と性暴力』を出版したばかりである。

(3) 阿部小涼さん (琉球大学教員、アメリカ史)

「大学のセクハラ事件・裁判の顛末を通して、主に大学側の主張・態度から三つの重要なことを話したい。一つは、裁判で『和解』になったのだが、この『和解』が誤用されていること。『和解』とは関係修復であり仲良くなることだが、大学が一方的に『和解したんだから』という言い方を流布させている。もう一つは『セカンドレイプ』という言葉の流用・悪用。裁判所とは別に教授会では様々な情報のなかで結論を出さなければならないが、当事者にもう一度証言を聞くことは『セカンドレイプ』になるから聞く必要はないとして、大学のブラックボックスに事件を閉じ込めてしまった。『セカンドレイプ』は使い方によっては、体制を守るために使われることもあるという問題。三つ目、教授会は『これは人権侵害であるがセクシャル・ハラスメントではない』と主張し『性暴力がいかに人権侵害であるか』という議論を無視した。大学ではセクシャル・ハラスメントはタブー化されている。制度や法律があってもこれが適用されない場合が多いなかで、鄭さんのいう『感性を取り戻す』ことが重要ではないか。そして、権力の側に『禁止してください』とお願いすることは、このようなことが再び起きるのではないかと危惧する」と、法制化することには注意深くならなければいけないと締めくくった。

(4) 東琢磨さん (音楽・文化評論)

「貞操」という言葉を様々な辞典・辞書から解明し、『貞操』とはそれ自体が男性父権社

会が女性及びその『産む機械』が生産する子どもをめぐる所有・管理の観念である。変わらないこと(考え・状態)そのものを操ること」と定義した上で、『話を聞いてもらえる人がいる可能性という希望』がある社会を日常的にどうつくるのか。法的『被害者』ではなく、目の前の『被害者』を信じることではないか。また、ヴィオランス(生の荒ぶる力)を抑止するためのフォルス(強制・抑圧)として法をつくることをどう考えるかという問題もある。『核兵器のない戦争』はあるが『性暴力のない戦争』はない。だが戦争を犯罪化しているものはどこにもない。性暴力の「被害者」が被害者になることが困難な法のもとで、悪法は変えなければいけないという立場だが、法そのものが持つ暴力性を問題化することも必要だ。『当事者にならない』ということではなく『当事者になる』可能性がある者として、『平和教育』よりは『暴力批判教育』、『性教育』よりは『性愛教育』をすることで、共感・共振による当事者と非当事者の境界を揺るがすことができるのではないかと考えている。」と、やはり「法」とその暴力性を考える必要性を強調した。

3回の基礎講座とシンポジウムは延べ220人の参加があり、男性もこの論議に毎回加わるという画期的な企画は、多くのことをスタッフや参加者に残した。

シンポジウムは「性暴力禁止法をつくらうネットワーク」全国シンポジウムであるにもかかわらず、強姦罪・売春防止法・日米安保条約など現在の法律そのものだけではなく、公権力である「法」とその暴力性そのものを問うことの重要性も指摘され、多角的な議論ができた。

また、日米安保を問うことなく、岩国米軍基地を問うことなく、性暴力を問うことなく、ヒロシマは語れないという、挑発的な提言によって、「平和」の傘の下から語られるべき「暴力」とは何かを問う手がかりがようやく垣間見えることとなった。

Ⅲ. 広島で何が起きているのか

それでは日米安保・岩国米軍基地・性暴力を真摯に問えないヒロシマは、現在どんな状況なのだろうか。何が起きているのだろうか。いくつか気になっていることをあげてみる。

(1) 「ヒロシマの心」

「ヒロシマの心」とは、誰のどのような「心」を意味しているのか。それは「世界恒久平和を祈る心」というのが一般的な解釈らしいが、では「祈る」ことで平和はつくれるのか。自衛隊の仕事は「平和をつくる」ことだというのに。被爆者自身がいう「ヒロシマの心」、非被爆者がいう「ヒロシマの心」は同じなのか。さらに今起きている戦争や紛争、テロに対してはどう考えるのか。そんな議論はなかなか表面化しない。ただひたすら「核兵器廃絶」が広島からの訴えであるかのように「ヒロシマの心」は消費されているように思う。

(2) サダコの折りと折り鶴

世界各国から年間1,200万羽が広島市に送られ、原爆の子の像(1958)に捧げられるという。旧広島市民球場を解体した後つくられる公園の一隅に「千羽鶴保存館」がつけられると

か。考えてみればすごい量である。サダコは世界に受けとめられている、とも言えるが、逆にいまだ「サダコと折鶴」で代表される「ヒロシマ」とはどのような地なのか、そこも考えてみたいところである。「爆心地が公園でよかったですね」という笑えぬ実話が生まれてもいる今。

(3) 国際平和文化都市

広島市のホームページによると、「国際平和文化都市とは、河岸緑地整備/ゴミゼロ運動/まちづくり活動支援/市民文化活動支援/被爆体験継承・核兵器廃絶/留学生支援などに力を入れる市のことである」らしい。日米安保のことも近くにある岩国米軍基地のことも弾薬庫があることも、エンターテイナーとして来日した、あるいは日本人男性と結婚したフィリピン人のことも何も触れられていない。一方、暴走族追放条例がつくられ、全国に先立って外国人経営のクラブなどの強制捜査がされる街でもあるのだ。

(4) 秋葉市長とオバマジョリティとオリンピック

2009年5月、プラハでオバマ大統領が「核兵器廃絶」への道を示唆したところから、秋葉市長は「オバマ」が広島においては多数派であることを「オバマジョリティ」と名づけ、Tシャツや音頭でキャンペーンを張っている。つい最近、アメリカは臨界核実験を実施したが、秋葉市長は「オバマ大統領が変質したわけではないのでオバマジョリティという語は使う」と宣言し、市民の半数が反対しているオリンピックも「ヒロシマをアピールするチャンス」として推進している。秋葉市長のこうした態度はどこから来ているのだろうか。わたしは2000年8月6日の秋葉市長の「和解」を訴えた平和宣言を思い出す。

朝鮮半島における南北首脳会談で両国の首脳が劇的に示してくれたのは、人間的な「和解」の姿です。私たちは、20世紀の初めの日米友好の象徴として交換されたサクラとハナミズキの故事に倣い、日米市民の協力の下、広島にすべての「和解」の象徴としてハナミズキの並木を創りたいと考えています。国際的な場面においても広島は、対立や敵対関係を超越する「和解」を創り出す、調停役としての役割が果せる都市に成長したいと思います。

秋葉市長は、「ハナミズキの種または苗木を寄贈してください」という手紙を「米国の友人の皆様」に出し、翌年末で締め切り、京橋河岸に植えたという。

これほど「被爆者」不在の平和宣言があっているのだろうか。ここには誰と誰が何のために何について和解をするのかはいっさい語られていない。原爆慰霊碑の主語なき「過ちは繰り返しませぬから」に感じる違和感や怒りを持たざるを得ない。

2000年8月6日、平和記念式典に参加した被爆者である加納実紀代（女性史研究者）は、この平和宣言にショックを受け「ヒロシマは広島市民だけの問題ではない」とした上で、「アメリカは広島への原爆投下を謝るところか、いまだに正しかったとしています。そのときに広島市民がハナミズキを植えて、アメリカと和解してしまっているんじゃないでしょうか。」と。またこの「ハナミズキ平和宣言」に対して広島市民から強い反対意見がないことを知り、「広島は疲れたんだなということです。いつまでもいつまでも犠牲のシンボルであり平和のシンボルであり、何かのシンボルとしてつねに原爆に向き合わされる。それは…うっとうしいことだろうなと思います。」と延べ、8月6日にしかやってこないよそ者だからだろうかと自問する。

広島は加納が言うように「疲れた」のだろうか。「疲れた」果ての「和解」なのだろうか。広島「和解」路線は、58年前の「原爆乙女」による日本軍人B級戦犯巣鴨刑務所訪問(1952)、55年前の谷本清牧師とジャーナリスト・ノーマン・カズンズ氏による「原爆乙女」渡米治療(1955)からすでに始まっていた。

(5) 女性被爆者の無辜性と母性化—マヤ・モリオカ・トデスキーニによる『夢千代日記』と『黒い雨』のフェミニズム文化批評

広島を表象を考えると、ジェンダー視点の欠落を鋭く批評したマヤ・モリオカの記述は重要である。少し長いが引用する。

二つの映画の共通点としてマヤ・モリオカは、次の三点を挙げている。「第一は、どちらも女性の美や若さを不治の病による夭逝との示唆的なつながりに頼り、それを『はかなさ』や生の『悲しい美しさ』という根強い文化的概念で結びつけている。……第二に、ヒロインは、苦しみを宿命と見なし、辛抱や威厳、禁欲的忍耐をもって甘受する限りないほどの精神的資質に恵まれている。病身であるにもかかわらず、『よい娘』や『代理』母として、家族や生活共同体に奉仕し続けるのだ。第三に、ヒロインは日本の『伝統』の鑑として描かれ、他の否定的な女性像が体现する『近代化』と『西洋化』に象徴的に対峙している。こうした三点は、文化的ヒロインとしての『乙女』の構造の中心を成す要素であり、さらには原爆の『記憶の政治学』の形成に役立っている。これらを通して、原爆と被爆生存者を取り巻く潜在的に相克する面が覆い隠され、拭い去られることになるのだ。」

「女性被爆者を『ヒロインに仕立て上げること』は、善意の行為であったとしても、被爆生存者(男女を問わず)の体験の複雑さをよりよく理解するためには逆効果である。また、原爆をより大きな組織的・社会的・政治的な流れにおくために必要な歴史的理解をも妨げるものだ。」(『死と乙女』-文化的ヒロインとしての女性被爆者、そして原爆の記憶の政治学)

(『ヒバクシャ・シネマ』ミック・プロデリック編著/1999/現代書館)

平和公園の噴水の前には「嵐の中の母子像」もある。そこから原爆記念資料館、原爆慰霊碑、原爆ドームは一直線上にある。平和公園の軸を見据える「嵐の中の母子像」。平和公園自体が「母性化」されているとも言えるのではないか。

(6) 米兵による集団レイプ事件の二次加害と不可視化については前述した。

IV. 広島湾軍事三角地帯という領域

「広島湾軍事三角地帯」という枠組みは、これまで見えなかった、隠されていた多様な視点を提示してくれる。

(1) 記録されない“広島事件”

2008年3月に発行された『日本女性会議 2007 ひろしま報告書』には、この一連の“事件”が一切報告されていないことは経過のなかで記した。ここではなぜそのようなことが起こったのかを考えてみたい。冒頭の大会宣言の一つとして「私たちは初めて被爆地・広

島に集い、平和を希求する『ヒロシマの心』を共有しながら熱く語り合いました」とある。ならば、世界的な「女性への暴力」根絶という流れの中で、かつ究極の暴力である原爆の被爆地・広島という足元で起きたこの“広島事件”とその後について、「平和を希求する『ヒロシマの心』」はきちんと受けとめなければならないのではないか。そして記録されなければならないのではないか。

そもそも「ヒロシマの心」とはどんな「心」なのだろうか。やはりどうしても問うてみたい。レイプ事件が起きて「核兵器廃絶」さえ実現すればいいとする「心」なのだろうか。「ヒロシマの心」には、米軍再編計画に晒される岩国、“平和を、つくる”海上自衛隊がある呉、軍都広島・被爆・国際平和文化都市広島、そしてとそれらを結ぶ広島湾の歴史は、どう映っているのだろうか。まさに、底辺を米軍と自衛隊に置く二等辺三角形の頂点にある「ヒロシマの心」とは何か、と問うべきであろう。「ヒロシマの心」は、足元で起きる具体的な出来事を直視する力を失わせているように、わたしには見える。だからこそ“広島事件”の非記載ということが起きたのではないか。

（２）広島・呉・岩国軍事三角地帯の私的発見

「はじめに」で述べたが、広島・呉・岩国を同時的に捉える考え方は新しいものではない。山代巴は『基地とパンパンの広島湾』（1952）の中で「基地化のために亡び行く所からパンパンへの道を開いている」と指摘。湾岸沿いだけではなく内陸部（原村・現東広島市）にも基地はあり、サンフランシスコ講和による「日本独立」に怒りにも似た疑問を呈している。山代は「ヒロシマ・広島」を視野に入れているわけではないが、広島湾を地理的・政治的に捉えようとする視点は、重要な視点であったことを改めて確認した。

こうして「軍事三角地帯」という捉え方をしたとき、「ヒロシマの心」は一挙に変わってくることに気づく。何の上に成り立っている「ヒロシマの心」なのかということに。

「軍事リンク」は広島と呉の間により強固にある。広島と呉を結ぶ道路の沿線に、船越町と海田町がある。海田町は呉線と山陽本線の分岐点であり、陸上自衛隊駐屯地があることで知られているが、船越町を知る人はほとんどいない。だが、戦争中は軍都廣島の衛星都市として重要な任務をもった町であり、1920年に開業した民間最大の兵器工場・日本製鋼所広島製作所は日本の軍事的拡大とともに大きくなり、急速に発展した町である。今でも日本製鋼所はわが国最大の砲メーカーであり、防衛費とともに安定・拡大しているというのだから、その役割は戦前から何も変わっていない。また、船越町と隣接する海田町に駐屯した占領軍のための「慰安所」があった街でもある。船越町と海田町は、まさしく広島－呉という中間地帯にあり、軍事ラインを明瞭に描いている。だがこうした側面は、「軍事リンク・地帯」という捉え方なしには浮上してこない。

（３）日常としてのヒロシマを取り戻す

国際平和文化都市・広島は、岩国・呉によって支えられている軍事三角形の頂点である。頂点であるために、日常的には軍事的な現実を突きつけられるわけではなく、核兵器廃絶を願う国際平和文化都市という美しい「平和物語」だけを再生産し続けてきた。

先の船越町は実は私の出身地である。船越町は戦争前後、道路建設や日本製鋼所への徴用でたくさんの朝鮮人が働いており、その家族も含めて一時は町の人口の１割を占めたと

いう。にもかかわらず、船越町史には記録されていない。私自身も記憶はあるが、記録はしていない。いずれ朝鮮人部落とその歴史はなかったこととなるだろう。しかし“広島事件”も“朝鮮人部落”も忘れてはならない。

岩国米軍基地、呉海上自衛隊、海田陸上自衛隊、兵器工場という「戦争をする（ための）組織」が足元にありながら、これらを「問題にしない」「視野に入れない」ことで「平和」を語ってきた広島。こうしたなかで生まれたのが、「記録しない」という「レイプ被害者への冷たい視線」ではないのだろうか。少なくともこの足元を見ないで「平和」を語る構造から抜け出る必要がある。

V. 広島は何を不可視化してきたのか

(1) 広島女性史の不在

「より抽象化されたスローガンは地域、階級、人種など女性の多様性を越えるが、同時に日常から目をそらす役割も果たす」（上野千鶴子『戦後女性運動の地政学』『戦後という地政学』西川祐子編/東京大学出版会/2006）と、わたしも思う。その結果が、多くの広島的女性たちによって成功裡に終わったという「日本女性会議 2007 ひろしま」報告書への“広島事件”の不/非記載に現れたのではないか、というのがわたしの考えである。日常的な、構造的暴力を問わないまま「ヒロシマの心」で代表させることになれてしまった「主体」の落とし穴。せめてその「落とし穴」から眼を背けてはならないだろう。どうしてこのようなことが起きたのか、これまでの歴史に照らし合わせて、さらに問わなければならない。

しかし、広島市にも広島県にも通史としての「女性史」がない。だから、この“広島事件”も「広島女性史の重要な出来事」として記録もされず、記憶もされないどころか、なかったことになってしまうだろう。遅いかもしれないが、ここからでもいい、記録していくこと、記憶を共有していくこと、そして、これまでの広島の人たちの歴史を取り戻すことを早急に始めるしかない。

軍都広島であったことは、「娼婦の街」であり、広島県大日本国防婦人会の結成式が「三万のエプロン叫ぶ銃後の護り」と地元新聞で大宣伝（今中保子著『日本近代女性運動史—広島県を中心として』溪水社/2002）されるほど、「銃後の女の街」でもあったことである。そして1945年8月6日原爆投下。以後「被害者」であることのみに依拠し、ほとんどの広島の人たちは初めから「平和」を希求する存在だったかのように振る舞っていったのではないか。軍都廣島の加害性、女の加害性は覆い隠したまま。

しかし、一方で「性の防波堤」として政府内務省から敗戦3日後にRAA（占領軍慰安所）設置の通達があり、広島県も広島市が原爆で全滅しているにもかかわらず、呉・吉浦（二カ所）・船越・宮島五カ所に作らせた。そして慰安所閉鎖後やむなくパンパンとして生きざるを得なかった人々への偏見は言うまでもない。

広島の人々は「性の防波堤」のみならず、わたしは「反米の防波堤」「和解の象徴」としても利用されたと考えている。いわゆる1955年5月5日渡米治療した「原爆乙女」と呼ばれる人々である。1953年8月ソ連が水爆実験に成功、54年3月、第五福竜丸ビキニ水爆実験で被爆、盛り上がっていく原水爆禁止運動、原子力平和利用論、そして米ソ冷戦体制の

確立。アメリカと親米派谷本牧師にとって、原爆被害地だからこそ広島が共産化されては困るのだ。そうした流れと期を一にして「原爆乙女プロジェクト」は進められていった。

だがこうしたジェンダー史はほとんど掘り起こされていない。アメリカとヒロシマの関係史としても。

(2) 日米安保体制と米軍基地と性暴力

「性暴力シンポ」で登場した東琢磨は、現在の支配的な広島の「平和＝核廃絶」言説を以下のようにまとめている。

天皇制＝是

日米同盟・安保体制・国際協調＝是

自衛隊＝是

戦争＝是（非としているが、おこりうる仕方ないものとして捉えている）

原発＝是（核の平和利用）

核兵器＝非

テロとの戦争＝是

（東琢磨・高雄きくえ編『“平和構築”ってなんですか？』ひろしま女性学研究所/2009）

この言説にジェンダー差があるかどうかはわからない。それはそれで興味深いのが、少なくとも今回の“広島事件”に対する女たちの対応は、「安保体制・米軍基地」は「是」であり、性暴力に遭うのは自己責任であり、「記憶・記録」する必要のない個別な事件であったということになる。こうした「平和＝核廃絶」意識は、沖縄の米軍基地も沖縄で起きる性暴力事件どころか岩国も対岸の火事にしてしまう。

しかし、こうした言説の足元の脆さが露呈したいま、広島・岩国・呉という軍事三角地帯を自覚した上で、「女性史」のないことをこそ再審していかなければいけない。

おわりに

車で、路上で、職場で、自宅で、自衛隊で、戦場で……性暴力はあらゆるところで起きている。だからこそ「被害者の声」を聴くことから、すべてが始まる。

この講座を挟んで、5人の性暴力被害者の方のお話を直接聴く機会があった。それは「当事者の声を聴いたものとしての当事者性」を突きつけられたことでもあり、そこにどのような可能性を見い出せるのか、つくりだせるのか、微力ながら考え続けている。

シンポジウムが終わって10日後に広島で「札幌・女性自衛官人権裁判勝訴報告会」(2007.5提訴)があり、原告と支援者と弁護士の話を聞いた。性暴力に対して200万円、その後の保護・援助の不作为に300万円、弁護士費用80万円という画期的な勝利判決であり、自衛隊の責務が問われたこの裁判は、今後大きな影響をあたえるだろう。その判決には喜びつつ、自衛隊という国家の暴力装置という枠組みのなかでの「よりよい職場づくり」、軍隊の男女平等の是非、若者と貧困と軍隊と資格取得など、「女性兵士問題」そのものでもあり、原告を前にしてとても入り組んだ問題であることを痛感した。

また、報告会一週間後には韓国挺身隊問題対策協議会20周年平和紀行(11/17-25)にも

参加した。その中でも印象的だったのが、1991 年日本軍「慰安婦」であったことを名乗り、戦時性暴力問題を大きく動かしたといわれた故金学順さんの墓碑の前に立ったことだ。

わたしは、金学順さんはなぜ名乗り出ることができたのか、いまひとつ納得できていなかった。名乗り出るその 9 カ月前に挺対協ができていたとしてもだ。それだけではない学順さんの核心はなんだったのだろうか。そのことがずっと気になっていた。

挺対協スタッフが、学順さんの墓碑の前で、「なぜ彼女は名乗り出ることができたのか」と切り出し、二つの理由を話してくださった。一つは、家族がすべていなくなったことであり、もう一つは、1960 年代後半から始まった在韓原爆被害者たちの運動だったのだと。彼らが日本政府を訴えていたことが、金学順さんに「名乗り出ることの可能性と希望」をもたらしたのだと。

わたしにとって「性暴力を考える旅」は、ここにたどり着くべくしてあったのかもしれない。

広島湾軍事三角地帯—軍港呉の占領期を中心に

平井和子

はじめに 一なぜ、占領期の呉市なのか？

国際平和文化都市ヒロシマの原爆ドームを中心として、半径 30 キロの円を描くと、その中に多数の軍事基地群が存在していることがわかる。この広島湾軍事三角地帯の東西に位置する呉と岩国は、近代以降それぞれ別の歩みをしてきたが、敗戦後の占領期には、英連邦占領軍 (British Commonwealth Occupation Force, 略称 BCOF) の占領地区となり、その占領担当地区が縮小された 1948 年 12 月以降もともに BCOF の直轄占領の下におかれた。また、現在、ともに在日米軍と海上自衛隊を擁する軍事都市である。今回、広島市を頂点とする三角地帯の東 20 キロに位置する呉を、戦後史の基点としての占領期に焦点をあてて見てゆく。

呉市は、1889 (明治 22) 年、鎮守府が開設されて以来、海軍工廠や広第 11 航空工廠が次々に設置され、近代日本の軍拡とともに軍港としての歴史を歩んできた。それまで呉浦と呼ばれたおだやかな商魚港が、急速に軍港へと変身し、市制がしかれた 1902 年 6 万人だった人口は、海軍工廠などの労働者の増加で 1943 年のピーク時には 42 万人にのぼった。敗戦後、海軍は解体されたものの、呉市にはアメリカ太平洋陸軍第八軍直轄の中国軍政部 (Military Government Section—1949 年から民事部) と、地方軍政部である広島軍政部が置かれると同時に、1946 年 2 月以降は BCOF の司令部も置かれるという他の地区には見られない占領の拠点となり、新たな軍事化を歩むこととなった。

一方で、日本国憲法に基づく民主化の流れも進み、1950 年 6 月 28 日、軍港 4 市 (呉、横須賀、舞鶴、佐世保) を平和産業港湾都市に転換するべく「旧軍港市転換法」が施行された。これは 5 月に国会で法案が通過し、6 月に 4 市全てで行われた住民投票による賛成多数 (呉市では 95.8%) で成立したものだ。この時点で、呉は軍都から平和産業都市へ大きく舵を切ろうとし、圧倒的市民もそれを支持したのである。

BCOF 兵員は 1946 年末には、約 37000 人 (豪 11920、英 9800、印 10850、ニュージーランド 4400) と膨れ上がったが、48 年夏には、オーストラリア軍を除いて徐々に撤退し、年末には、その占領地も広島県と岩国だけに縮小され、1950 年 5 月には BCOF の全面撤退も決定していた。しかし、その 3 日前の 6 月 25 日、朝鮮戦争が勃発し、BCOF は、カナダ軍も加えた英連邦朝鮮派遣軍 (British Commonwealth Forces Korea, BCFK) に改変され、平和産業都市へ転換を図ろうとした正にその時に、呉は国連軍の基地として再度軍事化されることとなった。その後 BCFK は 1953 年 4 月 28 日、サンフランシスコ講和条約の発効により解散、56 年には完全に撤退したが、それ以前の 54 年には海上自衛隊呉地方部隊が発足しており、占領軍が返還した軍事施設はそのまま海上自衛隊が利用するこ

ととなった。また、日米安保体制の下で在日米軍の弾薬庫が設置され、呉市議会が 1960 年から一貫して返還を求めているにもかかわらずそれは無視され、ベトナム戦争や湾岸戦争の際には、3-個の弾薬庫（川上、広、秋月弾薬庫）から弾薬が戦場の米軍へ運ばれた。呉を母港とする海上自衛隊の掃海部隊も 91 年、ペルシャ湾の機雷除去のために初の海外出動を果たし、以後現在に至るまで米国が展開する戦争と切り離せない存在となっている¹。

2002 年、呉市は市制百周年を記念して、旧海軍工廠で建造した戦艦「大和」の遺品などを柱にした「呉市海事博物館」（通称大和ミュージアム）建設を決め、海軍工廠跡や海上自衛隊資料館、教育参考館（江田島）などとともに、旧軍事施設が一連の観光スポットとなっている。年末のイルミネーションに戦艦大和が浮かび上がり、市内のレストランでは「海軍メニュー」が名物の一つになり、呉は軍事基地との「共存」をうたう「平和産業港湾都市」「非核平和都市」という矛盾した状況にある。

さて、近年、日米双方から占領期研究は盛んになっているが、しかし、女性史的視点からの研究はまだ不足している。特に、被占領国側の女性たちがこうむった体験には十分な光が当てられていない。そのことが 2001 年の「9.11 事件」以降、アフガニスタンやイラクへの戦争・占領に際して米英によって喧伝された「女性解放のための戦争」「占領の成功モデルとしての日本占領」という悪質なメタファーを補強することに繋がっているのではないかと²。また、占領期研究といっても、これまでは米軍による占領が中心で、広島・西日本を占領した英連邦占領軍にはほとんど関心が向けられてこなかった³。今回は、そのような研究の不在を埋めるためにも、呉を中心とした占領期にフォーカスして、日米豪合作による被占領地女性への暴力とも言うべき性政策のありようを追ってみる。

表 1 占領期の呉を中心とした年表

1945. 9.18	広島県、連合国軍進駐対策本部設置。「慰安施設に関する事項」は警察部長が担当
9.21	警察部が呼びかけ、業者が広島県特殊慰安協会結成（→10.7 に 5 カ所で開催）
9.26	米第六軍第 10 軍団先遣隊が呉市広町の海軍航空隊へ到着。28 日にかけて呉地区の海軍施設を中心に接收予定施設（兵舎、病院、港湾、娯楽施設など）を決定

¹ 呉の軍事基地に関しては、ピースリンク広島・呉・岩国の作成した以下の叢書が詳しい。『ヒロシマの軍縮マニュアル』ピースリンク叢書 No.5 1992 年、『旧軍港市転換法 50 年と呉市海事博物館』ピースリンク叢書 No.12 2000 年

² 米ブッシュ政権による「女性解放のための戦争」というレトリックを女性史から批判した論文に、藤目ゆき「「9.11」以降のフェミニズムと女性史研究」『二十世紀研究』第 8 号 2007 年、および日本占領を「成功」とする見方への批判として、豊田真穂「アメリカ占領下の日本における性・生殖・人口コントロール」『アメリカ・ジェンダー史研究入門』青木書店 2010 年、平井和子「日本占領を「性」で見直す」『日本史研究』500 号 2004 年がある。

³ ただ、例外的に千田武志による先駆的な英連邦軍の研究がある。本論考の多くも、千田氏の先行研究を参照させていただいた。『英連邦軍の日本進駐と展開』お茶の水書房 1997、『英連邦軍が見た呉』呉市史編集室。

- 10.7 米第六軍 10 軍団の呉 (8000 人)、広 (8000 人)、海田市 (3500 人) への進駐開始
- 11 末 特殊慰安所、先の 5 カ所+福山・大竹・呉・江田島に開設 (登録女性 725 人)
- 12.16 広島軍政部、「特殊慰安所に対する連合軍人の立入禁止」命令と、「公娼廃止」指令⁴
- 12.18 マッカーサー・ノースcott 協定にて、BCOF の占領地は広島県とその周辺に決定。
- 12.31 米第六軍は解隊され、1.1 から米第八軍司令部の指揮下へ (中部から九州の西日本は第八軍第 1 軍団の占領地区へ)
1946. 1.21 GHQ、公娼制度廃止指令 (広島県の娼妓取締規則細則などに廃止は 1.8)
- 2.1 英連邦占領軍呉へ到着。第 34 オーストラリア歩兵旅団、英連邦基地部隊などが広島へ進駐 (BCOF は占領区を中国・四国全域へ拡大されることが決定。呉には治安部隊とは別に中国軍政部と広島軍政部が置かれた)。5 月までに英印軍、ニュージーランド軍、進駐完了。
- 3.2 総司令官ノースcott による BCOF 特有の「フラタニゼーション・ポリシーに関する個人指令」発令。占領軍軍人と占領地住民の交際を禁止し、日本紹介のハンドブック『日本を知ろう』を全兵士へ配布するとともに、6 月、「BCOF 内の結婚に関する指針」という秘密文書を作成、あらゆる手段で BCOF 軍人と日本女性との交際を阻止しようとする
- 5- 広島県下で最初の街娼一斉取締りで 285 人が捕らえられる
- 12 末 BCOF 兵員が最も多い 37021 人 (豪 11918、英 9806、印 10853、NZ4444)
- 1947.2~3 英連邦派遣軍の撤退開始。10 月にはインド本国の独立に伴い、同軍が完全撤退
- 1948.7- BCOF 兵員はほぼオーストラリア軍のみに縮小。12.17-BCOF 占領地を広島県と岩国へ縮小
- 1950.5.19 BCOF の全面撤退決定
- 6.25 朝鮮戦争勃発。BCOF にカナダ軍も加えて国連軍の一員として英連邦朝鮮派遣軍 (BCFK) 結成。呉基地は朝鮮の戦闘部隊への兵站支援に大きな役割を果たすことに。
- 6.28 旧軍港市転換法施行。呉市など 4 市、平和産業港湾都市へ転換することに
- 1952.4.28 サンフランシスコ講和条約発効により BCFK 解散 (1956.11 国連軍の撤退式)
- 1954.7.11 防衛庁・自衛隊が発足し、海上自衛隊呉地方部隊発足
(呉市史編纂室『呉の歩みⅡー英連邦軍の見た呉』増補改訂版 2006 年・『新編広島県警察史』より作成)

⁴ 「公娼廃止」指令については、『中国新聞』1945 年 12 月 22 日に、「全国に先駆けて十七日広島県と島根県がトップを切った」と報じられている。このことは、『広島県警察史』などには見当たらず、また SCAP 側の指令にも見当たらない。よって 16 日の「慰安所立入禁止」を「公娼廃止」の前段階と解した中国新聞の解釈ではないかとも考えられるが、ここでは新聞記事に拠った。

2. 占領軍向け「特殊慰安施設」の設置と展開

これまで「占領体験の秘話」としてドキュメンタリー、ルポルタージュ、小説などさまざまなに取り上げられてきた東京の RAA（特殊慰安施設協会）と比べて、全国各地につくられた特殊慰安所に関する研究はほとんど手付かずのままである⁵。女性史研究においても、買売春や性暴力に関するテーマは、非常に重たいテーマであるとともに、研究者自身の持つセクシュアリティ認識が壁となって敬遠されがちである上、特殊慰安所は数ヶ月で閉鎖され、文書資料にも残りにくい問題でもあるので、全容は明らかにされていない。しかし、短期間のものとはいえ、敗戦直後から全国一斉につくられた慰安所には、占領軍の無血進駐、治安維持、日本の行政組織との良好な関係の樹立などの政治的目的が意図されており、その点でも占領を考える上で重要な意味を持つ。

敗戦直後、広島県は、呉、広島などの軍事基地を有していたことから占領軍の進駐は必至と見て、警察部を中心に9月中旬、進駐予定地の住民へ「連合国軍進駐地附近住民ノ心得」を配布した。そこには、「婦女子ハ服装ヲ正シクシ独り歩キヤ外出ヲセヌ事」などの注意事項が列挙されている⁶。9月18日には、高野源進県知事を本部長とする広島県連合国軍進駐対策本部が設置され、先に進駐が始まっていた東京・横浜を参考に準備がなされることとなり、7部門が設置された。そのなかで「慰安施設に関する事項」を分掌したのは、保安部で責任者は警察部長である。

広島県は原爆や、呉をはじめとする各地の大空襲によって大きな被害を受け、貸座敷業者も壊滅的な状態であったため、警察部は資金の立替、女性の募集を警察側ですること、必要物資の斡旋を条件に、広島市・呉市の業者に呼びかけて慰安所開設を促した。これを受けて9月21日、県下の業者が糾合して、広島県特殊慰安協会（資金50万円、内県の融資30万円・業者拠出20万円）が結成された⁷。協会では、工場や軍関係施設などを借り受け、昼夜兼業の突貫工事によって、船越町、広（2カ所）、吉浦、厳島の計5カ所に慰安所を設置した。この間、警察部では慰安婦募集班を組織し、県下の貸座敷業者免許地域（因島、府中、三原、木江、松永など）を回り女性の獲得にまい進した。戦時中の日本軍「慰安婦」募集と同様、敗戦後も占領軍向けとして、戦前からの娼妓、芸妓、酌婦などがまずターゲットとされたのである。また、業者側も広島県遊興協会長・山本久雄（後広島市助役・衆議院議員）が、阪神方面から一人1万円の身代金で30人を集めたという⁸。

警察が募集をかけた女性たちは、「昨日まで敵国人であった者に身を売ることはいけない」と容易に応じなかったということで、警察が「決死の覚悟でこの急場を切り開いてほしい。慰安婦に対しては軍隊同様の給与を保障する。白米は毎日四合、油、牛肉、砂糖等

⁵ 地域女性史研究の取り組みとして、新潟女性史クラブ『光と陰—占領下における新潟の慰安施設』2005年、ルポルタージュとして山田盟子『占領軍慰安婦』、『ニッポン国策慰安婦』1992年、いのうせつこ『占領軍慰安所』新評論1995年がある。

⁶ 『広島県戦災史』広島県1988 p.477-478

⁷ 『新編 広島県警察史』広島県警察史編集委員会1954 p.891

⁸ 『広島県原爆戦災史』第1巻1971

物資の面は充分斡旋する」と説得した⁹。嫌がる女性たちをどう説得するかについて、その他の府県の警察史にも似通ったノウハウが記録されており、「女の特攻」などと「励ま」し、貧困にあえぐその足元を見透かして、女性のかき集めにまい進したのである。その結果、警察の記録によると、応募した者は500名に上った。その中には被爆女性たちも多くいたであろうことが容易に想像できる¹⁰。このように準備された慰安所は、西日本を占領することとなった米第六軍の第10軍団（約1万9500名）が呉とその周辺に進駐した10月7日に合わせて開業した。

呉に近い吉浦地区には、1887年に海岸の埋立地を利用して遊郭がつくられていた。呉の朝日遊郭ができたのが日清戦争後の1896年であるから、それより早い設置であった。その吉浦遊郭が敗戦後、占領軍の上陸にあわせて慰安所として開設され、45年の呉空襲で消失した朝日遊郭の娼妓たちがここへ集められた。当時の様子を郷土史家が、次のように書きとめている。「遊郭の周囲は板囲いをして、東西の通行口には一般日本人の立入を禁止するために、米軍MPと日本人の警官が立ち番をして警備していた。呉の朝日遊郭が戦災で全焼して吉浦遊郭で、預かっていた娼婦を含む百数十名は（略）、一人一回20円のチケットで多くのアメリカ兵のセックス処理に挺身した」¹¹。呉の南東に位置する広地区の慰安所については、45年10月に広島県警察署に入り3ヵ月の訓練期間を経て、46年2月に広へ赴任した加藤法文氏（1926年生）の記憶によると、弥生新開（後、英連邦軍の家族の居住地区となり、地元民から「虹の村」と呼ばれる）の慰安所は、二階建ての兵舎のような大きな建物で、2、3棟あったという。慰安所の出入り口で、米兵とMPと日本警察が兵士のチェックをしコンドーム（米製の）を渡していた。初期の多いときには、一晩にピストンのように5、60人を相手にしたと聞いたという¹²。

その後、進駐地域の拡大に伴って特殊慰安所は各地に増設され、11月末までに先の5ヵ所の他に、福山、大竹、呉、江田島につくられ、慰安女性数は725人に増加している¹³。慰安所には多くの兵士が殺到し、10月7日に開業してから同月20日までに利用した延べ人数は3万4909人と記録され、利用者多数のために前もって「慰安チケット」を発行している。来場する兵士の多さを、警察側は「盛況」と表現し、女性たちが恐怖心を口に出不さなくなったことを「稼業に相当馴れ」た、と判断する（このような認識は各地で同様で、各県警察史を読んでみると、この表現の共通性に閉口する）。そして、このままでは前借返済を終え、廃業するものが続出することとなり、「慰安婦が払底する」することを恐れた警察では、防止策として女性たちへ貯蓄を勧めると同時に「新規慰安婦の獲得につとめる」

⁹ 前掲『新編 広島県警察史』p.892

¹⁰ 例えば、1952年静岡県御殿場市の調査では、売春女性の出身地に西日本では唯一広島県が入っている。そのことを裏付けるように地元の『郷土ニュース』（1950年8月28日）には、「俺が原に広島原爆で家や身寄りを失った者が四〇余人もおり」と伝えている。平井和子「米軍基地と『買売春』—御殿場の場合」日本女性学会『女性学』Vol.5 1997 p.126

¹¹ 新宅春三『年表で読むふるさと吉浦の今昔』私家版2000 p.184 新宅氏によると、女性の募集については、警察部がみたらいや大久野島から連れてきたとのこと。2010年5月6日電話インタビューにて。

¹² 2006年10月29日、高雄きくえ氏と広の佐藤氏宅にて聞き取り

¹³ 前掲『新編 広島県警察史』p.982

としている¹⁴。「盛況」により、女性たちがどんな非人間的なハードワークを強いられていたのかという視点が全く無く、「盛況」による収入で、女性たちの廃業による要員不足を心配しているのである。

さらにこの間の慰安所開設と展開をよく示す報告書がある。大竹町の警察署長から広島県警察部長へ宛てた「連合軍大竹地区進駐状況二関スル件」¹⁵という文書である。大竹は、広島県と山口県との県境に位置し、隣接する岩国との関係も深く、戦争末期には大竹海兵団や潜水学校が開設された。このまちもまた広島湾軍事三角地帯の一角をなすといえよう。

「五 性的慰安施設開設 性的慰安施設二付テハ進駐后間モナク直接部隊並県慰安協会県保安課ト密結シ適地物色中ナリシガ部隊駐留此地ヨリ一約□□□□ヨリ離レタル管下佐伯郡大竹町字小島新開 三菱化成工場所属寮「養和寮」ヲ十二月九日之ガ施設トシテ決定シ即日慰安協会ヨリノ慰安婦八名ヲ収容シ開設シタルガ衛生其ノ他諸施設比較的整備シ居リタル関係上進駐軍部隊ノ人気ヲ呼ビ全ク昼夜兼行盛況ヲ呈シツツアリ（略）」

この資料から、慰安所の開設には、地元の警察が米軍部隊と県慰安協会および県保安課と綿密に連携して行われたこと、県慰安協会が集めた女性八人が収容され、昼夜兼行の「盛況」をなしていることが分かる。料金は、オールナイト 45 ドル、ショートタイム 20 ドルである。さらに資料から、地元部隊だけではなく、海田市方面から個々に兵士が来所するようになったため、この点を当地の部隊長を通して差し止めるように懇願中である、ということも分かる。性病予防に関しては、警察官立会いの下で衛生部長を専任の医師として毎日正午に、検診を行っている。「慰安チケット」の事前配布といい、女性への性病管理方法といい、正に旧日本軍慰安制度の部隊直属の慰安所を想起させるものである。

3. 慰安所の閉鎖と公娼廃止による影響

このように「盛況」だった慰安所であるが、米兵の性病感染率が上がったことを理由に、1945 年 12 月 16 日、進駐軍当局による「特殊慰安所に対する連合軍軍人の立入禁止」命令を機に閉鎖へと向かっていく。この指令は、ほぼ同時期、全国的に出されたようで、広島県の他に筆者が確認できたものだけで北海道、青森県、新潟県、群馬県、茨城県、山梨県、兵庫県の警察史に記されている。書き方も判で押したように、表向きは性病蔓延が理由であるが、来るべき「公娼廃止のための事前措置でもあったようだ」¹⁶としている。この指令を出したのは「進駐軍当局」「総司令部」「GHQ」などと各県ばらばらの表現となっており、また SCAP 側にこれに相当する資料が見当たらないことから、これが SCAP から

¹⁴ 前掲『新編 広島県警察史』p.983 この部分は広島県知事が内務省警保局長宛に出した「連合軍進駐に伴う慰安所開設状況に関する件」（10 月 30 日付）中の言葉として記されているが保管場所については記されていない。

¹⁵ 呉地方復員□□管理部参謀部『昭和二十年 呉進駐関係綴』防衛研究所図書館蔵

¹⁶ 『青森県警察史』下巻 1977 年 p.681

全国一律的に出されたのか、あるいは各県の軍政部が個々に出したものなのか判然としない。しかし、多くの特殊慰安所が12月中旬に閉鎖されたということは言えるだろう。1946年3月まで生き延びたRAAの性的慰安施設と違って、地方に設置された特殊慰安所は3ヶ月の短命に終わったことになる。閉鎖の理由が、性病の蔓延だけではなく、日本民主化の大きな要素であると考えられた公娼廃止への布石であったのかどうかは、今後の課題としたい。また、『中国新聞』(12月22日)によると立入禁止命令が出された12月16日に、GHQから全国に先駆けて広島県と島根県に「公娼廃止指令」が出され、それを受けた広島軍政部の通告により特殊慰安所に集められた700人(広-429、矢野-100、吉浦-61、呉-48、福山-32、尾道-30、音戸-32、江田島-27、大竹-7、忠海-5)の解放を命じ、保安課と業者が衝撃を受けている様子が伝えられている¹⁷。GHQによる公娼制度廃止指令は1946年1月21日のことであるので、広島と島根2県への早い指令は、果たして事実なのか、事実であればどのような背景があるのか、今後、明らかにしていきたい。

「立入禁止」指令と同時に、軍政部から広島県へも米兵の進駐区域から業者を撤退させる旨の通告があり、慰安所は閉鎖され、売買春は進駐地区の外側へ移転、拡散していく。また、近隣の住民の中にも、自宅に慰安所の閉鎖で行き先を失った女性たちを下宿させる者が出てきて、呉、江田島付近は「パンパン」「街娼」「闇の女」と呼ばれる売春女性たちが溢れることとなった。占領軍は、このような女性たちを性病感染源として、彼らが売春婦と見なした女性たちを街頭などで捕まえ、強制的に連行し性病検査をさせるという手段(「狩り込み」)に出た。広島県での最初の一斉狩り込みは1946年5月で285人が捕らえられている¹⁸(具体的な「狩り込み」のやり方については、4の「英連邦占領軍による性暴力」で言及する)。

4. 英連邦占領軍(BCOF)による性暴力

広島県は、占領の当初は米第六軍による占領を受けていたが、1945年12月18日の「マッカーサー・ノースcott協定」によって、英連邦占領軍(BCOF)の占領地区が広島県とその周辺に決まり、この地域はBCOFの占領地となることが確定した。翌1946年1月末には、BCOFの占領地が中国・四国地方に拡大された。その構成はオーストラリア陸軍の元参謀長ノースcott中將を司令官とし、英・印・豪・ニュージーランド軍からなる。BCOFは占領行政には参加せず、もっぱらアメリカ軍の補助部隊として展開した。進駐はオーストラリア軍を皮切りに2月から開始され、3月にニュージーランド軍、4月に英印

¹⁷ 『中国新聞』1945年12月22日 この記事では、広島県特殊慰安協会の田口常務理事と長行保安課長が談話を述べているが、慰安婦とされた女性のインタビューも掲載されている。それによると「今後どうなるのか今までのやうに一ヶ所に集つての営業は許されないといふので私たちは元の楼主のもとに一応帰りますが、前借を棒引きにして勝手に郷里に帰つてよいといふ意志の指令ではないようです、進駐軍相手によろこんで商売しているやうに世間では噂されますが、この道以外の人には話せないつらさがあります。今後の生活をどうするかまだはつきりとした目標もなく抱主からの口々通りに動くつもりです。」と述べている。

¹⁸ 前掲『新編 広島県警察史』p.971

軍が入り、呉には BCOF 司令部とともに米第八軍（1945 年末に第六軍は解隊され、西日本は米第八軍司令部の指揮下に入った）の中国軍政部と広島軍政部も置かれ占領軍の一大拠点となった。

先に述べた地元警察官の佐藤法文氏は、米軍に替わって英連邦軍がやってくると、広地区の民家が BCOF 兵士の「オンリー」を下宿させるようになり、これを「空気が変わった感じ」だったと表現する¹⁹。確かに、オーストラリア軍は、「ノン・フラタニゼーション政策」を基本としていたため、米軍のように市民に気軽に話しかけたり、ガムやキャンディを与えたりはしない。表立った買春行為も減少したかのように見えたかもしれない。また、この時期には、占領初期に開設された慰安所への立入禁止指令が出され、軍事施設付近の慰安所が軍事地域の外側へ移転したり、公娼廃止指令によって閉鎖したりする転換期であった。それが「空気が変わった」という印象の背景にあると考えられる。

しかし、強姦をはじめ BCOF の占領地住民への犯罪は記録されたものだけでも非常に深刻である。BCOF が設置した「特別捜査班」(S.I.B) は、占領 1 年間の犯罪のうち「主要調査」を「概要」²⁰として報告書を作成している。そこには、3 件の強姦（呉、岩国、岡山のケース）と 6 件の殺人が報告されている。強姦は被害者が申し出て、加害者の身元が確認され S.I.B によって逮捕された数少ないケースである。6 件(7 人)の殺人については、兵士の発砲によるもの 2 人、交通事故 3 人、暴行 1 人、不明 1 人で、うち女性の被害が 4 人である。また、BCOF の通訳としてやってきたオーストラリアのアレン・S・グリフトン (Allan S.Glifton) の日本滞在記には、彼が直接見た集団による強姦事件などがなまなましく記され、オーストラリア兵の犯罪の多さに、彼らの行為は「Yabandjin=野蛮人」であると断罪し、電車に乗っても同じオーストラリア人であることが恥ずかしくて彼らの象徴である幅広帽をかぶらないでいる、と述べている²¹。また、朝鮮戦争時には、国連軍兵士たちの犯罪が増し、市民たちは「ギャング国連軍」と呼び、これを恐れた。朝鮮派遣前に街で暴れたり、買春に走ったりする兵士たちの行為の背景には、戦争への疑問や恐怖があると、1952 年にこの地域をつぶさに見て回った山代巴はレポートしている²²。

講和条約が発効した 1952 年 4 月以降は、それまで封印されてきた駐留軍・国連軍の犯罪が問題化され、駐留軍側も批判が高まるのを恐れて英・豪・加・ニュージーランドの各国軍から M・P を出して巡回させ、これを呉市民たちは“4 人のジープ”と呼んだ。呉市警本部によると、講和条約発効前の 1 月から 4 月までの犯罪検挙率は 38%であったのに対し、条約発効後は 79%に上がり、講和以前は日本側が手出しできなかった状況がよく現れている²³。

¹⁹ 前掲佐藤法文氏聞き取り。また、この時期の呉市民の見た米軍と BCOF への印象については、千田武志「英連邦軍の日本占領と市民の交流」が、市民の随想や聞き取りを紹介している。

²⁰ Summary of Investigations by BCOF S.I.B.Sections 2Apr.48
オーストラリア戦争記念館所蔵、呉市史編纂室提供

²¹ Time of Fallen Blossoms:Allan S.Glifton,Alfred A.Knopf,INC.New York
1951p.167-175

²² 山代巴『基地と娼婦の広島湾』1952 新日本文学広島支部発行 山代巴研究所蔵 p.13

²³ 佐原忠信「暴力の街ー広島県・呉基地」清水幾太郎他編集『基地日本』和光社 1953 年／呉市における国連軍の犯罪について、1952 年第 13 回国会、法務委員会での答弁から、

買春行為も盛んに行われたようで性病感染率は、特にオーストラリア軍がかなり高く²⁴、その対策として 1946 年 9 月、BCOF 代表者会議（豪第 34 歩兵旅団司令部・英連邦基地隊・第 20 野戦病院）は、2つの方策を打ち出した。まず、「性病取締班」（憲兵・拔擢された兵士・運転手・通訳・日本人警官・2.5 トントラック）をつくり、広島市や呉・広島・吉浦の街頭で「おとり作戦」という「狩り込み」を行うのである。女性が声をかけたところをつぎつぎに逮捕し、トラックが満杯になったところで、先に警察へ運び、その後病院で性病検査を受けさせるというものである。もう一つの方法は、「風俗取締班」を組織し、性病で呉の総合病院へ入院した兵士の「接触質問表」を毎日チェックし、接触相手の名前と住所を突き止め（彼が女性の名前を思い出せない場合は、性交をした場所へ連行し、場所を特定する）、名前が判明した場合は、売春女性名を最寄りの警察署へ報告し、警察が女性を検査と治療のために病院へ連行する、というものである²⁵。この時期、警察官だった佐藤氏も渉外関係担当として BCOF と一緒に行動し、女性たちの性病検診には広の産婦人科数軒へ幌付きのトラックで連れて行ったという。彼は慰安所の存在について、「いつの時代にもはけ口は必要。慰安所の存在で（一般）女性が守られたと思う。が、大和ナデシコなんてくそ食らえと思ったね」と、いう²⁶。ここに、男性の性幻想と敗戦国男性としての屈辱感とがにじみ出ている。

以上、BCOF も、「狩り込み」と感染源を特定する「コンタクト・トレーシング」という米軍と全く同様の性病対策をしていたことが判明した。どちらも、感染源を日本の売春女性たちとし、自国の兵士たちの「安全な買春」のために、徹底して被占領国の女性たちの人権を無視した政策を行った。日・米・英連邦合作によるこのような占領の実態を、果たしてわたしたち日本女性史研究者は「女性解放」「平和的占領」「成功モデル」と言わせておいてよいのだろうか？

5. 女性団体の対応－「母の家」の開設

最後に、占領が終わって本格的に動き出した女性団体の一つとして矯風会の動きについて触れておく。朝鮮戦争後呉には国連軍、江田島には日米安保条約による駐留米軍の軍事

藤目ゆきは被害者の多くが「パンパン」であることをもって、それが強姦事件として認識されていないという問題性を指摘している。藤目ゆき『女性史からみた岩国米軍基地』ひろしま女性学研究所 2010 年 p.69-70

²⁴ BCOF が進駐して 3 ヶ月の 1946 年 5 月までに性病総数は 1968（豪州兵 1268）人、8 月末までに 4769（豪州兵 2982）人、9 月末 5823（豪州兵 3491）人、10 月 6831（豪州兵 3782）人と、ほぼ 1 ヶ月に 1000 人ずつ増加（総数 3700 人／豪 11918 人）。性病感染率の高さに 6 月の会議で総司令官が検討を指示。特に豪州兵が高く、オーストラリア病院に性病患者用の病室を増設する必要がある、高価な薬も大量に使っている、と記録されている。呉市史編纂室 英連邦軍関係資料「日本における BCOF の活動報告」

²⁵ 34Australian Infantry Brigade War Diary or Intelligence Summary Aug~Dec,'46 Feb~Mar,'47 オーストラリア戦争記念館像

呉市史編纂室「英連邦軍関係資料」No.342

²⁶ 前掲佐藤法文氏聞き取り

施設が存在し、山代巴が指摘したように、この地域は「基地と娼婦の広島湾」²⁷という状況になった。呉には約 3500 人、江田島には 1500 人の「パンパン」女性たちが集まった。戦前から息の長い娼婦運動を続けてきた日本基督教婦人矯風会では、この軍事基地化によって生じる問題群を、「パンパン」の大量発生と、「混血児問題」の二つに象徴させて捉える²⁸。そして、矯風会のリーダー、久布白落美は、問題解決策として、1952 年 8 月に全国に「母の家」をつくることを提案する。

「母の家」の構想の基本的考え方はこうである。「米兵、英兵、豪州兵でもいづれも皆誰かの息子である、実息子である、我等の国内に宿る以上隣国からの客人である、我等は母の心をもつて彼我をもてなすべきである。基地の問題も結局はこれで解決せねばならない……我等を守りに来た息子達を彼等が此の国で奉仕する間守ってやらねばならない²⁹」。

占領軍兵士の母に成り代って、墮落した日本娘（パンパン）から彼らを守ってやるために、「母の家」を全国につくろうと言うのである。久布白は全国に 10 ヲ所つくりたいとしていたが、まずその第 1 号が 1953 年の春（?と見られる）に、呉で開所した。呉支部長である柏木松枝の二階家の下 2 室（三坪と十三坪）を借り受け、訪れる BCOF 兵士を日本文化（お茶やお花）でもてなし、レコード観賞、賛美歌の合唱などの「家庭的な交流」の場とした³⁰。呉の第 1 号を見本に、矯風会静岡支部でも、米軍基地がある御殿場に「母の家」を設置しようとする動きが始まっている。

日米安保による駐留軍を、「我らを守りに来た」「客人」と認識し、米兵や国連軍兵士を「母の心」でもって守ってやるという母性主義からは、軍事基地への批判どころか生き抜くために売春をする「パンパン」たちは、息子達を誘惑する墮落した娘たちとして排除、取締の対象としか見えなかったことだろう。「母の家」開設に当たって、久布白らは宣教師と協力して、呉の BCFK 各部隊を回り、駐留兵士がどのようなニーズを持っているのかを調査している。矯風会呉支部は、かつて戦争中、自宅を開放して海軍兵士の世話をを行った会員（十時菊子）という存在を思い起こし、その延長線上に「母の家」開設を位置づけている。つまり、戦中から冷戦期を通じて、軍事基地の存在を前提とし、そこに集められた兵士を息子のようにねぎらい、私財をなげうってでも奉仕するという姿勢は一貫しているのである。ここに軍事基地と親和的な同会の姿勢が読み取れる。この矯風会が大きな牽引力となって、その後の売春防止法制定への道がつけられているのである。

終わりに

2005 年、奈良で開かれた「第 10 回全国女性史研究交流のつどい」の分科会で、占領から冷戦期にかけて「本土」の基地周辺における売買春の実態を報告した際に、フロアーから沖縄の参加者が「問題を過去の歴史にしないでほしい。米軍による性暴力は現在ただいまも沖縄では多発している」と言われた時のことが今もわたしの中に鮮明だ。

²⁷ 前掲 山代巴作成のパンフレットのタイトル

²⁸ 久布白オチミ「矯風会第五十三回大会の成果」『婦人新報』1953 年 3 月

²⁹ 久布白オチミ「基地に対する二つの方策」『婦人新報』1953 年 3 月

³⁰ 久布白オチミ「母の家便り」『婦人新報』1953 年 10 月

2010年9月に開催された「第11回全国女性史研究交流のつどい in 東京」の分科会（「戦争と平和」）で、藤目、高雄、平井の3人は、共通のテーマ「広島軍事三角地帯－広島・岩国・呉」を掲げてそれぞれ報告を行った（本稿もその時の発表をもとに加筆したものである）。「つどい」は固定的な組織を持たないため、毎回開催に手を挙げた地域が、実行委員会を組織して大会の立案、計画から実施、記録まで気の遠くなるような行程を経て始めて実現される。とりわけ今回の第11大会は、東京という場所と前回の「つどい」から5年間の間隔があったこともあり500人という大量参加となり、そこに費やされる実行委員の労力は並大抵のものではなかったことだろう。

11の分科会が設定され、わたしたちの報告は、戦争末期の女子通信隊の報告をされた西田秀子氏とあわせて、「戦争と平和」という分科会に分類された。分科会報告者として、この間の実行委員会の準備過程にノータッチであったことを認めつつも、実はわたしたちは『報告集』の分科会のリード文に以下のような文言が予定されていることを知って驚いた。

「安保改定から半世紀を経て、日本における基地の問題はいまだに解決していない。『核兵器のない世界』を実現し、平和をどのように構築するか。そのため私たちは戦争の時代からそして平和を守る戦いのあゆみから、何を学ぶか。」（第11回全国女性史研究交流のつどい実行委員会『資料集・新たな女性史の未来をどう切り開くか』2010.9.4-5 p.39）

分科会報告で高雄は、2007年に広島市で起きた岩国米軍基地海兵隊員による性暴力事件にこだわり、底辺を米軍（岩国）と自衛隊（呉）に置く二等辺三角形の頂点に位置する国際平和文化都市ヒロシマの有りようを厳しく問い直し、藤目は集団レイプ事件に象徴される基地と性暴力の共犯性を岩国の現代史から鮮明にした。平井は、呉の占領期に時代を絞り、日・米・英連邦軍合作ともいうべき女性への人権侵害から、日本占領が「女性解放」と「民主化の成功例」とされることの問題性を明らかにしたつもりである。以上のような実際の発表とリード文の乖離は大きいものがある。ここに象徴される齟齬－これは何に由来するのかがずっと気になっている。

実行委員会では、準備段階で何度も会合を重ねられたようであるが、各分科会の内容の検討にはどれほど議論が持たれたのだろうか。「開催にあたって」で、実行委員長の「2010年は『大逆事件』や『日韓併合』の1910年から100年目にあたり、安保改定の1960年から50年目にあたるという歴史的節目の年です³¹」という言葉は、分科会も含めて第11回「つどい」の全体を通してどれほど意識されていたのだろうか。

「戦争と平和」分科会のコメンテーターとして加納実紀代氏は、いみじくも「広島湾軍事三角地帯の報告は、女性史とは何のためにあるのかという根源的な問題提起である」と述べられた。わたしたち3人は、安保体制の下で進められる米軍基地再編という名の拡大と、それに伴う住民へのさまざまな抑圧、アメリカによる軍事介入にお墨付きを与えた「占領の成功例」としての日本占領をそれぞれ熱く語ったつもりである。しかし、それが一人一人の参加者にストレートに届かないように感じたのは、わたし自身の力不足だけではないように思う。もしかしたら地域女性史（あるいは「つどい」そのもの）の中にある、軍隊や基地問題、あるいは売買春や「性」に関するような重たいテーマと対峙せず、迂回す

³¹ 第11回全国女性史研究交流のつどい実行委員会『資料集 新たな女性史の未来をどう切り拓くか』実行委員長折井美耶子「開催にあたって」p.2

るという傾向、そして何よりそこへ自分自身を関わらせて研究して行く、という姿勢が希薄であることが問題の根本にあるのではないだろうか？—こんなことを改めてわが身にも問いながら今回、本稿をまとめた次第である。

広島県・山口県における占領軍被害

藤目ゆき

はじめに

筆者は2010年10月末に『女性史からみた岩国米軍基地—広島湾の軍事化と性暴力』をひろしま女性学研究所から出版した。

この本は『アジア現代女性史』第4号(2008年)の朝鮮戦争特集に寄稿した「朝鮮戦争と基地の街 岩国の女性史」を元に書き下ろしたもので、二部構成になっている。一部は、日本軍が基地を建設した日中戦争勃発前後から岩国が米軍再編の焦点地域となった今日までの歴史を時代を追って叙述した。第4号刊行後に行ったインタビューや史料調査の成果を盛り込んで、視野を広島湾地域にひろげて公娼制度の再編過程を跡づけるとともに、岩国における終戦前後の在住朝鮮人の生活、朝鮮戦争後の基地拡張に対する川下住民の抵抗、山口県「赤い日記帳」事件前後の女性教師たちの運動などについても叙述した。

二部では2007年に発生した広島事件(岩国基地の海兵隊員4人による集団レイプ事件)をとりあげた。この事件は地検で不起訴とされ、第4号刊行後に開かれた米軍法会議で4人はレイプに関して無罪とされている。軍法会議の開催を以て米軍側の真摯な綱紀粛正の意思の表出とみなすような言説が一般に流布されている中で、筆者は軍法会議取材した記者たちの取材記録や米国側公文書、米軍の外郭団体が発行する新聞『星条旗』などを調査し、広島事件の真相と米軍犯罪に関する日米の密約・共犯関係の一端を明らかにした。

この本を執筆することで、筆者はこれまでおよそ10年間とりくんできた岩国基地をめぐる女性史の調査をひとまず一冊にまとめたことになる。

が、もちろん、この一冊で岩国基地をめぐる女性史・広島湾の軍事化について書くべき事を書き尽くすことができたわけでない。いったんはまとめたものの、さらに調査を続け、研究を深める必要を感じている。

その一つは、連合国対日講和条約が発効するまでの時期に占領軍が引き起こした犯罪についてである。『女性史からみた岩国米軍基地』では、主題が米軍基地であったこと、占領前期に関する岩国の史料があまり見つかっていなかったことなどの理由で、朝鮮戦争勃発を契機に米軍の大部隊が岩国に進駐する以前の、英連邦軍が中心であった時期については十分に述べるができなかった。

そこで本稿では、岩国研究の新たな一歩として、1958年に行われた占領軍被害実態調査の史料を検討し、広島県・山口県における被害状況の一端を明らかにすることを試みる。

先ず第1章において、本稿が史料として用いた全国調達庁職員労働組合の「中国地区 被害者実態調査表」(1958年9月調べ)の全体像を概説する。続いて第2章において、広島県・山口県における数々の占領軍不法行為を殺人・傷害、労務事故、交通事故の三つに分けて概

観する。第3章では類型全体を貫いて共通する被害状況を明らかにし、「占領」という名の戦争の継続を指摘したい。

第1章 占領軍被害補償要求運動と被害実態調査の概要

第1節 占領軍被害補償要求運動のなかで取り組まれた被害実態調査

本稿が用いた史料は、全国調達庁職員労働組合（以下、全調達と略称）の押印がある「中国地区 被害者実態調査票」のファイルであり、ここには広島県と山口県で回収された128枚の「占領期間中の被害者実態調査票」（1958年9月調べ、全調達本部）が収録されている。調査票の内容に言及する前に、この調査が行われた背景を説明しておこう。

1945年8月14日、日本はポツダム宣言を受諾して連合国に無条件降伏し、翌9月に連合国による対日占領が始まった。1952年4月28日に日本と連合国の講和条約が発効するまでの約7年間、日本は連合国によって占領された。占領下の市民生活は、戦災被害、家族の戦死や戦傷、引き揚げ、食糧難、インフレの昂進、失業と未曾有の苦難に陥っていた。特に日本軍施設が高度に集中していた広島湾地域には広島市への原爆投下をはじめ、呉・岩国にも激烈な空襲が行われており、人々は廃墟の灰燼のなかから生活再建の歩みを始めねばならなかった。そんな中で多数の人々が占領軍による労働動員や不法行為によって人的・物的に被害を与えられている。しかしGHQはこのような占領下の人的・物的被害に関して当初から一貫して補償責任を認めなかったため、被害者たちは日本政府が支給する僅かな「見舞金」を受け取るか、もしくはそれさえ受け取ることができない泣き寝入り状態に置かれた。

1952年4月28日、連合国の対日講和条約と日米安保条約が発効し、占領は解除された。この講和条約において日本の賠償請求権放棄が明文化される一方、安保条約に基づく行政協定によって駐留米軍関係者による不法行為に関しては公式な補償が規定されることになった。これを受けて占領軍被害を受けた犠牲者やその遺族たちは1953年頃から「進駐軍被害者連盟」を結成するなどして、国を相手に損害賠償訴訟を起こしたり、被害補償の立法運動を展開するようになり、1959年1月には全国で19県の連盟が団結して「全国進駐軍被害者連合会」を結成した。自由法曹団、社会党、全調達などがこの運動を支持し、実態調査や世論喚起に協力した⁽¹⁾。本稿がとりあげる「中国地区 被害者実態調査表」は、その占領軍被害補償請求運動において全調達が行った全国被害実態調査の成果であり、中国地区に関する調査結果である。

占領軍被害補償要求運動は、広島県呉市から始まった。『日本労働年鑑 第27集 1955年版』に、運動の経過が次のように説明されている。

⁽¹⁾ 斎藤直喜「進駐軍被害者連盟のたたかひの頃」・島田正雄「被害者救済運動の組織者として」および「＜座談会＞被害者連盟」（「小澤茂を語る」記念出版実行委員会編『小澤茂を語る』三恒出版印刷、1976年所収）、「占領軍被害補償要求の運動」法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』35集、東洋経済新報社、1962年、260～262頁

「占領中、連合軍軍人の不法行為によって蒙った日本国民の損害はそのままに放置され、日本警察でも連合軍憲兵隊に通報する程度で詳細な調査も行われなかったことが多かった。

53年3月、特に広島県呉市には英海軍による事故犠牲者が多かったことから、広島弁護士会では会員中安弁護士の訴えによって損害賠償請求に関する特別委員会を作り、呉市警もこれに協力して占領中に発生した事故の調査及損害賠償に関する研究が進められた。平和条約ではこの種の請求権を放棄する旨を明文をもって定めたために法律的にも困難な問題があった。然しながら事故当時、1000円程度の見舞金を貰った者もあったが、大部分は殺されても一文の補償も受けていない実情にあり、被害者の親族も長らく泣寝入りしていたのが運動の発展と共に立ち上り、日本弁護士連合会も広島弁護士会からの建議によってこの問題を取りあげるようになったので問題は漸く広い関心を惹くようになった。政府も閣議了承の形式で都道府県を通じて被害者親族に63000円程度の見舞金支出を行ったがこれは損害賠償ではなくあくまで見舞金である、とされていた。呉市内には軍人の不法行為による被害者は死亡者90名、負傷者76名といわれ、これらは事故犠牲者連盟を結成して各方面に働きかけ、遂に広島地方呉支部に死亡者につき各50万円の損害賠償訴訟を国を相手方として提起するに至った。」⁽²⁾

このように呉市から始まった運動が全国に広がり、59年に「全国進駐軍被害者連合会」が結成された。そしてこうした運動を背景に、61年秋、第39臨時国会において占領軍に殺傷された被害者と遺族に「給付金」を支給するという「連合軍占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律」が成立するにいたるのである⁽³⁾。

占領軍被害者件数は、同法制定直前の1961年7月31日の時点で日本政府が把握していた総数が9352名であった⁽⁴⁾。総数9352名の内訳は被害種別件数において「死亡」が3903人、

(2) 「占領軍事故犠牲賠償運動」 <http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/rn/27/rn1955-721.html>

(3) 「連合軍占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律」は、被害補償要求運動の成果ではあった。しかし、法律が定めた給付金は死亡者の遺族に20万円（ほかに葬儀給付金5000円）、障害者に最高238000円、最低24000円であり、当初被害者たちが要求していた「少なくとも50万」の半分にも満たない金額であった。全国進駐軍被害者連合会の顧問であった小澤茂弁護士は、被害者連盟の活動を回顧する座談会の中で、「中安甚五郎弁護士が特別補償するという法律ができたにかかわらず、この程度で我慢できるか」といって引き続いて訴訟をやっておられたようだが、あの結果は、期待した通りにならなかったと思う」と回想している（前掲『小澤茂を語る』163頁）。

また、法の適用範囲は「日本国籍を有する者」に限られた。法案は1961年10月3日に内閣委員会に付託され、提出議員を代表して法案の説明を行った社会党の石橋政嗣は、国籍条項にふれ、「従って第三人等等の被害者はこの法律の権利者たり得ないわけではありますが、外交上の問題として政府において円満な解決をはかられんことを強く希望している」と述べている（<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/039/0388/03910030388002a.html>）。

(4) 総務部補償課「連合軍占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律解説」『調査月報』によれば、全調達による調査の後、日本政府は1959年度に調達庁を主務官庁として400万円の予算措置を講じて被害実態調査を行った。なお、この解説文は補償課の署名で発表されているが、当時の森補償課長が「藤本不動産部次長（当時総務参事官）が繁務の間にあって筆をとられたもの」とであると後記に記している（37頁）。

「障碍」が2103人、「療養」が3346人、性別件数において男性6636人、女性1988人、不明220人、被害時期は占領直後から1948年末までの占領前期において総件数の60%（特に死亡者にあつては死亡総数の75%）が集中的に発生している。

この調査を実施した調達庁総務部補償課は、「被害の状況を見るとその多くが交通事故であることは現在も殆ど変りはないのであるが、当時の事故は、講和発効後のそれと異って、故意による事故が多く又不法射殺、暴行など刑事犯罪に属するものが多いところに戦争感情の余燼が強く伺われ、占領直後の混乱の中にあつて生計の中心者を一瞬にして失い四散した遺族、被った被害のため引き続き療養中の者など敗戦の疵痕がこの時期に深く刻みつけられていることが解る」⁽⁵⁾と述べている。

なお、調達庁の起原は、1947年に占領軍が必要とする施設（土地・建物）・物資・役務の調達・管理を任務として設立された特別調達庁であり、特別調達庁の支局は札幌、仙台、横浜、名古屋、京都、大阪、呉、福岡に設置された。49年6月1日、総理府の設置に伴い「特別調達庁設置法」が施行され、特別調達庁は国の機関（総理府の外局）として長官を長とする国家行政組織となり、それに伴い8つの支局も特別調達局と改称した。講和条約発効直前の1952年4月1日、名称から「特別」が除かれ、調達庁へ改称された。全調達が占領軍被害実態調査に取り組む前後の58年8月1日、改正防衛庁設置法が施行され、調達庁は防衛庁とは別系統の「総理府の外局」から、「防衛庁の機関」に移管される⁽⁶⁾。

全調達の組合活動に関しては未だ調査不足であり詳細はわからない。本稿では、全調達が講和条約発効前後には官庁労働組合協議会（以下、官労と略称。1951年7月結成）傘下であり、53年6月に官労が解散して傘下の全組合が日本官公庁労働組合協議会（官公労）に加盟したのに伴って、官公労の傘下に入った⁽⁷⁾という事実だけを記しておく。

第2節 全国調達庁職員労働組合が収集した『中国地区 被害者実態調査票』

占領軍被害補償要求運動の一環として全調達が行った調査活動の成果『中国地区 被害者実態調査表』には、「占領期間中の被害者実態調査票 昭和33年調べ 全調達本部」と印刷された調査票128枚が綴じられている。調査票には、被害者と回答者の住所氏名、被害状況、被害に対してそれまでに支給された見舞金の額、現在の状況、氏名公表の可否、被害当時の状況、回答者が知る他の被害者などについての記入欄がある。先ず、その回答内容について全体像を概観しておきたい。

128枚のうち、2枚は中国地区在住の遺族が回答した調査票で、1枚は神戸市、もう1枚は埼玉県で発生した事件である。表「広島県・山口県における占領軍被害」は、その2枚をのぞく126枚のデータの一覧表である。この126枚について、地域・時期・性比・犯罪類型・中国地区の特色などを見てみよう。

(5) 同前、16頁。

(6) 「防衛施設行政45年の軌跡」（防衛施設庁史）

http://www.mod.go.jp/j/profile/choushi/choushi_pdf/01_00_00.pdf

(7) 『大原 日本労働年鑑 第26集 1954年版』によると、全調達は千代田区神田岩本町三に本部があり、代表者は河野武、組合員は2500人である。

第一に、地域については、広島県 87 枚、山口県 39 枚であるが、島根県や鳥取県、岡山県のものを含まれていない。広島県内では、群を抜いて多いのは呉市の 53 枚である。その他の 49 枚も、福山市の 3 枚のみが例外で、江田島 7 枚・広島市 5 枚をふくめすべて広島湾地域に集中している。山口県内では山口市 9 枚、防府市 8 枚などが多いが、さほどに著しい地域差は認められず、岩国市についてもわずかに 3 枚が綴じられているだけである。もちろん岩国における占領軍被害が 3 件しかなかったわけではない。調査票が 3 枚しかないのは、全調達が 1958 年 9 月の時点で調査が及んでいたのが 3 枚分だということである。例えば、1950 年 9 月 30 日には米軍の B62 爆撃機が空中分解で岩国市横山旭町の民家に突入し、ガンリン引火で民家 2 軒半焼失、3 歳と 6 歳の幼児、66 歳のおばあさんが即死するという大惨事が発生しているが、この事件に関する調査表は見あたらないのである。

このような地域の偏りは、呉市に進駐軍被害者が実際に多数おり、そこから運動が始まったという経緯から調査が進んでいたという理由に加え、他の地域では被害があつたとしても補償請求が組織的運動になっていない、あるいは全調達の調査が十分に及んでいなかったという理由も反映していたと思われる。山口県の場合は 1958 年 11 月に山口県進駐軍被害者遺族会が発会し、宇部市の友原盛作氏が副会長、山口市の県庁職員が副会長に就任している⁽⁸⁾が、岩国市には特に活動があつた形跡がない。

第二に、事件発生年別に見ると、年次不明の 2 件を除く 124 件のうち、1945 年に 8 件 (6.5%)、46 年に 39 件 (31.5%)、47 年に 41 件 (33.1%)、48 年に 13 件 (10.5%)、49 年に 7 件 (5.6%)、50 年に 4 件 (3.2%)、51 年に 10 件 (8.1%)、52 年に 2 件 (1.6%) である。

前述の日本政府の調査結果 (1961 年 7 月 31 日時点) において占領直後から 1948 年末までの占領前期に発生した事件は総件数の 60% (死亡事件では 74%) であつたが、全調達の中国地区調査 (1958 年 9 月調べ) では同じ占領前期に 107 件、すなわち 86.3% までの被害が集中していることになる。その理由の一つは、後述するように中国地区の軍事占領を担った英連邦軍が早々に撤収したことであろう。但し、これもまた調査時点で調査が及んだデータにすぎず、実態を必ずしも正確に反映しているとは言い切れない。前述した岩国における飛行機墜落事故は、朝鮮戦争勃発直後の事件である。朝鮮戦争の勃発により、日本の武装解除が本務だったはずの占領軍は朝鮮戦争参戦という別の任務を帯び、山口県・広島県地方においても従前とは異なる展開となつて、いったん撤収した英軍部隊が再び派兵されている。とりわけ岩国基地に関しては、米軍大部隊の進駐は朝鮮戦争勃発後のことであり、占領軍による人身被害がそれに伴って増えていたと思われる。が、この時点における調査地域の偏差が年次の偏差につながり、被害の全容は明らかにできなかったのではないだろうか。

第三に、被害内容を刑事犯罪に該当する殺人・傷害、労働災害に該当する労務従事中の事件・事故、交通事故に三分類してみると、圧倒的に多いのが交通事故である。126 枚中 101 枚、約 80% までが交通事故であり、その多くが轢き逃げ事件であつた。進駐軍の労務に従事している際に発生した陸上・海上の事故は 15 枚である。但し、海上事故は後述する白鳥丸の沈没事故であり、その被害者の遺族が寄せた調査票が 3 枚あるため、事件件数としては

⁽⁸⁾ 「占領軍被害実態調査」^[76]および「全国進駐軍被害者連合会役員名簿」

13 件になる。また、傷害致死が 6 枚、銃で殺害したものが 4 枚である。圧倒的に交通事故が多いことは、1961 年 7 月 31 日現在の日本政府による調査結果と同じである。

第四に、被害者の性別を見ると、126 件のうち男性が 98、女性が 28 と、約 78% は男性である。日本政府の調査（同前 1961 年 7 月 31 日現在）でも男性が 75%、女性が 22% と圧倒的に男性被害が多く報告されているが、このような性差の根拠は何だったのだろうか。

一つの理由は、多くの男性が占領軍労務において使役され、その作業中に死亡・負傷したということであろう。日本政府の調査結果発表では「死亡」、「障害」、「療養」と被害内容による分類が行われているだけで、死亡や負傷をさせた占領軍側の過失や犯罪という加害内容による分類が行われていないのだが、全調達による調査票を見ると 126 件のうち交通事故被害では 101 件・102 人中男性が 77、女性が 25、殺人・傷害 10 人中男性が 8、女性が 2、労務事故 13 人のうち男性が 12、女性が 1 である。どの事件でも女性の被害は男性の三分の一以下であるが、労務事故では女性の被害は男性の一割にもみえない。

もう一つの理由は、これらの調査が補償金の支給を課題として行われたものであったことに関係しているであろう。死傷者が男性である場合、その多くは家計の支柱であるため家族が受ける経済的打撃は直接的である。その一方、女性は収入がない、あるいは少ないことが多い。占領下や講和条約発効後に日本政府が被害者やその遺族に与えた「見舞金」は、被害者が得ていた収入を基準に算定されていた。専業主婦や、未婚で収入のない女性が死傷した場合、被害を申告しても比較的低い補償しか得られない。よって遺族からの補償要求は男性が死傷した場合のほうが、より経済的に切迫したものになっただろう。その一方、見舞金の支給を受ける手続きは煩雑で、しかも支給金額があまりに少なかったため、あえて手続きしようとしなかった被害者たちもいた⁹⁾。死傷者が女性である場合のほうが、遺族が被害申告について消極的になることが多かったのではないだろうか。

さらに、女性に対する暴力がしばしば性的であるために、被害が見えにくく、隠蔽されがちであったことも理由の一つであると思われる。占領軍被害補償申請の対象には強姦致死傷事件の被害者はふくまれているが、申告事例は少なく、ましてや強姦被害だけの事例は調査の対象にさえなっていない。性被害を受けたことが恥辱とされ、負傷してさえ本人や家族が被害を隠すという社会のありかたが、女性の被害件数がアンバランスに低いことにつながっているのではないだろうか。

最後に、中国地区の特色は米軍以外に英連邦占領軍（British Commonwealth Occupation Force, BCOF）が駐留しており、自ずからその被害も多かったことである。岩国の調査表では、3 件のうち 1 件は加害者の所属部隊が不明だが、別の 1 件はインド兵、もう 1 件は英国軍の事件であった。BCOF は英国軍、豪州軍、ニュージーランド軍、英領インド軍が構成する英連邦の占領軍であり、1946 年 2 月に日本進駐を開始し、連合国軍の一員として中国・四国地方の占領任務を米軍から引き継いだ。その兵力は連合国占領軍の中で米軍に次ぎ、最

⁹⁾ 1958 年 7 月 31 日の内閣委員会で社会党の西ヶ久保重光議員は、占領下の見舞金について、「どう考えても、当時のつかみ銭の金額を考えますと、これは人をばかにしたものなんです。中にはしゃくにさわって受け取っておらぬものもある」と述べている。
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/029/0388/02907310388007a.html>

も多い時には約 4 万名に達した。BCOF 進駐後も民事行政は米軍が引き続き担当したが、BCOF は総司令部を呉市の旧呉鎮守府司令長官官舎（46 年 5 月～49 年 2 月には江田島の兵学校跡に移転）に設置し、岩国・広島をはじめ各所に駐屯地を置き、武装解除や治安維持といった軍事任務に当たった。英国軍・英領インド軍は 47 年に、ニュージーランド軍も 48 年に帰国したが、50 年に朝鮮戦争が始まると英軍部隊が戻り、BCOF の基地が朝鮮派遣英連邦軍（British Commonwealth Forces Korea, BCFK）の後方基地となった。52 年に講和条約が発効すると占領軍が日本に留まる法的根拠は失われたが、朝鮮戦争が継続中であったため BCOF は BCFK に改編され、56 年まで引き続き日本に駐留した⁽¹⁰⁾。

第 2 章 占領軍不法行為の実態

占領軍犯罪を調査していて驚くのは、想像を超える多数の不法行為が引き起こされているがら、被占領国の人々の立場が弱く、被害者が泣き寝入りを強いられてきた幾多の実例があることである。本章では、「中国地区 被害者実態調査票」の 128 枚を殺人・暴行、労務事故、交通事故に内容を分類し、それぞれの被害実態を見てみよう。

なお、128 枚は製本された状態ではなく一枚ずつ独立した状態で綴じられているが、本稿では便宜上、綴じられている順番に頁を付し、文中に 1 2 3 という形式で頁を示した。

第 1 節 殺人・暴行

占領軍人による殺人、暴行致傷事件に該当する 10 件は以下のような内容である。

1. 1945 年 10 月 30 日 男性 44 歳 広島県安芸郡海田町 72

午後 8 時頃巡査が九十九橋のそばを通りかかると、5、6 人の占領軍人が倒れている男性を残して逃走。男性は右腕骨折、右目失明で意識不明、翌日午前 1 時頃に死亡した。男性の所持していたメガネと現金 5、600 円は無くなっていた。

2. 1945 年 12 月 25 日 男性 32 歳 山口県下関市 78

午後 7 時 45 分頃、T・S さんが下野汗岸西細江にあった山陽百貨店の 4 階にある食堂で兄とビールを飲み始めた直後、近づいてきた駐留軍 MP が突然、卓上のビール瓶で T・S さんの頭部を殴打した。それで T・S さんは脳内出血を起こし、翌日未明死亡した。妻、1 歳の長女、2 歳の次男、5 歳の長男が遺された。

3. 1946 年 1 月 女性 27 歳 山口県山口市 51

山口市東惣太夫に住む女性が近くの叔母の家で裁縫をしていた午後 2 時頃、突然侵入して

⁽¹⁰⁾ 町史編さん審議会編『江田島町史』江田島町 2001 年、呉市史編纂室編『呉の歩み II 英連邦軍の見た呉』呉市役所、1996 年、同『呉市制 100 周年記念版 呉の歩み、呉の歴史 2』呉市役所 2002 年

きた米占領軍人がピストルを突きつけ、連れ出して殴ったり、蹴ったり、踏みつけたりした。いあわせた叔母が電話で警察に通報した。女性は重傷で入院したが、費用が不足したため家族は着物その他を売って療養費にあてた。脊髄損傷のため11ヶ月の入院を経て11月22日に死亡した。

4. 1946年3月10日 男性 69歳 広島県安芸郡江田島町 [91]

農業を営む男性が、未明に自家の小舟に係留している波止場へ行った。前日夕方のうちに自作の大根を小舟に積み込んでおり、早朝にその船を出すためであった。ところがその波止場は秋月旧海軍火薬庫・部隊正門南側に接しており、英連邦軍の警備兵が男性を見とがめ、捜索中の窃盗犯と誤認した。警備兵は男性を部隊正門から約100メートル離れた倉庫前に連行し、男性が正座して手を合掌している背後から至近距離で小銃2発を発射して即死させた。玉は背部よりいずれも大腿部を貫通していた。

5. 1946年11月1日 男性 45歳 呉市広町黄幡海上 [110]

T・Iさんは午後5時すぎより漁船に仲間2名と同乗し、元第11海軍工廠黄幡白坊主沖約500メートル附近（立ち入り禁止区域外）でアナゴのはえなわを始めた。8時過ぎ頃から石油ランプを点火してはえなわを引き揚げていたところ、突然自動小銃の乱射を受け、頭部盲管銃創の重傷を負い、他の1名は腹部に縦断を浴びた。3名は英軍の船と自動車で広共済病院に運ばれたが、T・Iさんともう1人は死亡した。

6. 1947年1月24日 男性、29歳、広島県呉市 [44]

男性が午後9時頃、仁方隧道広白石で豪州兵の3人組に襲われた。目と眉の間に一寸五分の深さまでジャックナイフで切られ、目が切り取られ、身体八カ所に傷を負わされた。仁方神町の進駐軍病院の自動車で広の病院へ運ばれ手当を受けたが、未明に死亡した。

7. 1947年2月2日 女性 59歳 山口県防府市 [67]

洋服店を営む女性が午後7時半頃一人店にいたところ、豪州兵2名が入ってきた。オーバーを買ってくれと言うので買い取ったが、オーバーを持って逃げようとしたので追いかけたところ、突き飛ばされ背中を強打し負傷した。2名はさらに店内を物色してお金を盗んでいった。女性は約一ヶ月寝たきりで、その後少し歩けるようになったものの胸椎損傷で背骨がくの字になってしまった。1954年に支給された見舞金は6000円であった。

8. 1947年5月4日 男性 53歳 山口市 [68]

男性が、英連邦軍駐屯地に近い山口市上金古曾三丁目の国道において米兵の銃で撃たれて死亡した。

9. 1948年12月21日 男性 62歳 山口県防府市 [52]

年末の仕入物のため大阪へ出かける途中であった男性が、午後5時頃、防府市興人町通りにあった材木置き場で米兵3名に襲われ、仕入金15000円を強奪された。男性は前歯5本が折れ、眼球が飛び出るほどの打撲傷、胸部も肋膜に達する重傷を受けて人事不省に陥った。

通り合わせた人に介抱され自宅に連れ帰られたが、約一年半病床の身となり、さらにそれから一年九ヶ月入院生活を送った後に死亡した。

10. 1950年6月11日 男性 35歳 山口県防府市 [117]

午前7時35分頃、男性が自宅に帰るため自転車で占領軍兵舎の横の中関町南蛭木通りを通っていたところ、占領軍人に心臓、頭を小銃で狙撃され、即死した。兵舎の中の物品の盗難が頻発しており、その犯人だと目されたのではないかという。

第2節 労務事故

占領下の労務事故については15枚の調査票がある。

1. 1945年11月10日 男性、59歳 於 旧呉海兵団の進駐軍キャンプ内 [5]

勤労奉仕に出て占領軍のトラックより金物を降ろす作業中、占領軍人が誤って金物を右足の甲に落とし、右足親指骨折挫創を受けた。破傷風にかかり、医薬不足で充分治療ができず、二週間後の11月24日に死亡した。1954年に50000円の見舞金支給。

2. 1945年12月11日 男性、25歳 於 広島県佐伯郡宮島町包ケ浦 [112]

占領軍から五日市町に対して労務者の割り当てがあり、町はそれに応じて人員を出していた。その男性は当番に当たったので進駐軍関係員の指示に従い、包ケ浦で弾薬類を海に捨てる作業に従事していた。弾薬を積んだトラック2台到着し、弾薬を下におろす作業が始まり、男性が下ろした弾薬の整理のために接近したところ、上から落ちてきた弾薬筐が爆発し、即死した。その隣にいた八幡村の男性も右手を負傷した。

3. 1946年5月8日 男性2名、36歳、46歳 於 伊予灘 [39]

1946年5月7日、被害者たちは豪州軍の命を受け、太平洋に日本軍の武器を棄てに三日間の出張として白鳥丸(50トン)に乗り込んで出発した。同日19時30分頃天候が陰悪となったため航行困難となり、一時伊予灘青島北東で停泊した。被害者たちは出航を再三再四断ったが、進駐軍が聞き入れないのでやむなく夜半に暴風雨の中を海に出た。航海中、横波を受けて船は沈没し、被害者たちは海に投げ出された。同行の軍の巡洋艦と日本の船七隻が探索したが、行方不明であった。

調査票の2枚は広島市に住む2名の遺族によるものである。白鳥丸沈没事件では、愛媛県越智郡生名村の男性2名も死亡している。

4. 1946年5月13日 女性 21歳 於 呉市 [6]

呉ハウス(豪州軍の喫茶店のような場所)の従業員ら17~18人を乗せた豪州軍の車両が川に転落し、被害者は車の下敷きになり内臓破裂で死亡した。運転者は豪州兵で飲酒をしていた。被害者は8人家族の長女で、一家の働き手であった。事件からおよそ半年後の1946年10月、日本人の上役の骨折りで行方なく3500円の見舞金が支給され、53年3月になって63000円が支給された。

5. 1946年5月22日 男性 26歳 於 江田島進駐軍キャンプ内 [64]

午前10時30分、キャンプ内で架線修理に電柱へ上るよう軍人より命令され、やむなく作業中に高圧線にふれて感電、高さ約15尺の所から転落。すぐ病院に収容されたが、同日死亡した。全調査調査で父親は、1人息子を失ったため娘と孫の4人が辛うじて農業で生計を支えており、「息子がおればこんな苦勞をしなくてもよいものと涙ながらに語る事毎夜のこと」「言葉の通じない外人兵士より手真似で嫌がる息子を無理に作業させたと思えば残念でなりません」と訴えている。

6. 1946年12月8日 男性 24歳 於 福山駅構内 [13]

被害者は岡山鉄道管理部に就職し、福山駅構内に進駐した軍隊の通訳として毎日自宅から通勤していたところ、兵士が運転するトラックに轢かれて死亡した。殉職者として扱われず、見舞金は1955年8月頃によりやく63000円が支給されたのみであった。

7. 1947年1月4日 男性 22歳 於 岩国市大字今津 [57]

16時頃、占領軍トラックがカーブで曲がる時、荷物といっしょに載せていた数人を振り落とした。被害者は死亡、別の一人は重傷を負った（後に死亡したもといわれる）。被害者の兄は、調査票に「帰りが遅いので心配して家の前まで出てみては待っていたところ、死んだとの知らせを受け、全く茫然としました。朝元気で出て行ったのに死んだとは全く信じられません。何とも言いようのない悲しみでした。弟と二人で鉄工所を開いたばかりの所でしたので、一人になってはとても続けて行くことができず、とうとう工場はやめて今は勤めに出ています」と書いている。遺族が支給された一時金は1万円のみであった。

8. 1947年2月10日 男性 呉市 [3]

進駐軍労務者として第17工兵隊に所属していた。9時半頃、旧呉集会所上の工作場で機械鉋を使用中に左手を挟まれ、左手指4本を根元から切断する重傷を受けた。また、両足が絶えず震えるようになり、病院で不治の障害だという診断を受けた。1947年暮れに労務管理事務所から10500円の支給を受けた後、進駐軍労務者として勤務を続けたが、1956年に解雇され、前記の障害のため安定した職業に就くことができない。1958年現在は日雇い労務に従事、家族は妻と子どもが一人おり、生活は困窮している。

9. 1947年3月8日 男性 41歳 下関市 [60]

当時は駐留軍の使役労務者として町内に強制的割り当てがあった。当番にあたったので砂運びの使役に出て、豊浦郡豊車村まで砂取りに行った。使役労働者全員が駐留軍の運転するトラックに乗って長府に帰る途中、運転手が運転を誤って転落、積んでいた砂と車の下敷きになって即死した。

10. 1947年4月3日 男性 29歳 於 呉市内の棧橋 [105]

約30名が棧橋で米軍の指示で荷揚げ作業をしていた。ダンベイ船へ砂糖を満載し、棧橋に横付けしたトラックに砂糖を荷揚げする作業が行われ、いつも率先して作業に従事してい

た被害者が、モッコの柄をクレーンの吊りフックに掛けようとしたところ、大きなモッコが吊りフックの揺れにつられてトラックの上で揺れたため手はずれ、一瞬にしてトラックの外に放り出され、コンクリートの上に落ち、頭部を打って人事不省となった。米軍病院で応急手当を受け、共済病院にただちに入院したが、死亡。

1 1. 1947年11月15日・1948年6月29日 男性 49歳 於 宇部市 [76]

宇部市内のニュージーランド軍駐屯地で土木工事中の建築材料が散乱する斜面で物品を運搬中、転倒してコンクリートの破片で胸を打ち、右肋骨骨折で約50日間静養（この間給与なし）。その後復職したが、翌年、作業中に豪州軍人が運転するトラックに衝突されて、同じ個所を骨折。9月に中部渉外労務管理事務所から医療費345円が支給された。

補償請求には前年の公傷に関する軍の証明が必要とされ、県渉外課に手続きを願ったが、通訳ミスから手続き完了の前にニュージーランド軍は引き揚げてしまった。県渉外課ではニュージーランド軍関係は呉にいたので呉の関係係へ行かねばならないが、「県としても行けば費用がいるので一人のことで呉まで行くわけにはゆかない」という対応であり、体が思うよう動けず、費用もかかるため為す術がなかった。その後約一年半くらい経た1955年、県は県側の手落を認めたが、支給金額は2000円であった。

1 2. 1948年8月30日 男性 26歳 呉市 [47]

占領軍兵士が、進駐軍将校クラブのテニスコートへ敷く土砂を運搬する大型トラックを走行中、運転を誤り、崖下に転落。土砂の上に乗っていた労務者8人のうち、5人が死亡し、3人が重傷を受けた。被害者は、土砂とトラックの下敷きとなり埋没圧死した。

1 3. 1949年9月12日 男性 28歳 於 江田島 [64]

午前10時、進駐軍石炭荷揚げ中、岸に船を着けると、電柱にマストがあたったため、3300ボルトの電線が切れて即死した。遺族は電気会社を相手取って裁判を起したが、占領軍からは一文も受け取ることができなかった。1954年3月に県庁から150000円。

第3節 交通事故

交通事故については102枚の調査票がある。そこに綴られた「被害当時の状況」や被害後の傷あとや生活の状況を見ると、占領軍が引き起こした交通事故を、ふつうの交通事故と同様のイメージで捉えることはできないことが分かる。

占領軍車両による事故は、運転者が日本の交通法規や人々の生活におかまいなしに猛スピードで暴走し、そのために引き起こされた結果であることが多い。スピード違反をはじめ、無灯火や無警笛、飲酒運転が横行した。

こうした事故の多くがひき逃げであった。即時の適切な救助で被害者が救われることもある。だが占領下には、「加害者である兵士達はこの突発事故に対して何等の救急の処置をしないばかりか、前方に突飛した死体上を更に轢退し遁走」（1951年10月5日の追突事故の調査票 [1]）するようなケースが多かったのである。

通行者が占領軍車両の疾走に身の危険を感じて待避したにもかかわらず衝突されている

事件もしばしばであった。たとえば広島市のある男性（56歳）は1945年11月29日午後1時頃大八車に配給物を積んで家に帰る途中、横川町踏切附近で米軍トラック4台の接近に気づき、道路の片端に身を寄せた。それでも2台目のトラックに衝突されて重傷を負い、三日後に死亡した^[33]。

また小野田市に住む男性（38歳）は1947年9月13日、後から豪州軍車両の音響が聞こえたので軒下によけたが、自転車もろとも車両に轢かれ重傷を負った。事故後身体障害者となり、血尿も続き、精神を病んで56年に死亡したという^[77]。

1946年11月28日に山口県熊毛郡平生町横土手で輪禍に遭った3人も、後方から豪州軍車両が来るのに気づいて小川のほうへ身を避けていた。が、車両の通過を待っていた3人は、飲酒のうえ片側無灯火で突進してきた豪州軍兵の車両もろとも川へ転落、1人が即死、他の2人も重傷を負った^{[80]・[81]・[124]}。

柵の向こうに逃げたのに轢殺された人すらいた。1948年5月29日、呉市の男性（41歳）が仁川公園音楽堂付近を通行中、後からジープが猛スピードで来るのに驚いて柵内の芝生がある緑地帯に逃げ込んだ。ところが、そのジープが道を曲がるのに急激にバックして緑地帯へ飛び込んできたため轢かれ圧死したのである^[86]。

1946年3月20日には岩国市中津に住む姉妹が犠牲になっている。市内寿橋の上で3歳と11歳の姉妹が占領軍車両が来るのに気づいて待避したところ、突然後続車両が先行車両を追い越そうとしたため2人は橋壁と車両に挟まれ重傷を負い、岩国病院に運ばれた。妹は内出血のため病院到着まもなく絶命、姉は約一ヶ月入院することになった。事件発生後、英連邦軍関係者が来院したが、なんら謝罪もなく、見舞金は二年ほどしてから1000円、1955年頃に16000円が支給されただけであった。^[119]

占領軍が引き起こした交通事故には、過失ではなく故意に衝突したものではないかと疑われる事件も少なくない。

中国地区の調査票の中にも、遺族がそう訴えている事件がみえる。たとえば1947年7月に広島県安芸郡坂町に住む56歳の女性が死亡した事件の場合、坂町にあるバス停留所付近で占領軍大型トラックが女性を轢殺したのだが、事故現場はゆるいカーブで見通しがよく、女性も道の端を通行していた。遺族は、調査票に「運転に注意すれば決して事故の起こるような所ではありません。又加害者の運転手は泥酔して居たと言ふ事で故意に悪戯で加害したとしか思えません」と書いている^[90]。

また、1947年8月に呉市で荷馬車をひいていた男性がひき逃げされた事件の遺族も、「故意の衝突」だと訴えていた。男性は米軍トラックに疾走してきたので停止していたが、トラックは衝突して遁走、男性は翌日に死亡した^[46]。

1951年12月24日には呉市で1年9ヶ月の幼児が死亡している。両親は終戦当時貧困のどん底にあり、父親は日雇いに出かけ、母親は「バタ屋」、つまり鉄くずや進駐軍の廃棄物を探してそれを売って暮らす日々、託児所も預ける所もないので幼い子どもたちを連れて働かねばならない状態であった。阿賀新開埋立地の広場に占領軍が不要物を棄てるトラックが当時毎日のように来ており、その日も母子は広場にいた。同様に廃品収集に来ている人が大人、子どもをあわせて30～40人そこにいた。そのときトラックが何の安全確認もせず急にバックしたため、あっという間に幼児が輪禍に遭ったのである。父親は「わざと轢き殺されたような気がしてならない」と書いている^[73]。

1947年8月に福山市で起きた事故は、明らかに面白半分のハラスメントの結果であった。被害者の男性はタバコを買いに家を出て、近所を歩いていたところ、英連邦軍のトラックに轢かれ右足腿を根本から切断、出血多量で死亡した。遺族が説明する事故の状況はこうである。

東方からインド人の運転するトラックが来て、父は左側通行で、しかも軒下のほうを歩いていたのにもかかわらず、運転の横よりわざとステッキのようなもので押し倒し、倒れたとき、右足首を轢かれ、右足首はめちやくちやになり、すぐ入院。3時半頃でした。^[11]

第3章 もうひとつの戦争

前章に事件の類型ごとの被害状況を見たが、本章では占領軍の不法行為・被害者状況の全体に共通する問題を、二つの角度から考察したい。第一は、占領軍被害がその被害者たちにとって「戦争」被害の延長線上にあったことである。第二は、占領軍の加害は事実上罪が問われることがなく、被害者は泣き寝入りを余儀なくされる状況であったことである。

第1節 継続する「戦争」と「戦死」

調査票に体験を綴った被害者やその遺族の多くが、応召した家族の戦病死、戦災、引き揚げなどの苦難にも言及している。

戦争で父親や息子をなくし、そのうえ占領軍の不法行為によって別の家族を失うことになった遺家族も少なくない。第2章に言及した、江田島で軍人から不法に射殺された農民の一家もそうである。殺された69歳の男性の長男が幼児を遺して終戦直前に戦死しており、老夫婦がその遺児を育てていた^[91]。

また、広島県安芸郡坂町の一家は戦争と占領のために息子を三人失っていた。長男と次男は日中戦争で戦死、占領下の1947年7月29日に末の息子は豪州軍トラックにはねられて即死したのである^[29]。呉市の女性は夫が戦病死し、遺児を養育していた。だが1951年7月7日、その子(8歳)を連れて道を歩いていたところ、飲酒運転をしていた豪州軍人の車にはねられ子どもは即死。彼女自身も右下腿切断、入院4ヶ月の重傷を負った^[15]。

江田島で1946年6月9日、6歳の少女が米軍トラックに轢殺された。少女の父親は戦争で死亡していた。少女の母親は、被害者実態調査の当時、思いをこう綴っている^[106]。

広島県安芸郡江田島町宮之原世上大橋午後3時、米軍軍用トラックが轢き逃げしている所をそのあたりにいた人が見て追いかけて行きましたが、米軍軍用トラックは江田島米軍キャンプに入りました。その後、米軍将校と日本人通訳が来ました時はまだ生きていました。それで米軍ジープで佐伯郡大柿町芸南病院に行きましたがすぐに死去しました。

子供を死亡させられ、私は一年や二年世上大橋のわが子供が轢かれた町を通うたびに(中略)気が遠くなり何ら仕事も手に付かぬ様な有様でした。主人は戦死、又子どもは米軍トラックに轢き殺され、私は米兵の姿を見るたびに仇を見る様なものでした。仇がとれるなれば

女である私でも取ってやりたい想が一度や二度では有りませんでした。

占領軍の不法行為は戦時下の家族の死、戦災や引き揚げの苦労を重ねながら新しい出発をしようとしていた人々の希望を打ち砕くものであった。

前章で言及した、1949年2月2日に米兵のジープにひかれて夫が死亡したという福山市の女性は、「一家の大黒橋であり戦争の為大阪より引き揚げ戦後もう一度立ち上がるべく一歩を踏み出したとたんこの惨事に遭いまして文字通り食うや食わずの生活でどん底まで落ちました」と書いている^[108]。

交通事故で死亡したある男性（56歳）はスラバヤから広島に引き揚げて一年足らずであった。引き揚げ者の就労が難しく定職がないままに失対の街路清掃に入ってから数日後、仕事を終えて道を歩いていたところを後から来た英連邦軍の大型トラックにはねられ、その上を別のトラックに轢かれて死亡した。当時女学校在学中だった被害者の長女は、1958年の調査で父親が死亡してからの歳月をこう綴っている。「僅かばかりの蓄えではインフレによる貨幣価値（の下落）ですっかり使い果たして困って終い、母がずいぶん苦労を重ねて参りました。今では兄二人とも家庭を持ち、やっとこれから落ち着いた生活が送られる頃、終戦後の無理がたたってか、母が他界致しました。父の墓もまだ作ってあげられない状態です」。

^[35]

食糧難・生活難の戦後に寡婦となった女性が子どもたちを養育する苦労は並大抵ではなかった。1951年に占領軍トラックの事故で夫を失った女性は、1958年の調査時点ではすでに家族が暮らしていた山口市内を出て、宇田郷の飯場で働いていた。

夫の死亡後、4人の子供をのこされて土工や何かと種々作業に動きましたが、何にしても子供が小さく思う様に行きませんでした。が、現在宇田郷にて知人のところで飯場の仕事をして毎日送日致して居ます。子供達も小学校は町へ出て居ますが（中略）雨や雪などの日は大変な事です。何とかして子供の大きくなる間ではと毎日送日致して居ます。^[128]

被害実態調査を受けて、「どんな被害を受けたのも立派な戦死者だと言いたい」と訴えた女性もいる。彼女の夫は狩留賀の占領軍に衛生係に勤務していたが、1947年12月、仕事を終えて帰途につく途中、狩留賀の隧道を出た左側（当時左側通行）を通行中、占領軍のジープが歩道に乗り上げて彼を敷き倒し、逃走した。夫は翌日に5人の家族を遺して死亡した。子どもたちは16歳を頭に末子は4歳という幼さであった。女性は夫を失った後、一家心中を想ったことも幾たびかあったという。

土木又は野良仕事に文字通り朝は朝星夜は夜星で働いて働き抜いて来ました。今では子どもも成長して働いておりますが悲しみにつれうれしさにつれ亡き夫を1日なりと忘れた事はありません。」「今頃は戦争犯罪者と言われて居た人や戦死者でも恩給でもあるようになりましたのでしょ。どんな被害を受けたのも立派な戦死者だと言いたいです。人様から見では〇〇〇〇（夫の姓名）は軽い一顧の人間ですが私や子どもにとっては天にも地にもかけがえのない大事な夫であり父親です。父親がないために子どもも学校にも行けずどれほど苦

労して居るか知れません。私は百万や2百万の金よりも主人を出してほしいといたい気持ちです。[38]

第2節 野放しの占領軍犯罪・泣き寝入りの被害者

占領軍の命令で従事した労務中の死傷であれ、交通事故であれ、殺人や暴行事件であれ、占領下の日本警察には事件を捜査する権限はなかった。また占領軍側の過失や犯罪が明らかであろうと、占領軍が被害者に公式に謝罪や補償を行うこともなかった。

GHQは1946年9月11日、日本政府に対して「損害賠償請求権に関する責任に対しては何等法的根拠を認めず、且つこれが判定並びに支払いに対し、何等責任を負わざることを通達す」とその責任を否認する旨を通告した⁽¹¹⁾。日本政府が、占領軍の命令で日本軍の兵器・弾薬類の処理作業に従事した日本人に相当の被害が発生したことから連合国軍に対し賠償責任（使用者責任）をとるよう求めたことへの返答であった。それ以後、労務上の事故はもとより交通事故・刑法犯罪が多発しているにもかかわらず、GHQは日本政府からの賠償の要望に対して一貫して責任を否認するだけであった。

そこで占領下の日本政府は閣議決定で占領軍被害者に対する見舞金を支給することとした。ところが、周知されなかったために見舞金制度を知らないままの被害者も多かった。しかも被害者救済措置というにはあまりにも些少であり、そのうえ手続きが非常に煩雑であったため、多くの人が手続きできずじまいになった。表「広島県・山口県における占領軍被害」が示すように、被害者やその遺族が見舞金の支給を受けた時期は、ほとんどが講和条約が発効したあとになってからなのである。

調査票の中には、泣き寝入りせざるを得なかった遺族たちの無念が綴られている。呉市の男性（50歳）は、1946年11月20日に呉峠で母親（当時68歳）が輪禍に遭ったことを次のようにふりかえった。

母が乳母車をおして呉に帰る途中、道のほtotりを通っていたのですが自動車にはねられて死にました。倒れた時はまだいきがありました、私らが行った時は死んでいました。朝九時頃に倒れていたそうですが、家に知らせが来たのは一時頃でした。近所の人がこもをかけていて下さいました。

敗戦の惨めさというものは、かくもあわれなものかと、そのときに私はしみじみ感じました。

日本に警察が有りながら、その後何の調べもないと思いました。敗戦というものはかくあるべきものでしょうか。私はそのときいかにも残念でなりませんでした。[40]

一人息子を失った宇部市在住の男性（64歳）は、次のように書いている。

被害者が呉駅前を西木通りに向かって歩いて居た時、米軍のトラックが後方より大変なス

(11) 調達庁総務部補償課 総理府事務官 藤井謙一「占領下における旧連合国軍の不法行為による損害の補償問題について」『調査時時報』第26号、1～8頁

ビードで走って来て引き倒されたので、あたりに居合わせた人が直ちに近くの当時の市民病院に入れ、又ある人は交番にも行って、見た事情を巡査に話したそうですが、その時に巡査はなにぶんにも敗戦の悲しさ、我々では何とも仕方がないとの事でしたと、後にその人が悔やみに来られて話しておられました。

被害者は当日の午後八時頃ついに死亡致しました。

そのときの私共の気持ちはたましいを失った、前途に希望もなく生けるしかばねでした。これ以上書きたくありません。[62]

加害者がはっきりしている場合でも、占領軍側の事故後の対応に傷つけられた遺族たちは少なくない。呉ハウス従業員だった女性の死亡事故について前述したが、その遺族は当日の豪州軍の対応について、こう語っている。

そのときの様子は今思い出しても断腸の思いがいたします。残念です、私や妻が病院に駆けつけたとき、そのむごさ可愛さに号泣しました。きていた服はぬれたので、脱がし裸にし、あちらの毛布でくるんでいたのに息を引き取るか、2、3人で何かしゃべっていたそうですが、毛布をとって女の子ですのに裸のままにしてサッサと帰っていきました。そのあとは音沙汰なしです。人情も情もあつたものではありません。[5]

1952年3月5日、広島市内で車両の通り抜けが禁止され、子どもたちの良い遊び場になっていた通路に占領軍の大型トラックが進入し7歳の少年を轢き殺した。事故後の状況を父親はこう綴っている。

一方的に運転者の言いなりに処理され、被害者は死んで、何にも訴えることができず反駁することが全くできず泣き寝入りでした。MPも現場に来られましたがどうすることもできず、そのまま逃げるように帰って行き、その後は全く何の音沙汰もなしで、殺され損の有様をまざまざと見せつけられ、占領下の悲哀を身にしみています。[25]

1945年11月19日、呉市の海岸通りで時速50～60キロで疾走していた米軍のオートバイにはねられて、5歳の幼児が死亡した。父親は次のように書いている。

駆けつけた時は道路上に大量の出血を残し本人の姿なく共済病院に米軍の車で連れて行かれたらしいので妻の兄と共に急行、三階の大室のベッドの上に米軍毛布一枚掛け、本人は意識なく、そして一時間以上経過しているのに何らの手当も加えられておらず、その状況を見て、ほかの患者の外聞も恥じず憤りに男泣きに泣きました。ほかの患者たちもあまりの非人道的やり方に立腹しておりました。負傷は目撃者の言に依ると、顔を覆う有様だったそうです。[27]

下関で1947年8月、6歳の少年が占領軍のジープにはねられた。母親は、その前後の状況をこう回想している。

ジープは直ぐに急ブレーキをかけたれどスピードの為国道を約30メートル近くもスリップをした。被害者は被害地より14・4メートルもジープに引きずられたる後はねられた。

(中略) なんと申しましても只かわいそうでなりません。後ほど被害を加えた人並びに便乗の将校が仏前に来られましたけれど座敷には土足のまま上がり、通訳者を相手に只かわいそうです気の毒ですと言われただけで花1本も無く、私達親兄弟姉妹は只涙のみになさけなくて今日この書を書くにつれても只々涙が先立のです。[126]

岩国の寿橋で二人の姉妹が輪禍に遭った事例を前述したが、姉妹の父親は事件発生後の状況を次のように書いている。

英軍係官らしき者見舞い？実情視察？に来院致しましたが、何らの言葉も聴きませんでした。当時当方に於いては涉外局、日本側警察署、進駐軍憲兵隊に折衝致しましたが、占領中なるの故を以て補償等に就いては何らの成果を得ませんでした。

被害当時の気持ちといたしましては、親として焼野の雉子の例の通り痛心このうえなく殊に焦心引き揚げ後二ヶ月にしてこの惨禍に遭い重々の不遇に前途に暗黒障壁を見る思いでした。入院費、葬儀費、墓標費等金銭上の負担も引き揚げ者としての苦痛もさることながら精神上の痛手は今も尚亡き子の命日を迎える毎に耐え難きものであると感じます。[119]

終わりに

「被害者実態調査票」に綴られた被害者や遺族の経験は、「占領」とは日本軍の降伏に続いた、もうひとつの「戦争」であったことを物語っている。殺人や傷害事件、労働災害や交通事故は確かにどの国でもどの時代でも発生する。しかし、本稿で見たように占領下の占領軍人による犯罪や事故は一般的な犯罪や事故とは明白に異質であった。GHQは日本政府に対して、占領軍の過失や不法行為の結果に対して損害賠償責任を負わないと宣言していた。本稿で事例を示したように、凶悪・悪質な犯罪が頻々と発生したが、日本側には捜査権・裁判権がなく、占領軍当局は責任をとろうとしなかった。被害者や遺族たちは敗戦国・被占領国の惨めさをかみしめて泣き寝入りをするしかなかった。

朝鮮戦争最中の1952年4月28日、講和条約と安保条約が同時に発効する。そこで連合国の占領は終わったが、米軍は安保条約に基づいて駐留を続け、英連邦軍もまた法的根拠なしに駐留を続けた。53年に占領軍被害補償要求運動が呉から始まった背景には、この時期の呉の特殊な状況、すなわち日本の主権が回復したにもかかわらず、法的根拠なく駐留を続ける英連邦軍が頻々と呉で犯罪を引き起こしているという状況があった。

1961年に制定された占領軍被害に対する給付金支給に関する法律は、被害者の救済や補償として非常に不十分な内容であった。それでも英連邦軍はすでに56年に撤収しており、英連邦軍の犯罪や暴力が人々を震撼させ国会でも大きく取り上げられたような呉の状況は過去のものとなっていた。さらに前年に新安保条約が成立し、岸内閣の退陣後に成立した池田内閣のもとで国民の安保・外国軍駐留問題への関心は薄れていた。そんな風潮のもとで国は61年の法律制定を以て占領軍被害補償問題は基本的に解決されたものとし、その後この

問題が社会的注目を集めることはなかった。

しかし、岩国研究の視点から見ると、駐留外国軍の犯罪は今日になお過去の問題ではない。日本「本土」にあった米軍基地の多くは50年代末までに日本に返還され、米軍基地は全般に整理・縮小されていった。が、岩国の基地は米国の戦略拠点として増強・拡張が続いて今日にいたる。占領軍被害が過去のこととなり忘れられていった日本の全般的状況とは対照的に、岩国では日米安保体制下に同じ問題が引き継がれ、しかもさらに悪化させられていった。

1955～56年頃は広島湾地域の軍事的再編期であった。岩国基地は新たに拡張され駐留軍人が激増した一方、呉や江田島からは英駐留軍が撤収し、「パンパン」も多数、基地閉鎖地域から岩国へと移動している。日本軍時代には広島市、占領下には英連邦軍総司令部が置かれた呉市が広島湾地域の軍事的中心地であったが、岩国米軍基地は日米安保体制の重要拠点とされ、50年代から今日まで半世紀以上拡張を続けている。1950年代の軍事的再編を、呉や江田島にあった矛盾が岩国に集中するものだったと言えるかもしれない。その結果、岩国では安保体制のもとで米軍関係者による犯罪・事件が無数に発生し、外国軍被害がとぎれなく今日に続いてきたのである。

連合国の対日占領は連合国と日本の講和条約によって終わった。だが、占領下のもう一つの「戦争」は、安保条約によって米占領軍が呼称を駐留軍と替えて日本駐留を続けることが認められたために未だ真に終結することなく、今日になお被害者を出し続けている。本文に見た広島県・山口県における占領軍の被害状況は、米軍基地との共存を強いられた地域には今日になお続いているのである。

広島県・山口県における占領軍被害

事件の年月日			性別	年齢	被害場所	内容	見舞金支給		頁
							合計	支給年	
殺人・傷害 10枚									
1	1945/10/30	男	44	海田町	米兵5、6名による暴行で重傷、翌日未明死亡		83000	記入なし	72
2	1945/12/25	男	32	下関市	MPがビール瓶で殴打。死亡		64000	1951	78
3	1946/1/00	女	27	山口市	占領軍人の暴行で重傷、11ヶ月後に死亡		60000	記入なし	51
4	1946/3/10	男	69	江田島	農民が誤認逮捕され、射殺される。		63000	1954	91
5	1946/11/1	男	45	呉市	はえなわ漁をしていた漁民が銃撃されて死亡		63000	1953・1954	110
6	1947/1/24	男	29	呉市	3人の豪州兵による暴行で重傷、翌日未明に死亡		17000	1953	44
7	1947/2/2	女	59	防府市	2人の豪州兵による強盗傷害事件で重傷		6000	1954	67
8	1947/5/4	男	53	山口市	国道を歩いていたところ、米兵に銃撃され死亡		60000	記入なし	68
9	1948/12/21	男	0	防府市	3人の米兵の強盗に遭い、重傷を負って3年後死亡		70000	1954	52
10	1950/6/11	男	35	防府市	占領軍兵舎の横を通行中、軍警備員の銃撃で即死		200000	1954	117
労務事故 15枚									
1	1945/11/10	男	59	呉市	軍キャンプの作業事故より破傷風、2週間後死亡		50000	1954	5
2	1945/12/11	男	25	宮島町	宮島町包ヶ浦で弾薬処理作業中、爆発事故で即死		50000	1953	112
3	1946/5/8	男	48	伊予灘	武器投棄の任務で出航した白鳥丸の沈没で死亡		50000	1953	39
4	1946/5/8	男	46	伊予灘	同前		50000	1953	41
5	1946/5/8	男	46	伊予灘	同前		50000	1953	8
6	1946/5/13	女	21	呉市	呉ハウス従業員を乗せた豪州軍の車両事故で死亡		69500	1948・1953	6
7	1949/9/12	男	28	江田島	軍キャンプ内で架線修理中に感電死		63000	1948・1954	64
8	1946/12/8	男	24	福山市	占領軍通訳の男性が軍の車両事故で犠死		63000	1955	13
9	1947/1/4	男	26	岩国市	占領軍トラックから振り落とされて死亡		10000	1947	57
10	1947/2/10	男	33	呉市	労務作業中の事故で重傷、身体障害者となる		10500	1947	3
11	1947/3/8	男	41	下関市	使役労働者を乗せた占領軍の車両事故で即死		40000	1954	60
12	1947/4/3	男	29	呉市	米占領軍の荷揚げ作業に従事中、事故で死亡		63000	1947・1954	105
13	1947/11/15	男	40	宇部市	ニュージーランド軍の労務事故で負傷		2345	1948・1955	76
14	1948/8/30	男	26	呉市	土砂運搬中の占領軍車両事故で土砂埋没圧死		240000	1949・1954	47
15	1949/9/12	男	28	江田島	占領軍の荷揚げ作業中の感電事故で即死		150000	1954	64
交通事故 101枚									
1	1945/11/19	男	5	呉市	占領軍人のオートバイにはねられ、2時間後に死亡		1200	1950	27
2	1945/11/27	男	40	呉市	自転車に占領軍ジープが追突して即死		63000	1953	92
3	1945/11/29	男	56	広島市	疾走する米軍トラックにはねられ、2日後に死亡		50000	1947・1953	33
4	1945/12/20	男	56	呉市	狩留賀隧道内で米軍トラックにひかれ、死亡		63000	記入なし	14
5	1946/2/7	男	15	呉市	米軍ジープが2人をはね、死亡させる		62000	1948	103
6	1946/2/9	男	48	防府市	進駐軍の車に衝突され、頭蓋底骨折、死亡		72000	1948・1954	48
7	1946/2/10	男	23	呉市	猛スピードの米軍トラックがひき逃げ、死亡		14000	1952	62
8	1946/3/20	女	3	岩国市	寿橋で待避中、進駐軍がはねて死亡。姉は重傷		17000	1948・1955	119
9	1946/4/19	男	5	宇部市	疾走する駐留軍トラックにはねられて死亡		16000	1948	49
10	1946/4/27	男	59	呉市	米軍車両にひかれて死亡		50000	1949	23
11	1946/5/7	男	57	呉市	英軍トラックにはねとばされ、頭蓋底骨折、死亡		63000	1954	74
12	1946/5/9	男	7	江田島	英連邦軍のトラックにひかれ、死亡		8600	1948・1953	70
13	1946/5/20	男	50	呉市	英軍トラックにはねられて即死		63000	1948・1954	87
14	1946/5/22	男	55	山口市	占領軍のジープにはねられ死亡		71000	1949・1951・1954	82
15	1946/6/1	男	5	呉市	進駐軍トラックの轢き逃げ、即死		17000	1947	123
16	1946/6/9	女	6	江田島	轢殺。米軍トラックは江田島キャンプに逃げる		10170	1948・1955	106
17	1946/6/15	女	11	呉市	進駐軍トラックにひかれて死亡		15000	1954	99
18	1946/6/18	男	1	下関市	進駐軍のジープにはねられ重傷		16000	1954	56
19	1946/8/8	男	24	呉市	進駐軍大型トラックが轢殺		63000	1948・1954	13
20	1946/8/22	女	53	小野田市	占領軍のトラックにはねられ死亡		61000	記入なし	83
21	1946/9/3	男	44	呉市	待避したにもかかわらず米軍車がひき逃げ。死亡		63000	1953	36
22	1946/9/14	男	42	呉市	米軍自動車ひき逃げ。即死		50000	1953	31
23	1946/9/26	男	8	岩国市	門前町で女性同伴のインド兵がはねる。10日後死亡		8000	1947	85
24	1946/10/22	女	44	呉市	英連邦軍のジープではねられ骨折、障害が残る		2776	1947	32
25	1946/11/2	女	3	呉市	インド兵の車両にひかれ、翌日死亡		17000	1953	24
26	1946/11/13	男	42	音戸町	占領軍の暴走車にひかれ両足切断、死亡		60000	1954	114
27	1946/11/14	女	8	呉市	登校中、ジープがひき逃げ。30分後死亡		17500	1947・1950・1952	111
28	1946/11/20	女	68	呉市	乳母車をおして帰宅途中、進駐軍がひき逃げ。死亡		16000	1948	40
29	1946/11/20	男	48	山口市	ジープの衝突、死亡		63000	1953か1954	122
30	1946/11/25	男	43	呉市	米進駐軍の車にはねられて死亡		62000	1953	28
31	1946/11/28	男	49	熊毛郡平生町	占領軍車両事故で即死		71000	1948・1953	80
32	1946/11/28	男	42	平生町	占領軍車両事故で重傷		2000	1953	81
33	1946/11/28	男	31	平生町	交通事故で重傷、後遺症		2000	1948・1953	124
34	1946/12/16	男	26	防府市	豪州軍トラックが車に衝突。骨折、機能障害が残る		10000	1955	63
35	1947/1/7	男	42	安芸郡坂村	通勤中、占領軍車両の事故で即死		50000	1953	17
36	1947/1/18	男	54	安芸郡天応町	自転車に占領軍ジープが追突して逃亡。死亡		54000	1953	75
37	1947/1/27	男	35	山口県佐山	佐山小学校前の道路上で衝突、死亡		30000	1954	120
38	1947/2/10	男	48	安芸郡	矢野・海田間の国道で豪州軍の車輛事故で死亡		62500	1947・1948・1953	22
39	1947/2/17	男	51	呉市西川原	大型トラックにひかれ、二日目に死亡		51000	1947・1948	21
40	1947/2/17	男	42	呉市	進駐軍の大型トラックにひかれて死亡		61000	1948・1953・1949	37

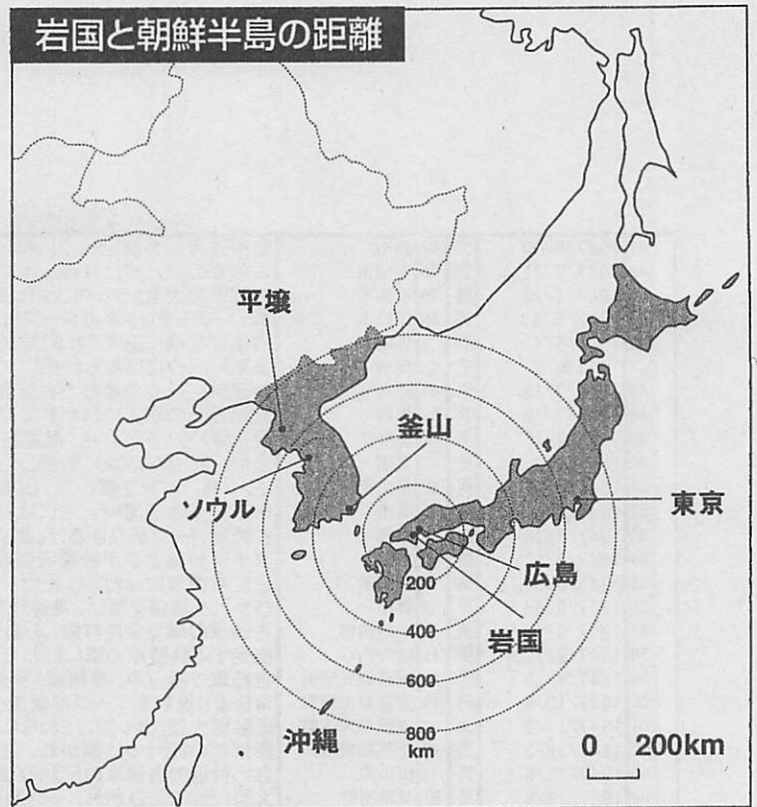
41	1947/3/10	男	23	呉市	駐留軍兵の大型トラックに轢かれて重傷	7000	1953	43
42	1947/3/21	男	75	下関市	占領軍のトラックにはねられて死亡。様き逃げ	20000	1953	84
43	1947/4/23	男	10	宇部市	進駐軍の大型トラックにはねられて即死	17000	1947・1953	55
44	1947/5/3	男	52	山口市	ニュージーランド軍のジープにはねられ骨折、重傷	10000	記入なし	61
45	1947/5/4	男	4	坂町	占領軍車輦に追突され30分後死亡	20000	1952	109
46	1947/6/2	男	23	呉市	米軍トラックにはねられ死亡	62000	1947・1953	104
47	1947/7/15	男	51	萩市	駐留軍トラックの事故で右腕骨折	2000	未記入	53
48	1947/7/15	女	56	坂町	飲酒運転の軍人にひかれて即死	64000	1947・1954	90
49	1947/7/15	男	32	防府市	豪州軍トラックが高速、無警告、追突、重傷	9500	1947	116
50	1947/8/2	男	47	呉市	米軍トラックが故意に衝突して逃走。翌日に死亡	60000	1949	46
51	1947/8/5	男	62	福山市	インド兵に右足を轢かれ、出血多量、死亡	60000	1954	11
52	1947/8/16	男	52	呉市	米軍労働者運搬トラックにはねられ、2時間後に死亡	61000	1947	26
53	1947/8/16	女	40	宇部市	占領軍ジープがひき逃げ。即死	24000	1952	121
54	1947/8/17	男	45	呉市	豪州軍の暴走車が被害者の車に追突。死亡	63000	1947・1953	45
55	1947/8/31	男	6	下関市	進駐軍の車にはねられ死亡	17000	1953	126
56	1947/9/6	男	3	呉市	ひかれて重傷を負い、身体障害者となる	20000	1947	7
57	1947/9/13	男	38	小野田市	占領軍の車で全身打撲、心身に後遺症、56年死亡	1000	1948	77
58	1947/9/23	男	18	防府市	疾走する駐留軍の車にはねられて死亡	28000	1949・1954	50
59	1947/9/29	男	16	安芸郡矢野町	自転車で行中、豪州軍トラックが様き逃げ。即死	17000	1953	29
60	1947/10/5	男	19	安芸郡矢野町	背後より進駐軍ジープが衝突。即死。	61000	記入なし	71
61	1947/11/3	男	53	吉敷郡大内町	進駐軍大型トラックにはねられ、骨折。障害が残る	18000	記入なし	65
62	1947/12/3	男	40	安芸郡坂町	豪州兵のトラックに轢かれ、頭蓋骨折・脳出血	12000	1952	12
63	1947/12/8	男	4	山口市	自宅付近で占領軍のトラックが様き逃げ。翌朝死亡	22000	1951	79
64	1947/12/8	男	51	廿日市町	大型トラックにひかれ、一時間後に死亡	70000	1948・1949	107
65	1947/12/10	男	57	江田島	米軍トラックにはねられ頭部に損傷、1年後死亡	60000	1954	30
66	1947/12/12	男	48	呉市	進駐軍ジープが様き逃げ。30時間後に死亡	60000	1952	38
67	1947/12/26	女	3	安芸郡大屋村	豪州軍ジープらしい車にはねられ、2日後に死亡	17000	1952・1953	20
68	1948/1/20	男	19	呉市	通信隊のジープに衝突され、まもなく死亡	70000	1954	118
69	1948/1/22	女	3	山口市	ニュージーランド軍のトラックに頭をひかれて即死	13000	1953か1954	66
70	1948/4/6	男	17	呉市	駐留軍トラックに轢かれて即死	53000	1949	94
71	1948/5/29	男	41	呉市	緑地帯で待避中、米軍車輦にひかれ即死	64000	1948	86
72	1948/6/8	男	56	呉市	英連邦軍トラックにはねられ、ついで轢かれて死亡	70000	1954	35
73	1948/7/25	女	1	安芸郡海田町	母親がおんぶしていた乳児に米軍の暴走車が衝突	13600	1949・1952	42
74	1948/8/30	男	18	呉市	土砂を運ぶ軍トラックの事故で下敷きになり埋没圧死	2147293	1948・1954	96
75	1948/9/17	女	3	広島県佐伯郡	自宅前道路上で進駐軍トラックが衝突。死亡	12000	1948・1953	10
76	1948/10/5	男	20	坂町	占領軍の大型貨物自動車に衝突、死亡	61000	1949・1952	113
77	1948/11/5	男	1	呉市	トラック事故で母子が死傷。子は半身不随となる。	8200	1952	97
78	1948/11/5	女	30	呉市	同前事故で、母親が死亡	26800	1949・1952	98
79	1949/1/7	女	59	呉市	占領軍トラックにひかれ、脳内出血、翌日死亡	71500	1949・1954	100
80	1949/2/2	男	43	福山市	米軍ジープにひかれ死亡	150000	1949・1952	108
81	1949/3/13	男	15	呉市	豪州軍ジープどうしの衝突事故にまきこまれ即死	17000	1950・1952	34
82	1949/5/7	男	77	呉市	米軍ジープがはねて死亡	20000	1954	102
83	1949/8/24	男	9	呉港麗留女島沖	魚釣り中、米軍上陸用バーンが衝突。1ヶ月半入院	7500	1954	19
84	1949/10/31	男	15	江田島	占領軍のジープの事故で脳挫傷、死亡	20000	1953	95
85	1949/11/5	女	6	呉市	進駐軍トラックがひき逃げ。死亡。	21000	1949・1951	18
86	1950/2/6	女	20	呉市	トラックに衝突され9ヶ月入院。身体障害者になる。	10500	1951・1952	2
87	1950/6/26	女	43	防府市	大型トラックにひかれ、即死	34000	記入なし	59
88	1951/1/11	男	67	呉市	交通事故でひき逃げ。重傷	1350	1951	4
89	1951/1/20	男	72	安芸郡船越町	豪州軍将校の車にはねられ、4時間後死亡	200000	記入なし	88
90	1951/4/22	男	35	安芸郡船越町	飲酒・女性同伴の岩国駐屯米陸軍兵が衝突、即死	250000	1951・1952	89
91	1951/7/7	男	8	呉市	飲酒運転の豪州兵が母子をはね、子どもが即死	240000	1951	15
91	1951/7/7	女	33	呉市	同前。母親は右下腿切断の重傷	同上	1951	15
92	1951/9/14	男	55	都濃郡南陽町	自転車で行中、占領軍の車と衝突、翌日死亡	300000	1954	54
93	1951/9/24	男	40	山口市	占領軍の車輦事故で死亡	200000	1951	128
94	1951/10/5	女	20	呉市	通勤先よりの横り道、占領軍車輦がひき逃げ。即死	190000	1951・1954	1
95	1951/12/8	男	8	呉市	進駐軍の車輦にはねられ死亡	68700	1951	125
96	1951/12/24	男	1	呉市	豪州軍人の運転するトラックにひかれて死亡	68000	1952	73
97	1951/12/25	女	22	山口市	看護婦が占領軍の車にはねられて死亡	180000	1951	127
98	1952/3/5	男	7	広島市	占領軍人が運転する大型トラックにひかれて即死	60000	1952	25
99	1952/3/28	女	23	佐伯郡廿日市町	呉から岩国へ向かう豪州軍トラックにひかれて死亡	200000	1952	16
100	○/10/19	男	5	呉市	ジープが様き逃げ。約7時間後死亡	9000	記入なし	101
101	1950/5/00	女	36	山口市	占領軍のトラックにひかれ、後遺症が残る	2500	1950	58

被害者実態調査票より作成。15 頁の調査票は 2 人の被害が一枚に記載されているため、2 つの欄を用いてそれぞれを記載した。

広島湾軍事三角地帯

地図

岩国と朝鮮半島の距離



◆在日米軍

1. 海兵隊 岩国航空基地
2. 呉第6突堤
Fバース (日米共同使用)
と秋月弾薬蔵司令部
3. 米陸軍第83 秋月兵器大隊
川上弾薬庫
4. ◇ 秋月弾薬庫
5. ◇ 広島弾薬庫
6. 灰ヶ峰通信所

◆自衛隊

7. 海自 第31 航空群
◇ 第111 航空隊
8. 海自呉 潜水艦隊など
9. ◇ 呉地方隊
呉地方総監部、教育隊など
10. 海自 吉浦貯油所
11. ◇ 江田島術科学学校
12. 陸自 13 師団司令部
海田市駐屯地
13. 陸自 原演習場



広島湾地方

(岩国市・江田島市・広島市・呉市の位置関係)

特集2

駐韓米軍と「基地村」の女性たち

「基地村の隠された真実-2 番目の物語-」より抜粋

はじめに

セウムトは 1996 年に東豆川で最初の活動を開始して以降、多くの基地村女性と恨（ハン）の多い別れをしてきました。長い歳月を病魔と闘って亡くなった方もあり、もうこれ以上厳しい世の中に耐え切れず自ら命を絶った方もあり、今も変わらぬ犯罪の犠牲になった方もあり、このようにして多くの基地村女性が私たちの元から旅立っていかれています。彼女たちの生命の最後の瞬間を見守りながら、その恨をどのようにして解き、彼女たちの遺言をどのようにして守っていかねばならないのかが、常に心の中の借りとなっていました。

彼女たちは、最後の瞬間まで「韓国政府と米国政府がどのように基地村女性を管理し、基地村女性を抑圧したのか」についての重要な歴史的事実と「過去にとどまらず明白に現存している」被害者の苦痛について証言してくれました。そしていつの日か両国政府が基地村女性に謝罪し補償するようになるだろうという確信を捨てませんでした。このようにむなしく基地村女性たちを看取りながら、私たちは徐々に苛立ちを感じるようになっていきました。

韓国政府と米国政府に向かって謝罪と補償をせよと一度もまともに要求できないままに、この人たちの死とともに歴史の真実と被害者たちの悔しさが歳月に埋もれていきそうでした。そんななかで、同僚の虚しい死を見守っていた生き残りの基地村女性たちがこれ以上闘うことを後回しにはできないと決心し、2008 年 10 月に基地村女性生存者委員会が結成されるに至りました。そして基地村女性生存者委員会の活動に参加された 8 人の基地村女性たちの最初の活動が 1960 年代から 1990 年代に至る基地村での経験についての証言だったのです。この証言を集めてセウムトは 2008 年 11 月 27 日、最初の基地村女性証言資料集を発刊し、討論会を開催しました。

この証言資料集と討論会は韓国内よりも外国からいっそう注目されました。韓国とともにもう一つの当事国である米国で大きな関心を引き起こしたことは、見ようによっては当然のことかもしれません。2009 年 1 月ニューヨークタイムスは、特集記事として生存者たちの証言を記事にしました。ニューヨークタイムスは『韓国政府は最近の数年間、日本の戦争の歴史の醜い面であった「日本軍に提供された売春施設で働くために韓国と他の国家からやってきた女性たちに対する奴隷制」を作った責任に対して、日本政府のあいまいな態度に対して強く非難してきた』と説明しつつ、次のように基地村女性生存者たちの証言を詳しく報道しました。

『(生存者たちは) 1960 年代から 1980 年代まで性売買を直接に管理しており、米軍のために性病にかかっていない性売買女性を提供するために検査と資料システムをとともに構築していた韓国政府と米軍を非難している。その女性たちは、彼女たちがその期間に韓国政府や米軍の公務員たちによって性売買で抑圧されたという事実を主張できなかった間、韓国自身の歴史は認めないのに日本から賠償を求める韓国政府の持続的な偽善を非難している』と報道しました。また『韓国政府は米軍のための巨大な抱え主でした』と主張した一人の生存者の主張を掲載したこともありました。

この記事は、以降、国内外から大きな反響を引き起こしました。より多くの基地村女性生存者たちが証言活動に参加するという意思を明らかにし、60-80 年代に駐韓米軍に勤務していた米軍の目撃者たちの証言も相次ぎました。しかしこのような証言と活動にもかかわらず、依然として両国政府はこの問題を公式に認めようとはせず、被害者たちのための社会的支援もまったくない状態です。基地村女性たちは日々衰弱していくのに、いまだ前途は遠いようで残念です。

だから生存者たちはその証言活動を続けていこうと思います。苦痛に満ちた経験を再経験することは、記憶の事実性の有無を質す人々の前で過去の記憶をもう一度再構成せねばならないことは、生存者たちにとっては本当に辛い過程です。しかし両国政府が真実を明らかにし、被害者に謝罪し補償するときまで、生存者たちは証言活動を止めないという決心をしています。韓国社会が黙認してきた国家的犯罪を必ずや暴露しようと決心しています。

編集部注：特集 2 に収録した諸文書は、韓国で基地村女性問題に取り組んでいるセウムトが発行した 2 つの資料集から訳出したものである。まず、2009 年 11 月 29 日に発行された資料集「基地村の隠された真実—二番目の物語—」より「はじめに」を抜粋翻訳し、続いてその一年前の 2008 年 11 月 27 日にセウムトが主催してソウル市で開かれた「基地村女性問題解決のための代案模索討論会」資料集の全文を訳出・掲載した。

「基地村女性問題解決のための代案模索討論会」資料集 全訳

<基調提起文>

基地村の隠された真実

—韓国と米国政府が共同管理した基地村—

セウムト

I. 序論

1. 目的

1970年代初めから1980年代末までの20年間、韓国政府と米国政府は基地村の軍隊性売買に直接介入し、基地村女性を公式に管理し抑圧した。このようなすべての介入と抑圧は「朝鮮半島に米軍部隊を駐屯させ続けようとしていた米国政府と駐韓米軍の立場」からは「米軍の健康と安楽」のために行われ、「米軍が朝鮮半島を離れることを望まず米軍の駐屯によって経済的にも大きな利益を得ていた韓国政府の立場」からは「韓米同盟の強化」と「外貨獲得」のために行われた。

本報告書は韓国と米国両国政府の基地村政策は犯罪であり、これによって多くの基地村女性が苦痛をこうむったことを明らかにするために作成された。

もちろん韓国政府の公式の管理が体系的でなかっただけで、朝鮮戦争から1960年代までの時期にも米国政府と米軍部隊による基地村統制と基地村女性に対する人権侵害は深刻であった。またその規模が明らかに縮小されただけで、1990年代以降現在に至るまでも基地村は依然として韓国政府と米軍部隊によって管理されている。にもかかわらず私たちが70-80年代の基地村問題に集中して問題提起しているのは、基地村軍隊性売買についてのこの時期の国家管理が公式的で体系的であり、基地村女性に対する抑圧と人権侵害が非常に深刻であったからである。すなわちこの時期を通じて基地村についての国家管理の本質を語りたいのである。

日本軍慰安婦問題について日本政府は今に至るまで国家の直接的な介入と管理について否定している。ひょっとすると日本政府は、高齢の日本軍慰安婦生存者がすべて死亡すればこの歴史が埋もれてしまうのを待っているのかもしれないのだ。

だとするなら、基地村問題はどうか？韓国と米国には、両国の政府が直接介入して管理していた基地村の軍隊性売買を経験した多くの基地村女性が生存している。この生存者たちは「今、私たちが直接立ち上がって問題を明るみに出し、私たちの権利を主張する」と叫んでいる。また国家管理に直接関与していた軍人、警察、公務員、医師、看護師らもこの問題を証言している。本討論会を契機に、より多くの証言と研究があふれ出て、国家介入の実像が一つ一つ明らかになることを希望したい。

2. 方法

セウムトはこれまで、東豆川（トンドウチョン）、義政府（ウィジョンブ）、平澤（ピョンテク）、群山（クンサン）、光州（クァンジュ）、大邱（テグ）、坡州（パジュ）などの大小の基地村で135名の高齢の基地村女性と会ってきている。これら生存者たちの苦痛の経験は個人別に非常に多様であるが、一つのはっきりとした共通点は7-80年代に韓国政府と米軍部隊が行った直接的な統制と管理による苦痛の記憶であった。セウムトはこれからも持続的に生存者の証言を整理して発表し、関連証拠を探し出して公開することで、国家の犯罪による生存者たちの苦痛を知らせるために努力する。

本報告書は、東豆川と義政府、平澤、群山など主要な基地村で軍隊性売買の経験を持つ8名の生存者、そして1990年代から基地村女性たちと会ってともに活動しながら彼女らの多くの証言を聞いてきた相談者3名が共同して作成した。とくに8名の生存者の大部分はこの間セウムト活動に積極的に参加し他の生存者を支援してきた活動家たちである。

この間セウムトをはじめとした多くの団体および研究者によって、不十分ではあるが基地村女性の実態が知られるようになってきた。しかしこの過程で基地村女性に対する人権侵害はもう一つの傷を残してきた。はっきりした同意のない状態でインタビューを受け、さらに顔と氏名が明らかにされるなど、自己決定権と秘密保障が守られていない事例が少なくなかった。

したがってセウムトは、証言の録音過程と報告書の作成過程で参加者の声が歪曲されたり参加者に対する人権侵害が発生したりしないよう格別の注意を払った。参加者との徹底した事前論議と約束、参加者の自由な意見開陳と確認過程を通じて進められた。とくに録音する過程で自己決定権と秘密保障を正確に履行するために、セウムトは参加者とともに話し合いお互いの約束を書類として作成し公証した。

<表1>証言に参加した生存者と相談者

区分	姓名*	年齢	経験	区分	姓名	年齢	相談地域
生存者	ウニョン	50代	1970～90年代、大邱、君子(クンジャ)、東豆川など	相談者	ミンソン	40代	義政府、東豆川、松炭(ソントン)、群山、坡州など
生存者	ウンジュ	50代	1970～90年代、東豆川	相談者	チヌ	30代	東豆川、松炭、群山
生存者	ミエ	50代	1960～90年代、坡州、東豆川、義政府	相談者	チニ	30代	義政府、東豆川、群山、坡州など
生存者	カンジャ	60代	1960～80年代、東豆川、松炭、群山				
生存者	ソナ	60代	1970～90年代、東豆川、群山、松炭				
生存者	ミョン	30代	1990年代初め、東豆川、義政府				
生存者	ウンギョン	60代	1970～80年代、義政府など				
生存者	ソニョン	60代	1970～90年代、君子、群山、松炭など				

*生存者の中の一部は、この間、顔と名前をすべて明らかにして活動してきたが、社会的烙印によってそうすることが困難だという他の生存者たちの立場を考慮して、今回の報告書作成においてはすべて仮名で参加することに決定した。

3. 意義

これら生存者の証言は次のような意義を持っている。

第一に、これら生存者の証言はまず7～80年代に「基地村女性にどのようなことが起こったのか」を生々しく見せてくれる。韓国政府と米国政府の情報統制によって基地村と基地村女性に関する情報に接近するのは依然として難しい状況で、彼女たちの証言は真実に近づく唯一の通路だといえる。

第二に、これら生存者の証言は韓米政府が基地村に対して、いわゆる「政策」を持っていたことを教えてくれる。これらの証言は単なる被害の記憶ではなく、「基地村女性に対する犯罪」が韓米政府の政策次元で行われたことを暴露する徹底した告発である。

第三に、これらの証言を通じて、60年代から90年代までの変化していく基地村の姿を歴史的に把握することができる。証言に参加した生存者たちは7-80年代の代表的な基地村である東豆川、義政府、平澤、群山の基地村などについて、体系的な説明を相互補完しつつ提供している。

第四に、彼女たちの人生と証言は、被害の経験だけに極限されていない。その当時、韓米政府の政策変化と公式の抑圧に抗して効果的に対処するいかなる権力も持たず支援も得られなかったが、生存とよりよい生活のために基地村女性たちは問題を変化させようとする努力と連帯を止めなかった。彼女たちの一部は危険をものともせず同僚を助け、政府管理体系の一部を利用したりもした。そして今も基地村の問題を明らかにし基地村女性を支援するセウムトのすべての事業に活動家として参加している。また彼女らの一部はセウムトの活動以外にも多くの団体や学者らと連帯して多様な活動をしてきている。

しかしこれら生存者の証言を通じて韓米政府の政策を分析することにおいては、いくつか考慮すべき点がある。

第一に、数十年前の経験であるため、日にちや場所、人名など、具体的な内容を思い出すのに困難がありうる。

第二に、生存者が韓国と米国政府の政策に関連した情報に接近するのが事実上不可能だったため、被害と苦痛の経験を中心に語るしかなかった。

第三に、8人の生存者たちの経験では、主要な基地村だった釜山と大邱の状況は説明できていない。

しかし実はこのような限界を埋めるのはセウムトのような基地村女性関連団体や学者たちの役目でもある。基地村女性の生活の中で実際に起こっていた被害と苦痛の経験の本質は何なのかを持続的に暴露し抗議する活動が続かねばならない。

II. 韓国政府と米国政府の基地村軍隊性売買の管理

および基地村女性への抑圧の実態¹⁾

朝鮮戦争から 1960 年代末まで米軍部隊は基地村を直接管理し基地村女性を抑圧した。一部の基地村女性の抗議にもかかわらず、韓国政府は米軍部隊の主導で行われていた基地村管理を容認し持続的に協力した。このようにした理由は、韓国政府が基地村で起こっている諸事件に対して放任主義政策をとっていたからだった²⁾。

【カンジャ】

『(米軍憲兵は) 空軍は SP、陸軍は MP じゃないですか。60 年代にはミリタリーポリス MP が(米軍車両を) 運転して韓国の警官が横に乗ってね。そしてあのポサン里³⁾、センヨン 4 里⁴⁾のほうへずっと上がっていきながら(米軍) ゲートまでずうっと探しまわりながら⁵⁾、トッコリ⁶⁾まで行くのよ。こんなふうに毎晩巡回していて基地村女性に会えば検診証を提示しろって。だけど検診証をいちいち持って歩く人がどこにいますか。時には家においてくることもありうるし。もしも検診証がなかったら、家に帰って持ってくるチャンスもくれずにその車に乗せられて義政府に連れて行かれるんですよ。そしたら即決で処理されて、罰金がいくらいくらだ、でお金があったら払って出てくる。』[60 年代後半、東豆川]

韓国政府が基地村の軍隊性売買に直接介入して基地村女性を本格的に抑圧するようになったのは 1970 年代初頭からだった。1971 年に米軍当局は韓国政府に基地村浄化事業を要求した。ちょうど韓国政府は米軍削減政策と関連して米国の顔色を伺っている状況だった。1960 年代末から米軍撤収説が流され「ニクソンドクトリン」が発表されると 1960 年代末には 6 万 2 千名だった米軍が 1971 年には 2 万人以上が撤収して 4 万 5 千人レベルを維持

1) <証言で使用了記号>

- 『』: 生存者と相談者の証言
- 。: 意味の上で言葉が結ばれるとき
- 、: 言葉が途切れてまた続いたり、意味上、切れるとき
- …: 言葉尻をぼかして言葉がはっきりしなかったり、特別な意味のない独り言の場合
- (): 証言過程で省略されたと思われる単語を挿入したとき
- []: 証言している基地村地域と時期を説明するとき
- 【 】: 証言者の仮名
- 脚注: 証言に含まれる外来語や方言、意味の不明な単語を説明したり追加説明が必要なとき

²⁾ キャサリン・S・ムーン (2002)、同盟の中のセックス、サミン出版社、85 頁。

³⁾ 東豆川市で最も規模の大きい基地村で、米歩兵 2 師団 Camp Casey 正門に位置する。現在は地域名に変更され保山洞 (ポサンドン) といい、今でも東豆川市最大の基地村である。

⁴⁾ 1960 年代、米歩兵 7 師団正門付近に位置していた基地村だったが、1971 年、7 師団が撤収してクラブも徐々に消えていった。現在の地域名は生淵洞 (センヨンドン)。

⁵⁾ 略 (方言説明)

⁶⁾ 米歩兵 2 師団 Camp Hovey 付近に位置する基地村で、基地村女性たちはこの基地村に一度入れば出て来れないという悪名高い場所だとしてこの場所を「トッコリ」と呼んだ。現在の地域名は廣岩洞 (クァンアムドン) で、今でも小規模な基地村が残っている。

するようになった。朴正熙政権は米軍当局の要求をただちに受け入れ浄化事業を行った。

すなわち韓国政府が基地村を積極的に管理するようになったのは 1970 年代に米国が基地村に対する社会的・環境的改善をするよう韓国政府に要求したときからだった。このような基地村に対する整備の要求は、韓国に対する米国の経済的支援が急速に減りつつあり米軍の撤収発表で朴正熙政権が脅威を受けていた時期に行われたので、韓国政府は米国の要求を積極的に受け入れた⁷⁾。

韓国政府は米軍との協力のもとに、BCCUC（基地村浄化のための外務部施行企画）を設立した。BCCUC では米軍の協力を受けて基地村の環境を整備し道路を建設した。そして基地村の性売買女性に米軍を相手にするときのエチケットと行動などを教育するプログラムを実施した⁸⁾。また韓国政府は、BCCUC に性病診療所と不合格者収容所を作るよう資金を提供することで積極的に基地村女性に対する性病管理を実施した。のみならず表面は基地村女性の自治機構だが実際には基地村で政府政策の最終伝達体系であり、かつ情報源として機能していた「自治会」を通じて基地村女性を直接管理した。

証言を通じて検証した 7-80 年代の基地村軍隊性売買についての国家管理と基地村女性への抑圧の具体的実態は以下のとおりだ。

1. 法律に違反した国家政策

韓国政府の基地村政策はその当時の国内現行法に違反していた。1961 年 11 月、淪落行為等防止法が制定され性売買そのものが違法と規定されたにもかかわらず、これに続いた政府の施策は法律に違反していたのである。

その代表的な例は、1962 年 4 月、内務部、法務部、保健社会部が共同で特定地域（龍山駅、永登浦駅、ソウル駅など 46 の集結地域および龍山の梨泰院(イテウォン)、大邱の立石洞(イプソクトン)、鳳徳洞(ボンドクトン)など 32 の基地村)を設置・運営したことであった。特定地域の設置によって事実上、一定地域内での淪落行為は保護・黙認されたのみならず公娼を認める結果となった⁹⁾。

「特定地域の設置」以外にも「性病強制検診および感染者に対する強制治療」、「恒常的な所在把握」などの政策を相次いで決定し、このような諸政策は 20 年間以上、基地村で持続的に履行された。1969 年 11 月 17 日に改正された伝染病予防法施行令¹⁰⁾は性病に関

⁷⁾ キャサリン・S・ムーン(2002)、171 頁

⁸⁾ マイカ・ジョセフ・エドラー、駐韓米軍犯罪についての韓国内非政府機構の活動方向研究、延世大学政治学科修士学位(2000)、22 頁

⁹⁾ 韓国刑事政策研究院(1996)。淪落行為等防止法に関する研究。研究報告書、23 頁

¹⁰⁾ 伝染病予防法施行令[前文改正 1969.11.17 大統領令第 42767 号]

第 4 条（性病に関する健康診断を受けねばならない者の範囲等）①法第 8 条第 2 項の規定によって性病に関する健康診断を受けねばならない者の範囲は以下のとおり。

1.接客業に従事する者
2.売いん行為をする者

する健康診断を義務付けられる対象者の範囲を規定している。この施行令によって「慰安婦または売淫行為をする者は1週間に2回、性病検診」を受けるようになっている。

ここで「慰安婦」というのは基地村女性を指すものであり、実際に90年代ごろでも基地村のある地域の公務員や警察官は基地村女性を「慰安婦」と呼んでいた。日帝時代に日本政府の政策によって日本軍に強制的に連行され性的搾取を受けた女性たちを「慰安婦」といったように、基地村女性も国家の政策によって米軍に休息と安楽を与える女性として、韓国政府の側からは日本軍慰安婦のような役割をする女性たちだったのである。朝鮮戦争から数十年のあいだ、法律と政府の各種の公式文書で基地村女性を「慰安婦」と称していることに注目せねばならない。

【ミヨン】

『90年代に私が経験した状況は…保健所に行ったんだけど(保健所の職員たちが私を見て) あそこに挺身隊がいるじゃないか、基地村挺身隊…こんな言葉まで出てきたんですよ』[90年代初、義政府]

1969年2月に保健社会部令242号性病検診規定¹¹⁾は基地村女性を特殊業態婦と規定し、市・道レベルで基地村女性の所在を徹底して把握し強制的性病診療と治療をするようにさせた。この実績は毎月、保健社会部長官に報告されていた。国家が乗りだして基地村女性を徹底して管理していたのである。

【チニ】

『偶然に義政府の性病診療所の内部を見ることができました。粗末で感じの悪い雰囲気だったんですが…検査台があって、その横には小さい箱型の消毒器がありました。』

3.その他性病に感染して媒介伝播する憂慮があると医師が診断した者

②前項に規定された者は以下によってソウル特別市長・釜山市長また道知事が指定する性病診療機関で健康診断を受けねばならない。

1.接客婦その他接客を業とする婦女(接客婦・酌婦等)2週に1回

2.ダンサー・遊興店の女給または類似の仕事に従事する者 週1回

3.慰安婦または売淫行為をする者 週2回

4.性病を伝染させたり、または伝染させる恐れのある者 随時

¹¹⁾ 性病検診規定[制定1969.22 保険社会部令242号]

第1条(目的) この令は伝染病予防法第9条の規定による性病に関する健康診断に関する事項を規定することを目的とする。

第2条(用語の定義) この令で『特殊業態婦』というのは外国軍が密集して駐屯していたり、淪落行為をする女性が密集している地域にいるダンサー・接客婦その他淪落行為をする女をさす。

第3条(特殊業態婦の実態把握) ソウル特別市長・釜山市長または道知事は特別業態婦の所在を常に把握し性病の発生と蔓延を防止するよう努力せねばならない。

第4条(強制的性病検診等) ソウル特別市長・釜山市長または道知事は保健所長をして特殊業態婦に対して随時性病に関する強制診断と治療を行うようにせねばならない。

第5条(報告) ソウル特別市長・釜山市長または道知事は強制診療を実施したときは、毎月の実績を翌月15日までに保健社会部長官に報告せねばならない。

私が義政府で相談活動をしていた何年かのあいだ、雪が降ろうと雨が降ろうと毎週火曜日になればその性病診療所で女性たちは検査を受けました。はじめは町内の人のための診療もするところだと思っていたけれど、後で基地村女性の性病診療だけをするところだと分かりました。検診の日だけ開いていました。検診の日になれば、女性の数が多いので診療所の外まで行列を作って並ばないといけないのに、外に並んでいる女性たちはもじもじして、明らかに嫌そうな様子でした。けどどうしようもありませんでした。検査は（性病）診療所で1週間に1回、きちんきちんと行われました。

〔90年代初め、義政府〕

韓国政府は基地村女性たちを抑圧し基地村軍隊性売買を徹底して管理していたが、「犯罪者を処罰し、犯罪被害者を支援すべき国家の責任」については職務放棄と変わりなかった。淪落行為等防止法でも厳格に性売買斡旋や強要の行為に対して処罰することになっていた¹²⁾。しかし法律を執行すべき警察と公務員は、基地村性売買による人権搾取と人権侵害には関心がなく、彼らの任務はもっぱら基地村女性を統制し管理することであった。

このような視角と政策は行政府だけではなかった。当時の国会速記録についての研究¹³⁾を通じて立法府の視角をも把握することができるのだが、立法府は基地村軍隊性売買が韓米同盟を強化する道具だと認識しており、自国の女性の人権保護を優先することよりは駐韓米軍に対する政治的考慮を重要視する対外従属的な態度を見せている¹⁴⁾。また米軍性売買に対する許容的態度を超えて政策的な奨励まで展開されている¹⁵⁾。のみならず韓国政府は性の商品化の成長を新興事業として煽り公認した責任もある。

【ミエ】

『（私たちを教育するとき）公務員たちは、ドルをこんなに稼いでくれてありがとうございます。もっとたくさん稼いでくださいね。』〔70年代、東豆川〕

つまり韓国政府は一方では「淪落行為を防止して国民の風紀浄化と人権の尊重に寄与す

¹²⁾ 第17条①他人に暴力・威嚇・迷信などの方法を用いたり、他人を苦境に陥れたり、業務その他の関係によって自分の保護または監督を受ける関係を利用して前条第1項の罪を犯した者は5年以下の懲役または100万ファン（訳注：当時の通貨単位）以下の罰金に処す。

¹³⁾ チョ・ヒョン、チャン・ピルファ（1991）、国会速記録に示された女性政策の視角：買売春について、梨花女子大韓国女性研究所、女性学論集第七集、92頁

¹⁴⁾ 「友邦国家として米国が居続けるかぎりには、軍隊は独身者が大半で、また彼らが何らかの遊興を望んでいるのは人間本来の本性があらわれる現象であるからには…特別措置をしてあげる方向に進むのがよいのであって、売春婦自体についてだけこの問題をピックアップして論議するということ自体がおかしいのではないかと考えます。…たとえば米軍が日本に行かずともよい程度のソウル郊外に米軍のいる大きな部屋にそのような特殊施設を持つ店を許可するとか」（四代33回12次、内務委員；チョ・ヒョン、チャン・ピルファ（1991）92頁）

¹⁵⁾ 「外国軍人たちを相手にする売春婦というものは不可避だと思います。…韓国の国内の人を相手にする売春婦と米軍だけを相手にする売春婦を区別して、外国人を相手にする生活に対しては民俗だとか施設関係だとか、あるいは言語だとかを教育して…質の向上を図るよう努力することはできないか」（四代33回12次内務部委員；チョ・ヒョン、チャン・ピルファ（1991）92頁）

ることを目的に¹⁶⁾ 淪落行為等防止法を制定したが、他方では「韓国が置かれている特殊な状況、すなわち日帝時代から外国軍隊が駐屯するようになったこと」による軍隊性売買を助長し直接介入して管理することで、政府の性売買関連政策が同法を死文化させる結果を作り出したのである。

このような二重の政府政策により、基地村女性は法により保障された権利を奪われたのみならず、国家権力による直接的な被害に苦しまねばならなかった。このような歴史は必ず明るみにだされねばならず、政府次元での謝罪と補償が伴わねばならない。

【カンジャ】

『政府では淪落行為等防止法を作っておいて、公娼制度のように米軍に慰安をするために「この国に来られた方々（米軍）のために」（私たちが）捧げられて、…こんなことを国家的に認定しなくちゃいけないことにしたから厳然と（検診証が）発行され、その（検診証が）発行されたことでもって私たちが売買春をしたのです。』

【カンジャ】

『私たちは（日本軍慰安婦ハルモニみたいに）日本やフィリピンに連れて行かれはしなかったとしても、日本の支配が終わって米国が入ってきて私たちがまた国家の副産物であり犠牲者になった。…（基地村軍隊性売買を）放置した者たちが居て、（政府が）合法的に売買春をさせたから、またそこで私たちが性病診療所の奪取を受けて死んでいった仲間の補償も受けることができずに結局は今日まで歴史が続いてきているのだし…』

2. 自治会を通じた基地村女性の登録と管理

1960年代にも保健所や米軍部隊によって基地村女性に対する登録が実施されたが、韓国政府によって体系的に登録が実施されたのは1970年代からだった。

1960年代、基地村女性はクラブに雇われると保健所で性病診療を受けてから検診証の発給を受けねばならなかったが、このとき個人情報保健所に申告した。そして基地村の各クラブの抱え主は自分のクラブで雇った基地村女性の写真を添付して女性の身元を米軍部隊に報告し、米軍部隊ではこのように報告された名簿をもって基地村女性を管理した。

1970年代初め、基地村浄化運動が始まり、政府は基地村女性の身元と所在を恒常的に正確に把握して管理することで基地村を効果的に管理しようとした。それで基地村ごとに作られたのが自治会だった。自治会の役割は、第一に米国政府と韓国政府への登録業務、第二に基地村女性を前面に立ててお互いを監視させることでより効果的な基地村性売買管理と性病規制をすることだった。

¹⁶⁾ 韓国刑事政策研究院（1996）。13頁

【ミエ】

『私は国家が自分たちのできないことは女性たちに命じてやらせ（自治会をさせて）監視役にして（管理させたのだと思う）。国家がそうしたから女性たちが…（自治会の役員が自分たちと）同等の立場だから助けてくれると思って（自治会がやろうということに協力させたんでしょ）。国家が女性たちまで動員して、そのようにしたということだよ、結論は。』[70年代、東豆川]

1963年の米8軍の記録は、自治会長が韓国政府と米軍のための情報源として働いたことを物語る¹⁷⁾。

【カンジャ】

『（警察署の）保安課が（自治会の）担当なんだけど、（基地村に）スパイが潜入する心配があるといって私たちと関係ができたのが情報課でした。』[70-80年代、群山、松炭（ソントン）]

つまり自治会とは名ばかりで、実際は自治会は韓国政府の下部行政組織と伝達体系、情報組織などとして機能していたのである。

【カンジャ】

『自治会というのは私たちが自から…権利を取り戻そうと団結した自治会ではなくて、あの自治会というのは保安課、社会福祉課といったようなところで作ったものです。その名前は自分たちで自治をするということだけど、そんなふうにして（政府によって）作られたのが自治会です』[70年代、東豆川]

現実的に自治会は決して自律的ではなかった。地域警察と公務員が自治会代表を選定して基地村女性たちを監視させ、各警察署からは自治会との連絡を担当する刑事がつけられていた。他の女性たちに比べて、英語がちょっと上手だったり、影響力やリーダーシップがあったりする基地村女性がふつうは会長に選出された¹⁸⁾。

セウムトの相談員に、政府から月給をもらっていたと打ち明けた元自治会長たちもいた。

【ミンソン】

『私が知っている（自治会）会長の何人かに直接聞きました。（市や郡庁から）月給をもらったと。たとえば義政府の…（自治会）会長さんも女性たちには秘密にしていたが、…義政府市から月給をもらっていたんです。突然（義政府市から）月給が止められて、とても腹が立ったという話をしていました』[90年代初、義政府]

¹⁷⁾ キャサリン・S・ムーン(2002)、50頁

¹⁸⁾ キャサリン・S・ムーン(2002)、50頁

1) 自治会の登録業務

まず基地村女性を自治会に登録させた後、その内容を体系的にそれぞれ韓国政府と米国政府に申告した。このように自治会の登録業務体系は大きくは2つであった。そしてこの体系は全国の基地村で同じように運営された。

【ミエ】

『(初めてクラブに女性たちが来ると、クラブの抱え主やマダムが) ミンドウルレ会¹⁹⁾ (タンポガ会) がどこどこに行けばあるから、そこに行って会員証を作れ。そういうのでそこへ訪ねて行って会費を払ってそこで会員証を作り、それを持って今度は保健所に行って保険証を作って、写真2枚といっしょに持って行って。』[70年代、東豆川]

基地村のクラブに初めて雇用された女性たちは、いったん自治会に会員として登録せねばならなかった。自治会に会費を払い会員として登録すれば自治会が基地村女性に会員証を発給してくれるのだが、自治会の会員証や会員登録をしたことを確認する自治会の確認証がなければ保健所に検診証を申請できない。検診証がないということは基地村のクラブで働けないことを意味したので、すべての基地村女性に強制的に自治会に会員登録をせねばならなかった。このようなやり方で韓国政府は自治会を通じて基地村女性の身元を確保し、効果的に管理することができた。

【ミエ】

『性売買を… (保険証があったら合法なのに) 保険証なしにやるとそれは違法だというのよ』

義政府の自治会の場合、自治会の会員証を発給しなかったが、それは自治会長がはじめから基地村内の性病診療所に居住しながら公務員としての役割をしていたからだった。義政府の例は自治会が実際に韓国政府の下部行政組織として機能したことを如実に示している。

【ミエ】

『(自治会) 会長が (性病診療所で) 寝起きして…その部屋を使っているのよ。言ってみれば管理をしながら会長が診療所 (受付窓口) に直接座って、保健所からは看護婦と検診医だけが出勤してきて、この会長が座って (性病検診に来た基地村女性たちから) 検診証を受け取って受付をするのよ。それから (自治会長がその女性に) メモをくれるの。それからそれを持って行って検診をするのよ』[70年中盤-80年代初め、義政府]

¹⁹⁾ 義政府と東豆川基地村の自治会は「ミンドウルレ会」という名称で呼ばれた。

【ミンソン】

『(義政府の自治会長さんは性病診療所ではじめから)住み込みで当直を続けてられたんですよ。それで(性病診療がある日には)診療所をすっかり片付けておいて、性病診療をする部屋があるのですが、そこにタオルを敷いて、そういうことを会長さんが全部しておきます。看護婦と医者がするのではなくて。それから事務所やらキャビネットやら、…書類をテキパキと出しておくんだけど、女性たちの名簿もみんなあるし、住民登録番号、住所、どのクラブなのか、みんな書いてあって、ここ義政府に来たのが何年度なのかみんな書いてありました。私が見たところでは義政府の自治会長なんかの場合は保健所の完全な末端職員と変わりありませんでした。』[90年代初、義政府]

群山の基地村は、基地村自体を高い塀で囲んで近隣の農村地域とはっきりと区別しており、店主に雇われた人たちが正門を塞いで立っていて基地村女性や部外者の出入りを徹底的に統制する構造であった。基地村自体が大きな慰安所そのものだった。このような施設内に住んでいた基地村女性はいっそう徹底的に統制された。自治会を訪問して登録すれば、自治会では女性たちを性病診療所に行かせるのだが、そのとき直接性病診療所に電話をして登録した女性の個人情報を伝え今から性病診療所へ行かせると知らせるようなやり方だった。

【チニ】

『90年代に群山の実態調査をしたときでした。そのときも群山アメリカタウンは韓国人を徹底的に統制していました。検問所で検問している人たちが(私たちも)入れないように統制していたんですが、…そこは夕方になれば部隊からバスで米軍兵士たちを(基地村に)移動させます。ほんとにあそこは韓国ではないという気が強くしました。もっぱら米軍の娯楽のためのお城のようでした。』[90年代中盤、群山]

他方で自治会は会員に登録した女性たちの個人情報とクラブ名、写真などをすぐに米軍部隊に直接報告した。米軍部隊の関連部署にはこのようにして集めた基地村女性についての情報が常に確保されていた。

【ソニョン】

『(基地村女性の個人情報と写真が)米軍のところにもあったよ、部隊の中に。(米軍)衛生兵のところにもあったし。…それを部隊の中に報告しなかったら、その町でその女たちは生きていけないのさ』[70年代、君子(訳注:クンジャ。当時、京畿道始興市にあった基地村)]

【カンジャ】

『それを松炭ではクラブカードと呼んでいました。…姉妹会の職員が一人いて、その人も月給をもらって、いったんクラブカードをこしらえて部隊に持って行ってやるのです。(米軍部隊)医務部に』[70年代、松炭]

【ミエ】

『(私たちの個人情報) 米軍のところにあるんだから。米軍病院にもそんなものがあるから、軍が私たちにタッチしてきたんじゃない？米軍病院にもしもそんなものが無かったらあの人たちがどうやってタッチできる？…(自治会) 会員証を作るとき(基地村女性が自治会に) 写真…持って行って渡したら、…(保健所と米軍部隊に) 一つずつ行くのよ。…だから米軍たちがその写真を見てコンタクトをするようになってる。』

2) 自治会の基地村管理業務

自治会は自治会を通じて政府に登録していない女性たちを見つけ出し基地村から追い出す役割をすることもあった。このような基地村管理は警察と地方政府の公務員、自治会が合同して実施したりした。基地村に居住しつつ登録をしていない女性の場合、政府がその所在を正確に把握しにくく、定期的な性病管理も不可能だったからだ。

【ウンジュ】

『(自治会の役員である) 監視役たちが…浄化委員になったじゃないですか。浄化委員ができてから…女性たちの検診パス、…取締りをして、警察と市庁の人らと一っしょに合同して取締りをしました』[70-80年代、東豆川]

このような管理過程を見たとしても、自治会の会員証とは、「韓国政府が体系的に管理している、すなわち政府がその所在を正確に把握しており、政府から定期的に性病管理を受けている性売買女性として基地村で性売買をしてもよいと承認したこと」を証明する一種の証明書だった。

3) 自治会の支援事業と基地村女性たちの闘争

上述したように、本質的に自治会は基地村女性の自治組織ではなかった。公式な行政機関の公務員たちが基地村の女性たちに個別に直接に接近して行政業務をするのが不可能だったために、自治会を構成して基地村女性を管理していたのである。政府は基地村女性を管理業務に積極的に活動させることで基地村女性たちを正確に把握でき、積極的な協力を引き出すことができると考えたのである。

この過程で多くの基地村女性が、自治会の役員になったり、自治会活動に直接・間接に参加したりするようになった。ところでこの女性たちの中には、単純に政府政策に服従して協力者になるのではなく、政府政策を利用して基地村女性の人権状況を改善し、支援するために努力した女性たちもいた。たとえこの論文でこのような基地村女性たちの活動を本格的に扱うのは難しいとしても、このような活動についての生存者の証言は韓国の歴史において、基地村女性が単に無力な被害者ではなかったことを証明している。

【ミエ】

『その会費を…女性たちが亡くなったら葬式代、また女性たちが病気になって手術す

るときにはその手術代、そんなことに使いました』[70-80年代、東豆川]

【ソニョン】

『(自治会費を)どのように使うかといえば…私たち会員が死んだり、病気になったりしたらそのとき使うんです。そのお金を。貯めておいて。君子洞の基地村に居たとき、ある人が亡くなりました。それでそのお金を(葬式代に)使ったのです』[70年代、君子]

3. 性病管理と強制治療

1960年代までは、米軍部隊の衛生兵たちが基地村女性の性病を直接検査し、性病感染者には直接に強制治療を行った。

【カンジャ】

『直接、米医務隊から来て、直接お尻に注射を打つんです。そして時には米医務隊から来て女性医務官ではなくて男性医務官が子宮からおりものを採取することもあり、とにかくまあ梅毒になろうと淋病になろうと何でも15日、ひと月とこのように…治療を先にさせてから退所させます。それで女性たちが抗議しました。』[60年代後半、東豆川]

1970年代初め、性病は米軍隊にとって深刻かつ緊急な問題であった。米 국무省が駐韓米軍に派遣した特別調査官だったシャーウッド大佐は「韓国内の米陸軍の性病伝染が統制されておらず、韓国人性売買女性たちの性病伝染がよりいっそう統制されていない」と結論付け、韓国政府にすべての登録された性売買女性に対する「大量の治療と化学的予防」を要求した²⁰⁾。

【カンジャ】

『その当時、ニクソンドクトリンといって政策的にこっちの大統領とあっちの国防部和で、米軍を相手にしている女性たちを衛生的にしっかり管理しろといって70年代からはひどくきつく取締りをしました』[70年代、松炭]

米国政府の要求を受け入れた韓国政府は、基地村浄化委員会を通じて売春女性に対する定期的な医療検査の強化と性病診療所の施設改善、感染した女性の特別センター抑留など、買売春と性病管理に重点を置いた事業を実施した²¹⁾。

保健所や性病診療所での定期的な性病強制検診、および感染者に対する抑留と強制治療は基地村女性にとって大きな抑圧であった。この過程で関連公務員からのワイロ要求も深

²⁰⁾ キャサリン・S・ムーン(2002)、124頁

²¹⁾ キャサリン・S・ムーン(2002)、125頁

刻だった。このように基地村女性たちは二重三重の苦痛を経験していた。

1) 強制的性病検診

1971年から1972年に多様な買売春／性病管理プログラムを監督していた保健社会部の関係者は、管理の目的が『基地村と韓国に対して清潔な印象を与えるためのもの』だと語っているが、基地村浄化委員会の浄化運動が国民全体のためのものではなく米軍基地村に対するものであることを強調した。実際に基地村浄化運動が展開された初期には基地村女性にだけ性病検査が実施された²²⁾。

すべての基地村女性は強制的に定期的な性病検診を受けねばならず、性病検診をしない女性たちは公務員によって取締りを受けて強制収容された。このような取締りを基地村女性たちは「討伐」と表現する。

【ウンギョン】

『検診をしなかったら保健所から（自治会長に）連絡が来る。取締まりをしと。（検診）しない人がひっかかったら捕まって連れて行かれるのよ』[80年代、義政府]

【ミエ】

『保健所と会長とは（基地村女性の数と名簿を）知ってるじゃない。（たとえば）保健所の人も80人だということを知っているけど…検診に来た人は50人しかいなかった。30人が来ていないわけ。そしたら保健所の人たちが指示をするほかないでしょう。30人が来てないから（自治会で）取締りしてください。そしたら取締まりをするしかないのよ』[80年代、義政府]

【ウンギョン】

『取締りするとき保健所から来て（自治会）会長の女性と巡査一人で取締まりに出かけたりしてました。保健所から来て（基地村女性が）万一、討伐にひっかかるじゃない。ひっかかったら直接保健所に行くんだから。保健所で…（討伐にひっかかった女性たちを）車に乗せる。車をもってきて待機させておいて車に乗せるんだから。東豆川は逍遙山（ソヨサン）で、義政府は今の京畿道医療院があるじゃないですか。あそこの横に保健所があるの。そこへ連れて行くのよ』[80年代、義政府]

【ミエ】

『討伐は（米軍部隊）民事課と浄化委員会と保健所の男の人と、そして刑事課がときどき手伝って、警察が。そんなふうに戻ったんだよ』[70-80年代、東豆川]

2) 抑留と強制治療

強制検診によって性病感染者と分かった基地村女性たちはそのまま不合格者収容所に抑

²²⁾ キャサリン・S・ムーン(2002)、155頁

留された。出入り禁止状態で基地村女性たちは15日から1ヶ月のあいだ強制的に米軍が提供した強い抗生剤を打たねばならなかった。米軍が自ら基地村女性に対する性病治療剤を保健所に提供する行為は長い間続けられた。治療剤を提供したということは米軍が基地村軍隊性売買を公式に承認したということを意味する。

【ウンジュ】

『(不合格者収容所に抑留されれば)性病検診をする。それではじめにスライドを見る。それからまた培養をして。それが1週間だよ。…それで落ちればまた収容所で過ごすんだ。もうあと一週間いるわけだから、半月いるのよ。一回収容されたらね』。[70-80年代、東豆川]

【ウンギョン】

『90年代も同じことよ。…保健所に収容所があるんです。そこからもう出られるってときに再検診して、菌がなければ出てこれるし、あったらもう一回入らないといけなから出て来れない。』[90年代初め、義政府]

【ミヨン】

『90年代初めごろになってもまだ逍遙山にありました。モンキーハウス²³⁾が。同じクラブにいた子がその逍遙山で一週間収容されてから出てきたこともありました』[90年代初、東豆川]

【カンジャ】

『その当時は(治療薬を)ホスタシリンと言った。(他の基地村の女性たちは)ペニシリンとも言っていたし。…そのホスタシリンというのは、韓国の医学界で作ったものではなくて米国から送ってきた薬品です。だから本当にきつい薬でした。いったん収容所に強制収容されたら、そこには米軍部隊の毛布のところまでこんなになって…梅毒であれ淋菌であれ無条件に15日、ひと月のあいだ治療をしてそれから追い出す』[60年代後半、東豆川]

【ミンソン】

『1999年にセウムトが京畿道の基地村地域の実態調査²⁴⁾をしました。基地村女性たちに性病検診をしていた保健所や性病診療所にも訪問調査をしました。そのとき松炭保健所で医師と面談したのですが、治療薬が米軍部隊から直接提供されていることを

²³⁾ 基地村女性たちが抑留されていた不合格者収容所の部屋には基地村女性が逃げられないよう窓に鉄格子が設置されていた。不合格者収容所の前を通り過ぎればその鉄格子にすがりついて外を見ている基地村女性の姿を見ることができたが、その姿を見て基地村女性自分たちの置かれた立場が動物園に閉じ込められた猿のようだといって不合格者収容所を「モンキーハウス」と呼んだ。不合格者収容所は白くペンキで塗られていたということから「丘の上の白い家」と呼んだりもした。

²⁴⁾ 京畿女性団体連合、セウムト(1991)、京畿道内基地村地域の売春女性実態調査および政策代案研究

確認しました』

強制的に不合格者収容所に抑留されていた女性たちが治療を受けている途中で死亡する事件が発生したこともあったので、収容所での強制治療は基地村女性たちにとっては恐怖そのものであった。強制治療を避けて収容所から逃げ出す途中で死んだり、あるいはひどく負傷する女性たちもいた。

【カンジャ】

『私たちは、当時はなんでもかんでもホスタシリンの注射。(ある) 女性も吐いたり、めまいがして。きつい薬だから…』[60年代後半、東豆川]

【カンジャ】

『…捕まえてきて平澤保健所のところにあるすごく劣悪な施設に閉じ込めておくもんだから毛布を引き裂いて脱出して…』[70年代、松炭]

性病に罹った米軍は米軍部隊の医務隊に、どのクラブの基地村女性と性関係を持ったのか報告するようになっていたが、このとき自治会を通じて報告され医務室に備え付けられている基地村女性の写真と名簿を見て、該当する女性を名指しするようになっていた。このとき名指しされた女性たちは性病検査もなしに無条件に不合格者収容所に抑留された。

【ミエ】

『自分はこの男(米軍)のことを知らないのに、この男が私だと言えれば私が(不合格者収容所に)入らなくちゃならない。…(いったん不合格者収容所に抑留されてから)検診に合格したらすぐ出てこれるけど、だめならあと5日入ったり、7日入ったり、検診に合格するまで入っているのよ』[70-80年代、東豆川]

【カンジャ】

『(東豆川に) 第7師団があったときに、逍遙山収容所に、米軍に性病をうつしたとって女たちを収容した話があったじゃないですか。じゃあ問題点は何かっていうと、米軍は、顔が分からなくてAというホール、Bというホールの似たような4人の女を指したら、…その人たちを韓国の性病診療所に行かせて検診を受けさせて病気がない女性は帰らせ病気があった女性は収容するというのではなくて、その4人をまるごと(不合格者収容所に)収容しました。』[60年代後半、東豆川]

3) 関連公務員たちの不正

米軍から提供された強い抗生剤治療は基地村女性たちにとって恐怖であった。また不合格者収容所に抑留されているあいだに抱え主からした借金は雪だるま式に増えていくばかりであった。このような基地村女性の立場を利用して保健所の一部職員は基地村女性にワイロを強要した。基地村のなかに「保健所関連職員の地位は、金を払って着く地位」という噂が広まるほど、基地村女性から搾取する金の規模は非常に大きかった。見るに見かね

て、このような職員たちを告発した基地村女性もいた。

【カンジャ】

『(性病診療所で性病検診を受けたあと)検診証を受け取ってホールに行って仕事をしなければならないんだけど、(性病感染者ということになれば)そこで(検診証を)とられるので、お金を手に入れて、ときには店主にお金を(借りて)…そしたら、2500 ウォンでも利子がつけば 3000 ウォンでしょう。こんなお金を持って行って(保健所職員に渡して)検診証をください。そしたらお尻に注射を一発打ったら淋菌がなくなるのかどうか知らないけど検診証をすぐにくれました。こんなことは私が姉妹会(訳注:京畿道松炭地域の基地村女性の自治会の名称)に居たときに水原検察庁の支庁に告発をしたのですが、…みんなうまくすり抜けて執行猶予で終わったんだから…私は…なぜ告発した者まで執行猶予なのか、悔しいです。弁護士を雇って事件を高裁に持って行って、私は起訴猶予、彼らは相変わらず執行猶予。それでも保健所の所長は罷免され、保安課長は左遷されました』[70年代、松炭]

基地村女性たちを動員した性的接待も横行していた。

【ウンギョン】

『この人々たちを接待する日があります。そしたら女性たちのなかの綺麗な人を何人か選抜して接待場所に出席するようにさせました』[80年代、義政府]

そのほかにも、各種の名目で基地村女性は公務員から搾取されていたが、そのなかでも専売庁の事例は失笑を誘う。

【ミエ】

『(専売庁が私たちが洋タバコを吸うのを取り締まってしょっちゅう罰金をむしり取っていくから)会長さんが言うことには、お前たち、この女たちは米軍と交際しながら洋タバコを吸わないわけにいかないじゃないか。だから1ダースまではお前たちはタッチするなって。専売庁で(ほんとうに)罰金を取るのなら、(私たちを)連れて行って…法廷に立たせて裁判を受ければいいのに、そんなこともなしにそのまま(その場で)いくら払いなさいって言うでしょ。そしたらいくら払ってやったらそのまま見逃してしまうのよ。つまり自分たちが裏口から賄賂を取ってるってわけ。』[70年代、東豆川]

4. 韓米軍事合同訓練と臨時慰安所

チームスピリット訓練に代表される大規模韓米軍事合同訓練時に移動する米軍部隊の近くには臨時慰安所が設置されることもあった。慰安所は普通の民家や仮設の建物の内部を布や合板で区切って小部屋を作ったり、仮設テントを立てて設置したりした。慰安所が開設されると米軍たちが10人、20人ずつ慰安所の前に長い行列を作って順番を待ったりし

ていたが、その姿は日本軍慰安所の姿と同じだった。

全国の各基地村には軍事訓練時に基地村女性を動員する責任を負っているような店主と紹介業者たちがいたが、軍事訓練の日程が決定されれば、彼らにその内容が正確に伝達されたりした。彼らはそのたびに直ちに各クラブの店主を通じて基地村女性を動員した。主に基地村女性が動員されたが、この時期にはお金をたくさん稼げるという話にだまされて人身売買されて基地村に入ってくる少女たちも多かった。

多くの臨時慰安所が設置されるときには必ず臨時性病診療所も設置され、決まって基地村女性たちに検診と治療が強制された。

【カンジャ】

『米国から来て、韓国駐屯軍の米軍と韓国軍の軍人とが合同訓練をやります。そして抱え主たちが全羅道の光州、東豆川、あちこちから一斉に女たちを連れてきます。…そして必ずそこにホールを一つ借りて、もうこんな普通の民家みたいなところにも何々部と名前をつけたようなのが立てられて、それが性病診療所だと張り紙がしてあって（近くの）保健所から看護婦と医者が来て検診をするのよ』[70年代、松炭]

5. 教育

7-80年代、基地村女性を浄化し、軍隊性売買を管理するための手段として韓国政府と米軍部隊は基地村女性たちに対する強制教育を定期的を実施した。大きなクラブに基地村女性たちを全部集めさせて、教育が行われるたびに韓国の地方政府と警察の担当者や米軍部隊の担当者らが教育に参加した。基地村によって多少の違いがあったが、主に保健所職員、警察署、米軍民事課、自治会などから参加して教育を行った。教育に参加しなければ、店主が検診証を剥奪するなど強要したため、基地村女性たちは仕方なく教育に参加せねばならなかった。

【ウンジュ】

『80年代、ほとんどひと月に一回ずつ、女性たちが全部集まって会議をします。そして市庁の職員も来るし、保健所職員も来ます。その人たちは厳然として政府の金を使っている人たちだから、その人たちは（私たちが政府が管理していたということ）知っているのです。政府が（謝罪と補償を）全部してやらないといけないということですよ』[80年代、東豆川]

【ミエ】

『教育に参加しなかったら、抱え主が検診証を取り上げました。だから女性たちは会議に仕方なく参加するしかなかったのよ』[70年代、東豆川]

1) 性病教育

1973年、米軍当局者とクラブ店主の団体である観光協会会長、そして地方機関長が集ま

り韓米親善会（KAFAC）を作って随時に会合を持った。会合で交わした会話は主に米軍の不平不満と性病伝染についての憂慮であった。米軍部隊と韓国政府は強制検診と強制治療のほかにも性病教育を通じて性病を効果的に統制しようとした。このような教育には米軍も直接参加し、教育資料を提供することもあった。

【ミエ】

『機関の人たち、市庁の人たち、（米軍）部隊のお偉方、民事課の連中、またあるときはスライドを持ってきて病院で直接来てスライドを見せながら性病はここが悪い、梅毒だ、これは淋病だって見せてくれるのよ。』[80年代、義政府]

【ミエ】

『（米軍）民事課から直接やってきて…フィルムを見せてくれるのよ。性病について。…あるものは韓国語で出るし、上のところに字幕が英語で出るんだけど下には韓国語が出るものもあるし。そなふうにやってきて見せてくれて、なるべくコンドームを使えという講義をします』[70年代、義政府]

2) 米軍のためのマナーと英語教育

基地村女性に対する教育の主要内容のうちには米軍に安らかで安全な「休息と娯楽」を提供するためのマナーと英語教育が含まれていた。1971年に制定された観光事業振興法第20条によれば、「観光事業に従事する者は観光客に親切で礼儀を厳守せねばならず、国家の威信と利益を損傷することがないように留意せねばならない」となっている。

【ウンジュ】

『米軍たちとケンカせず、ぶつからないように。主にそういう教育をするのです』[80年代、東豆川]

英語教育とは、クラブの性売買と関連した英語教育であった。このような教育が公式でオープンに行われていたのだ。

【ウンジュ】

『英語も教えてくれたよ…メイ アイ ドリンク？ こんなのを教えてくれた。』[80年代、東豆川]

【ミエ】

『（英語教育の内容は）久しぶりに会った、会えてうれしい、座ってもいいか。座れと言えば座るし。私もお酒をいっぱいおごってください？もってこいといえば、いくらですと。』[70年代、東豆川]

【カンジャ】

『みなさん、…お酒おごって、と言わないで、どうせならメイ ユー バイ ドリンク？

ついて言ってみなさいといえ、メイ ユー バイ ドリンク？ メイ アイ シッドウ
ン？ ついて言ってみなさいと。そしてときどき女性講師が来れば、あまり下品な服
を着たらだめよってそんな話もしました。みんなあの方たち（公務員たちが）連れて
きた外部講師ですよ。』[70年代、松炭]

3) 外貨稼ぎの愛国者だと賞賛

米軍の駐屯は韓国経済に大きな影響を及ぼした。基地村の軍隊性売買によって韓国社会
にもたらされた外貨は無視することのできない規模だった。政府は1961年8月に観光事
業振興法を制定し全国的規模の観光協会の結成を図る。この法律によって基地村の店主た
ちの組織も観光協会を設立した。

1963年、観光事業振興法に『第46条（国庫補助および融資特恵）①本法によれば登録
したか、または登録する予定のもとで新設する観光事業体については経費の一部を補助、
または融資することができる。』の条項が新設された。のみならず、韓国政府は駐韓国連軍
および外国人専用の観光ホテルと施設には酒税を免除することまでして米軍相手の性売買
産業を活性化しようと努めた。

このような背景によって、地方公務員たちは基地村女性を定期的に教育するたびに、彼
女たちを外貨稼ぎの愛国者と褒め称えながら、もっと努力してくれと頼みこんだりした。
困難な韓国経済のための外貨稼ぎをしている愛国者だと自ら誇らしく思う気持ちを持つよ
う基地村女性に対して説得し、外貨獲得を督励した。公式に基地村軍隊性売買を承認し、
助長していたのである。

【ウンジュ】

『（公務員たちが）日夜言うのがその話です。あなた方はドルを獲得するから、国の働
き手だと』[80年代、東豆川]

【カンジャ】

『これは警察署や保健所から来た方々がいちばん最初に（言う）レパートリーですよ。
みなさん、お会いできてうれしいです。みなさんがたは国を救う愛国者であり、絶対
に誇りを持って生きなさい。隠れた愛国者だ。』[70年代、松炭]

【ミエ】

『米軍たちに十分にサービスしてお酒をたくさん売れというのですよ。売り上げをた
くさんあげろというのです。そうしないとドル収入が入らないでしょう。お酒をた
くさん売らないといけない。』[70年代、東豆川]

6. 米軍犯罪

韓米政府は、基地村女性を「米軍の健康と娯楽」のために徹底して管理したが、基地村
女性が経験している米軍犯罪や人身売買被害は関心の外であった。刑法と淪落行為等防止

法があったが、基地村女性に米軍や店主、人身売買犯などから犯罪被害をこうむったとき勇気を出して申告しても、その事件はすぐ宥められてしまい、被害者たちは法的な保護と支援を受けにくかった。

【ミエ】

『大きな事件も解決してくれないのに、小さな事件は米軍をその場で捕まえて（米軍）憲兵に引き渡して憲兵が（米軍部隊内に）連れて行ったら終わるんですよ。その米軍が受ける罰は、2-3 日の間パスがなくて（基地村の）街に出て来れないってことです。中では何でもやりたいほうだい。私はなぜ政府が米軍犯罪がおこっていることを取り締まれないのか、韓国がいくら米国の子分だからって。米軍たちは犯罪を犯して（皆、すり抜けて）無実の罪を被せられるのは私たち女性じゃないかって。韓国もこれほど…何かパワーを見せてやらないといけないのに。（米軍部隊と韓国警察と）身内どうして見逃してしまったあとだったら、無念な思いをするのは（私たちでしょう）。』[70-80 年代、東豆川]

【ミヨン】

『米軍に殴られたこともあります。…東豆川で私が殴られたんですけど、何の理由もなしに殴ったんですよ。だから私はそれを韓国警察に、韓国警察でもどこでもいいから私はそれを訴えたかったですよ。ところがその前にあのユン・グミさん事件があったそうなんです。そのとき東豆川であの事件について知りました。それで警察に申告もできず、殴られたって言いたかったのに申告もできず。…韓国人が外国人に殴られたのに、韓国警察はそれを捜査する権限もないし、捜査もしないし、積極的に捜査もしないから』[90 年代初、東豆川]

【チヌ】

『1999 年、米軍に殺害されたある女性の事件の真相究明のために東豆川の米軍部隊の近くで集会とピラマキ活動をした。その集会にいちばん積極的に臨んだのは基地村女性たちだった。女性たちは、今度はどのオンニが死ぬことになるやら、自分の番になるかもしれないといいながら、必ず犯人を捕まえないといけないと言った。東豆川で何回も米軍による（殺害）犯罪があったが、米軍たちが途中でいなくなるなどほとんど問題解決できなかったと言っていた。基地村女性と諸団体が真相究明のために多くの努力をしたが、犯人を捕まえられなかった。』[90 年代末、東豆川]

1945 年 9 月 8 日、駐韓米軍が南韓の地に駐屯したときから、強姦、殺人、窃盗、暴行など基地村女性に対する大小の事件が発生し続けた。しかし基地村は米軍のために浄化されねばならない地域であり、米軍に関してはいかなる不便もない地域でなければならなかったため、基地村女性に対する犯罪は公論化できず、基地村女性たちの苦痛は忘れられねばならなかったのだ。

【ミヨン】

『民間人が…米軍に殴られたとしたら、これは社会問題になるじゃないですか。だげど基地村女性が殴られたとしたら社会問題になりません。』[90年代初、東豆川]

【ミエ】

『(ある基地村女性が亡くなったとき、私たちは) その(米軍) 男性を指名して犯人はあの男だ。なぜなら見た人もいたりしたから。それで部隊に帰ったんだけどもうすでに別のところに行かせたんだって。部隊からその米兵を。だから捕まえられなかったって言ったよ。分かっているながら捕まえられなかったって言ったよ。』[80年代、義政府]

【ミヨン】

『だからといって女性たちが米軍に殺されたとき、韓国の刑事がその米兵を捕まえて韓国の法廷に立たせて処罰できるようにするでもなし、今まで何かしてくれたことがあるのか。韓国政府がやったことは何もないよ。その部隊の前に行ってデモしたら戦闘警察が放水車で放水して。…(韓国政府は) 何もしてくれなかったよ。』[90年代中盤、東豆川]

【ウンギョン】

『国際結婚した女性なんだけど、外国人と生活していて、ホラ、言葉ができない人がおかしな大声を出すけど誰も聞き取れなくて。…そのあと死んだことも知らなかったよ。…で、その犯人を捜そうと、めちゃくちゃがんばったんだけど、結局捕まえられなかった。』[2000年代初め、義政府]

【カンジャ】

『(群山基地村のある女性)は丸裸にされて、ちり紙が口に詰め込んであって、ナイフで切られた跡があって、そうやって死んだということだよ。』[70年代末、松炭]

基地村女性が殺害された事件として社会的に広く知られている事件が、1992年に起こった『ユン・グミさん殺害事件』だった。しかしこの事件の前はもちろんのこと、その後も基地村女性に対する米軍犯罪は絶えることがなく、このような犯罪は真相が究明されないまま闇に葬られてきた。セウムトが把握している事件についての概略的報告は以下のとおりである²⁵⁾。

● ユン・グミさん殺害事件(1992年10月)

東豆川市保山洞(ボサンドン)でユン・グミさんがケネス・マイケル2等兵によって殺害された。ケネス・マイケル二等兵は1993年4月ソウル地方裁判所で無期懲役を、1993年12月ソウル高等裁判所で15年の刑を宣告され、1994年4月最高裁判所で上告が棄却されたことにともなって15年の刑が確定され天安刑務所に収監された。ユン・グミさん

²⁵⁾ 済州島人権学術会議(2001)、キム・ヒョンソン、駐韓米軍と女性の人権、20頁

の遺族は米国政府から 7100 万ウォンの賠償金を受領した。

● キム〇〇さん性暴行事件 (1993 年 5 月)

ビアホールを経営している 53 歳のキムさんがジョン・ロジャー・サロイス兵長に殴打と性暴力を受けて脳骨折傷を負った。キムさんは 3900 万ウォンの賠償を受け、ロジャー上等兵は 1995 年 1 月に刑が確定して天安刑務所に収監されたが、同年 8 月、金泳三政府の 8.15 特赦で釈放された。

● パク〇〇さん暴行事件 (1994 年 1 月)

米軍属のウォルツ・ウォーリー (46 歳) は結婚をエサに関係を結んだパクさん (25 歳) を暴行し、全治 2 週間の傷を負わせ、胎児を流産させて暴力の容疑で立件された。

● キム〇〇さんと二人の子供の殺害事件 (1994 年 6 月)

米フロリダ州のポートウォルトンにある自宅でキムさん (33 歳) と 2 人の子供が、その夫であるエドワード・ジャクレブスキー空軍中佐によって殺害され、風呂場の浴槽で発見された。

● チョ〇〇さん性暴行事件 (1995 年 5 月)

義政府市高山洞 (コサンドン) 16 番地 (別名ペッポル) 野山共同墓地でマイケル・ノエル二等兵が部隊の近くのクラブの従業員チョ〇〇さんを拳で殴打し、性暴行した。

● ワン〇〇さん暴行事件 (1995 年 6 月)

京畿道東豆川市廣岩洞 (クァンアムドン) の米軍専用ローズ・クラブでロバート・ジョゼフ 2 世兵長が従業員ワン〇〇さんの顔面を拳で殴り 19 針を縫う重症を負わせた。

● イ〇〇さん殺害事件 (1996 年 6 月)

1996 年 9 月 7 日午前 10 時ごろ、京畿道東豆川市保山洞の借家でイさん (44 歳) が鋭利な凶器で首を半分ほど切られた状態で死んでいるのが発見された。警察は小さなナイフで首を半分ほど開くように切っている残忍性と事件の場所が米軍基地の近くだという点、軍靴の足跡などから米軍の仕業だと目星をつけた。犯人は米第 2 師団のミュニク・エリック・スティーブン二等兵で、警察によって 9 月 11 日に検挙された。ミュニク二等兵は懲役 10 年の実刑が確定した。他方、イさんの遺族は国家賠償審議委員会に国家を相手取って 1 億 7 千万ウォンの賠償申請をし、国家賠償審議委員会では 9 千万ウォンを算定して米軍側に通知した。1997 年 3 月 28 日、米軍側はイさんの遺族に 7 千 8 百万ウォンの賠償金を支給すると最終確定通告を行った。

● イ〇〇さん暴行事件 (1997 年 5 月)

イ〇〇さんは自身が投宿していた東豆川市のある安宿で同棲していたテイラー・ライオネル・アントニオ兵長に暴行を受け全治 12 週以上と診断された。アントニオ兵長はソウル地方裁判所で略式裁判を受け、罰金 100 万ウォンに処せられた。この事件以降、イ〇〇

さんはセウムトの助けで治療を受け、職業訓練センターで勤務していたところ自宅で米軍に殺害された。

● イ〇〇ちゃん暴行事件（1997年5月）

東豆川市のハン某さんの家にチャニー・トレイル二等兵が裸で侵入してハンさんの外孫であるイ〇〇ちゃん（6歳）に性的いたずらをしているところを家族に捕まり警察に突き出された。

● ホ〇〇さん殺害・放火事件（1998年1月）

義政府市高山洞でヘンリックス・ティモシー・ジェロームはホ〇〇さんを暴行して死亡させた。自身の犯罪を隠匿するために死体を焼いた。ジェロームは暴行致死罪で起訴された。

● シン〇〇さん殺害事件（1999年1月）

東豆川市の自分の部屋でシン〇〇さんが首を絞められて死んでいるのが発見された。事件現場の壁には「Whore（娼婦という意味の俗語）」が書かれており、被害者の体から発見された精液についてのDNA検査結果、外国人に多く現れる染色体構造が検出されたが、犯人は今に至るまで捕まっていない。

● イ〇〇さん殺害事件（1999年9月）

セウムト職業訓練センターに勤務していたイ〇〇さんが東豆川市保山洞の自分の部屋で死んでいるのが発見された。当時、同棲していた米兵が有力な容疑者とされたが、米軍当局の非協力的な態度と韓国警察の誠意のない捜査により死因不明の未解決事件として終結させられた。

● キム〇〇さん殺害事件（2000年2月）

ソウル梨泰院の米軍専用アマゾン・クラブの従業員キム〇〇さんがクリストファ・マッカーシー上等兵により殺害された。事件の捜査の結果、マッカーシー上等兵が被害者に変態的な性行為を要求したが拒絶され首を絞めて殺害したものと分かった。

● ソ〇〇さん殺害事件（2000年3月）

義政府市高山洞でソ〇〇さん（68歳）が、肋骨が全部折れた状態で死んでいるのが発見された。目撃者の証言によれば、事件の前日、被害者がある米兵といっしょに部屋に上がり、すぐに争う声がしたという。今に至るまで容疑者さえ捕まっていない状態だ。

このように大部分の米軍犯罪は犯罪者さえ明らかになっていないまま、歴史の闇に葬られてしまった。そしてこのような無念の歴史は繰り返され続けている。

<表 3> 詳しい罪名別の米軍犯罪発生現況 ²⁶⁾

区分	2004年	2005年	2006年	2007年
窃盗	8	22	20	18
傷害と暴行	—	5	28	43
強姦と醜行	4	3	—	5
強盗(特殊窃盗、強盗傷害)	4	2	10	6
性暴力犯罪の処罰および被害者保護などに関する法律	—	3	—	10
詐欺と恐喝	5	5	4	—
殺人	1	—	—	—

今からでも米軍犯罪に対する真相究明は必ずなされねばならない。基地村女性たちは数十年のあいだに起こった基地村女性に対する米軍犯罪に対して公訴時効と関係なく全面再捜査を行い、被害を補償せねばならないと要求している。

【ミエ】

『捜査ができなかったものは新たに…捜査してでも…犯罪(者)を捕まえてほしい』

Ⅲ. 結論

1970年代初めに米国政府が駐韓米軍を縮小しようとしたとき、米軍の撤収を望まなかったのは単に韓国政府だけではなかった。多くの韓国人が、米軍が撤収すれば大変なことになると考えており、米軍が出て行かないようにするために基地村を浄化し、基地村女性を管理することについて仕方のないことだと黙認したのではなかったかという点を振り返ってみなければならない。

日本軍慰安婦の苦痛に満ちた歴史をもって日本政府に向かい謝罪と被害補償を要求してきた韓国政府が、他方では国内で自国民の女性たちにまったく同じ行為を強要していたことに対してどのように説明するのだろうか？

米国政府も同様だ。2007年7月30日、アメリカ下院は日本軍慰安婦問題に対する決議案 ²⁷⁾を採択したとき、「日本政府は1930年代から第2次大戦終了までのアジアと太平洋諸

²⁶⁾ 駐韓米軍犯罪根絶運動本部ホームページ資料室、1992年－2007年 SOFA 事件発生および処理現況

²⁷⁾ 米下院決議、H.RES.121

島の植民地支配および戦時占領の期間に、世界に慰安婦として知られる若い女性たちに対して日本軍が性奴隷を強要したことについて、公的に認定し、謝罪し、歴史的責任を受け入れねばならない」と主張した。しかし日本政府に向かって公式に犯罪を認めよという米政府が実際に韓国女性たちに対して犯した自らの犯罪については口を閉ざしている。

これについての基地村女性たちの意見ははっきりしている。

【ソニョン】

『私たちが外貨をたくさん稼いだじゃないですか。以前に外貨をたくさん稼いだのに、国から何の恩恵もないじゃない。今、私たちはどうすべきか。これを補償してくれ。（セウムトで）それをやってくれたらうれしいです。』

【ミエ】

『（韓国が）こんなに豊かになったのも、政府がこれほど豊かになったのも、基地村女性たちのおかげですよ。だったらそれに対する補償は？私たちは受け取っていません。そして謝罪の一言ももらっていません。それが今になって女性たちが病気になったら知らんぷりをして。…（基地村女性に対しては）政府が責任をとらなくちゃ。政府が（やれと言うとおりに私たちは）ドルを稼いだのにそれも政府が全部自分のものにしてしまって、…あんなにしてあげたのに今になって知らん顔をするのはないでしょう。これではだめだと私は思う。だったら政府が女性たちに対して何か対策をしてあげないといけなんじゃないですか？…第一に、基地村女性たちに対して先にあの人たちが謝罪をするとか、じゃなければあの人たちが政府の側から女性たちに賠償をするとか。弁護士たちとこういう諮問団をもっと集めないといけなんじゃない？』

【ミヨン】

『自分たちがあのときあんなに愛国者だとおだてあげて、また外貨稼ぎをするのにあなた方は愛国者だって教育や英語教育もしたくせに、その当時に起こった諸事件については…当時何もしてくれなかった。米軍を処罰してくれたことがあったか。あんたたちは何をしたか。』

【ウンジュ】

『証拠が（大事だよ。）…オンニたちと、高齢の基地村女性たちと会って、そのオンニたちに過去のことを聞いて、証拠を確保すること』

【カンジャ】

『（今まで基地村について）歪曲された部分が多かったので、基地村韓国史を変えようという話ではなくて、基地村の歴史を正しく書き直さなくちゃならない。…もう変えなくちゃ。私たちが主演者にならなくちゃ。時期的に、なぜ自分たちが主演者か。そうしようと思ったら（基地村問題を認め、基地村女性を支援する）法律を作って、…法案を提出して。私の願いは、私たちの世代で補償を受け取れなくても、私たちがいろいろと活動しておいて…次の世代にでも基地村問題や混血児問題や米軍人たちが入

ってきて起こったいろいろなことが一つに結びついて補償を受け、世界に知らせて、…国連人権委員会にもちゃんと知らせて。

韓国は米国に対してぺこぺこしてへつらうけど、私たちはへつらう理由がありません。いまさら私たちが米国におべっかつかう理由がないじゃないですか。あの当時、国が活性化させた職業プログラム、母子院、市立婦女保護所、なぜ基地村だけが除外されたのか。当時あのプログラムが基地村にあったとしたら、あんなところから抜けて出して脱売春できる可能性もある。10人のうち2人はあった。抜き差しできなくさせて、行くことも戻ることもできなくしたから。…国家が（私たちを）放置したのではないのか…』

韓国政府は基地村女性を米軍の慰安婦として外貨稼ぎとして利用しつつ、一時は愛国者だと賞賛したりした。その当時政府は基地村女性たちに、後のことは心配せず一生懸命に外貨を稼いでくれと言った。老後はマンションを建てて基地村女性たちに分け与えるからと大言壮語した公務員もいたし、生計費を支給すると約束した公務員もいた。基地村女性たちはその当時このようなウソを本当だと信じたという。

ならば現在、基地村女性たちの実態はどうだろうか。7-80年代の基地村を経験した基地村女性たちは、もう高齢になってばらばらに散らばっているか、他の地域に移住することもない境遇の基地村女性たちは依然として基地村に残り苦しい生活をしている。このような基地村女性に対して韓国政府は「90年代以降、基地村女性には存在しない」といいながら国家責任を回避してきており、依然として国家次元の基地村女性に対する対策は皆無である。現在、米軍基地移転の関連諸自治体、東豆川市や義政府市、坡州市、平澤市などの地域開発計画にも基地村女性の存在はまったくくない。

【チヌ】

『東豆川セウムトでは女性部の支援を受けて自活支援センターを運営しているのですが、東豆川地域にいる女性たちを支援する活動をしました。東豆川には高齢の基地村女性がたくさん住んでいるのでセウムト共同作業場で仕事をしているのは大部分が基地村女性です。あるとき女性部から指導点検に来たのですが、共同作業所にお年寄りの女性が多すぎるという、就職や商売を始めることが可能な若い女性たちで共同作業所を運営せよというのです。基地村女性を国家が徹底して管理し利用しておきながら。…国家が責任をもって（基地村）女性を支援しなければならないのに、女性部の担当者が…以前もそうだったけれど今も相変わらず私たちの（基地村）オンニたちは無視されているという気がしましたね。』

セウムトは東豆川と義政府、平澤、坡州、群山、光州、大邱の基地村の高齢女性たちに訪問支援を提供している。セウムトセンターの近隣地域の女性たちに対する訪問支援プログラムは、情報提供および看病、家事支援、相談などを含んでおり、遠距離の女性に対しては定期的な訪問および情報提供、危機介入などの支援を提供している。このプログラムには多くの基地村女性が相談者や看病人、支援ボランティアなどで参加している。しかし

このようなプログラムの大部分は政府支援なしに、後援やボランティアに依存しているため適切な支援が提供できずにいるのが実情だ。

現在、高齢の基地村女性たちはそのほとんどが病気と貧困によって苦しめられているが、深刻な状況におかれている女性たちもいる。しかし基地村で生活している高齢の基地村女性の場合、人的支援の不在と福祉体系への接近の困難さによって一般的な社会福祉支援から疎外されている女性たちが多い。幸いに基礎生活受給権者（訳注：韓国の生活保護制度対象者）に認定されて政府から支援を受けている女性たちの場合でも、永い基地村生活によって持っている人的・物的資源があまりに小さく、深刻な病気に苦しめられている女性たちが多く、生活の苦しさはとうてい言葉では表せないほどである。

【ミヨン】

『私が見ると今現在、基地村に住んでいられる女性たちを見ると大部分がお年を召した方たちじゃないですか。…このごろは石油価格が高いでしょ。だから部屋代も。経済状況も悪くなって、部屋代がずいぶん上がって。…年をとった方々は、はっきりいってよそに行って働くこともできない状況だし、店主たちが使ってもくれないじゃないですか。』

【ソナ】

『おかずを配達しながら見てみると、（うんと）具合の悪い人は病院にも行けません。私たちが連れて行ってあげないといけないんだけど、ほんとにちゃんと歩くこともできず、あんなに部屋の中にばかりいるから、ちょっと心配ですよ。私たちは具合の悪い人が多く、年取っているし、病院にも連れて行ってあげないといけないし、たいへんなときがたくさんあります。腰も痛いし、足も痛いし、どこもかしこも痛いから、寝たきりみたいになります。』

【ウニョン】

『もう（年取った基地村女性たちには）息子も娘も誰もいないでしょ。病院でトイレに行くにも誰も手伝ってくれる人がいないでしょう。お金もないし。だから看病人をつけられない。そんな人が多いじゃないですか。…そんな人たちをたくさん助けてくれたらうれしいです。』

【ミエ】

『女性たちがあんなに具合が悪いのは、もしかして若いときに店主の店で妊娠して子供を墮したり、あるいは病後の養生ができなかったりして、その病気が年をとれば出てきているんです。具合が悪いのに自分のそばに誰もいなくて、誰が具合悪いのか分からなければ、そのまま亡くなることもあるから、そういうシステムも早く政府が作ってくれないと。女性たちがどこか具合悪いっていえば、すぐに連れて行けるそういうシステムを作らなきゃいけないってことです。政府がそれをやってくれないから、（誰の助けももらえないで、そのまま）亡くなった女性たちもたくさんいます。』

セウムトとセウムト活動に参加している基地村女性は、韓米両国の政府に次のような措置を要求する。

- 一、韓米両国政府は基地村軍隊性売買を作り出し管理することで、基地村女性たちを強制し抑圧した歴史を認めよ。
- 二、韓米両国政府は、基地村女性たちに心から謝罪せよ。
- 三、心からの謝罪として適切な措置と支援を実施せよ。
- 四、このような歴史が繰り返されないよう未来の世代を教育せよ。

このような私たちの要求が受け入れられる時まで、セウムトと基地村女性たちは国家の犯罪を持続的に暴露し、被害補償を要求する法的活動などを絶えず展開していく計画である。

討論 1-1

自治会を利用した政府の管理方式

キム・エラン

(基地村問題解決のためのセウムト生存者諮問委員 共同代表)

こんにちは。私はキム・エランです。基地村について話をしようと思って出てきました。

韓国政府と米国政府は自治会を利用して基地村女性たちを管理し統制しました。私がその生き証人です。私が直接に経験したのでよく知っています。それでその話をしようとの討論会に参加しました。

第一に、自治会が女性たちを登録したことです。

韓国政府が命じて自治会が女性たちを登録したと思います。女性たちが基地村で働こうとするときは、まず自治会に行って登録をします。会員証は翌日に受け取りました。自治会で会員証をもらって検診証を作るために保健所に行きました。自治会と保健所に登録をしないと、クラブで仕事を始めることができませんでした。ところで保健所では必ず自治会の会員証をもらってこさせます。もしも会員証がなかったら検診パス（検診証）を作ってくれませんでした。保健所は政府の組織ではありませんか？つまり自治会は政府の命令で私たちに登録をさせたのです。

第二に、教育です。

自治会の会員になれば教育をする会議には必ず行かねばなりません。自治会の会議があれば、自治会ではクラブの支配人とクラブのオーナーに伝えます。会議に行ってみると、あるときは保健所の所長と観光協会の会長が来ており、またあるときは警察署長と郡庁の職員も来ていました。自治会は政府がやらせている仕事だからこのような人たちが集まったのだらうと思います。自治会の会議が女性どうし集まって会議をする場ならば、なぜこんな人たちが来るのでしょうか？こんな人たちが私たちを集めて言うことがあるから自治会を通じて私たちを集めさせたのです。

自治会の会議をやるとなれば、自治会の話はほんの少しだけで、観光協会会長、保健所職員、警察署の職員、こんな人たちばかりが発言をしました。自治会長が出てきて、もらった会費を何に使ったのか、現在いくら残っているのか話してくれたら会議は終わりです。そのあとは観光協会の会長が出てきて演説をしたのですが、ビールをたくさん売って、米軍にサービスをちゃんとして、ドルを稼げといいました。そのあとは警察署の職員が出てきて話をしますが、米兵たちとケンカせず米兵たちにやさしく十分にサービスをして警察署に来るなといい、保健所の人が出てきて性病がとて多いから検診をまじめに受け

て米軍たちにコンドームをちゃんと配れといいました。あるときは性病についての映画も見せてくれましたが、米軍部隊の民事課と部隊の病院の人がいっしょに出てきました。あるときは英語の講師を連れてきてクラブで使う英語を教えてくださいました。

女性たちは徹夜で働いて、もう寝ないといけない時間なのに、政府の人たちが決めた時間に出かけて3時間も4時間も教育を受けました。そして教育は米兵が出てくる時間に終わりました。女性たちのことは全然考えずに、米軍を相手にドルをたくさん稼がせました。

私が言いたいことは、自治会の会議なのにどうして政府の人たちがこんなにたくさん出席したのかということです。名前だけは自治会だったけれど、政府が女性たちを教育しようとして集めさせたのです。

そして自治会長は女性たちに家を建ててやる、工場を建ててやるといっていました、自治会長にそんなお金があるはずはありません。自分自身もクラブで働いていた女性だったのに。そして会長の仕事をしながらどうして食っていくことができたのだろうか？政府がお金をくれると言ったのではないのか？自治会は会長以外にも副会長、事務長たちなど職員がたくさん居たのですが、そのような人々の月給はどこから支払われていたのでしょうか？そして自治会事務所の賃貸料は誰が出していたのでしょうか？会費から出すという報告も受けたことがありません。給料をもらわずに働きはしなかったでしょう。政府が支援していたと思います。そして義政府では自治会長が保健所性病診療所の仕事ではじめから生計を立てていました。そして検診を受けに来た女性たちを受け付けて、検診番号札を配っていました。自治会長が保健所の職員がすべき仕事を分担していました。検診に来た女性たちの一覧表を自治会長が見て記入するわけで、政府職員とどこが違うのですか？

つまり私の話はこういうことです。韓国と米国政府は自分たちで私たちを管理するのが難しいから、基地村女性で自治会を作って、自治会を前面に立てて管理したのです。性病検診をちゃんと受けるように教育も受けさせました。韓国政府と米国政府は自分たちが犯した過ちを認め、謝罪と補償をしなければなりません。

討論 1・2

国家が認定した性売買許可証

キム・ヨンジャ

(基地村問題解決のためのセウムト生存者諮問委員 共同代表)

韓国政府は米国政府と協議して基地村女性たちを強制的に收容し、きつい注射を打ち、米兵たちのために基地村女性をきれいにする（訳注：性病を治す）ようにさせました。検診パス（検診証）は、国家が認定した、売春をしてもよいという許可証のようなものです。

淪落行為防止法を作っておいて淪落行為をさせた張本人は国です。そして米軍が直接に性病検診をし、強制收容して強制治療を受けさせたのですが、これは越権行為であり人権侵害です。そのみならず、米軍医務隊からやってきて性病教育を受けさせ、クラブを回りながら女性たちの胸につけられた名札（検診番号）と検診証を確認しました。これは米軍部隊でも性病管理をしていたという証拠です。そして性病検診のせいで基地村女性たちは経済的損失をこうむりました。

1960年代末、私がいた東豆川保山洞に米軍の第7師団部隊があったのですが、その周辺にはクラブが集まっていました。ところで部隊の近隣地域では検診証なしに歩き回することは想像もできないことです。なぜなら毎晩、MP（米陸軍憲兵）と韓国警察が組を作ってジープに乗り検診証の取締りをしていたからなのです。クラブとホテルはわずか数十メートルしか離れていないのに、その短い距離を歩いていく間にも検診証をもっているのかを質問し、なければすぐ車に乗れというのです。検診証を毎日もって歩くわけにもいかず、クラブに置いてくることもありうるし家に置いてくることもあるのに、検診証をとりに行くひまもくれません。女性たちはMPが銃を下げており韓国警察がそばにいるので、一言の抗議もできずに彼らが言うとおりにおとなしく車に乗るほかなかったのです。車に乗ればまっすぐ義政府警察署に行くのですが、行ったら警察署の留置場に一晚泊められ、翌日に裁判所で即決裁判を受けさせられます。罰金を払えば家に帰れますが、罰金がなくて留置場で過ごしたこともあります。

そして米軍部隊の中にある病院には基地村女性たちのクラブパス（カード）があるのですが、米国軍人が性病にかかれば性病をうつした当事者を指摘するときにこのカードを使います。ところが米軍が性病をうつした当事者を指摘するとき、その当事者だけを指摘するのではなくてAホールのB嬢、BホールのJ嬢と顔のよく似た女性たちを指すので、性病の有無の検診もしないで東豆川と義政府の間にあるモンキーハウス（検診でひっかかった者の收容所）に強制收容します。ところでそこに收容してからも性病があるのかどうかの検診をせず、なんでもかんでもホスタシリン（米軍部隊から提供される薬品）注射を打ちます。注射は米軍部隊の医務課の人が打つのですが、米軍になぜ韓国女性に強制的に注射をするのか抗議したところ、韓国の行政機関にまかせれば注射薬の量を減らして売り飛

ばしてしまうかもしれないから直接打つのだといいました。そして直接、女性の子宮にあひるの嘴のような形の器具を入れて、おりものを採取します。けれどもその検査結果によって収容所から出られるわけではなく、無条件に淋菌は 15 日、梅毒はひと月以上収容されます。ホスタシリンはきつい薬なので吐く女性もいるし、何日もの起き上がることもできない女性もいました。こんな問題が深刻になったから女性たちが集まってデモをしようといって第 7 師団の正門に押しかけ、病気をうつされた米兵とうつしたと指摘された女性との直接対面をさせろと抗議をしました。ところが抗議している途中で米軍が私たちの同僚の女性のひとりをジャックナイフで刺しコートや下着を貫通して肝臓に達する傷を負わせました。これが東豆川での最初の米軍犯罪でした。それでこれを警察署に告発して新聞社に話もしたのですが、一年ほど過ぎてそのままだやむやみになって終わってしまいました。この事件を契機にして、米軍から被害をこうむった女性たちは、被害をこうむっても何の補償を受けられないということを知ったのです。

1970 年代、松炭には保健所に代わって性病検診をしていた性病診療所が、第 1 病院、第 2 病院、第 3 病院（ホスン病院）、第 4 病院の 4 ヶ所ありました。性病診療所では病気でなくても病気だといって検診証を返してくれず、当日にお金を持ってきて払えば、注射をして淋菌が出ていないというハンコを押してすぐに検診証を返してくれるのです。性病診療のときの診療費用をホールのオーナーに借りて検診を受けねばならず、借りたお金は利子を取られました。それで女性たちは性病診療所からもつばら搾取を受けねばならなかったのです。一週間に一回、性病検診を受けないといけないのですが、その費用も無視できない額でした。またこんなこともありました。第 3 病院であるホスン病院では資格のない男性助手が基地村女性のお尻に性病治療薬の注射をして即死させたのです。だから水原警察庁に陳情書を提出しました。国家非常戒厳下で、私たち 32 人の女性は親しい友達が死ぬと悔しくて水原検察庁に行こうとしたのですが、水原警察署の講堂へと追いやられました。それで青瓦台（大統領府）から 2 人来て、私たちに訓示をしました。国家が非常事態にあるのにこのように集団で抗議をしたら違法だと訓示をしました。そして私たちは平澤警察署に送られて捜査課で陳述書を書き、平澤警察署は事件を解決すると言って釈放してくれました。こんな事件があっても、性病検診の問題はまったく改善されませんでした。

ときどきチームスピリット訓練があると、クラブの抱え主は女性たちを連れて訓練についていきます。醴泉（イェチョン）のほうでチームスピリット訓練があつて行つたのですが、田畑にテントを張ってクラブホールと宿屋を作り、ある場所では建物を借りてやったり、またあるところでは家を借りてやったりしました。ところで重要なことは醴泉郡の保健所から来て簡易性病診療所を作つて女性たちの性病検診をしたという事実です。これは国家が基地村女性の性病を管理したということであり、それゆえに国家に責任があるということです。そしてこれは外国に連れて行かれなかつただけで米兵たちの慰安のために性病検診をしたものですから日本の挺身隊と変わりがなく、脈絡を同じくするものです。

韓国政府と米国政府は基地村女性に強制的に性病検診をし、徹底して管理し利用しました。このような行為に対して国家は責任を取り、基地村問題を解決せねばなりません。

討論 1-3

「今、私たちは堂々と話せる」

基地村問題解決のためのセウムト生存者諮問委員会

私たちは基地村女性、今私たちが直接立ち上がり、基地村で起こったことを知らせ、政府から謝罪を受けるために集まった。そして私たちの権利を取り戻そうと思う。

韓国政府と米国政府は米軍を韓国に駐屯させ、韓国経済を発展させるために私たちを利用して現在まで外貨を取り込んできた。さらに 70 年代から 80 年代末までは、強制的に性病検診を受けさせて統制し女性たちを犠牲にした。

ひたすら米軍の「安全な休息所」を準備するために基地村女性に検診証を作らせ性病管理を行った。当時、淪落行為等防止法が作られたにもかかわらず、基地村地域には特別に淪落行為を認め、知らぬふりをした。

韓国政府と米国政府は、基地村女性の性病管理のためには女性たちの人権は考慮しなかった。性病に感染した女性たちはモンキーハウスに隔離して強制的に治療した。治療過程で多くの薬物を注射したため副作用が起こり、それは現在、高齢になった基地村女性の疾病問題とも関連している。

さらに韓国政府と米国政府は基地村女性を管理するために性病検診のほかにも教育という方法を選択した。私たちを教育するために警察、保健所、郡庁の職員が参加し、彼らは定期的に教育を受けさせた。私たちに対して、外貨を稼いで韓国経済を発展させる愛国者だと言い、米軍と争いごとを起こさず仲良く付き合うよう要求した。私たちの見るところでは、二つの国がうまく付き合うために私たちを利用したのである。

基地村地域にいる多くの女性たちが米軍から暴行、レイプ、殺人などの被害を被った。しかし多くの米軍犯罪はきちんと捜査されていない。

基地村女性と米軍のあいだに問題が発生すれば韓国警察は、韓国女性を保護するよりは基地村女性だという理由で無視し、まともに調査さえしなかった。問題を起こした米兵は米軍当局に引き渡されるので、事件がどのように処理されたのかも分からず、かえって基地村女性のほうに問題を起こしたと怒り、罰金を払わせた。

現在、基地村女性たちは貧しく苦勞して生きている。長い基地村生活によって健康がひどく悪化し、経済的困難のために住居や生計が非常に不安な状態である。よって政府はすべての責任をとり、基地村女性に対する問題を積極的に解決せねばならない。

もうこれ以上、恥ずかしい歴史を作ってはならない。今からでも韓国政府と米国政府は過ちを認め、私たちに対して謝罪すべきである。そして過ちに対して責任を取り、問題解決についての対策を講じねばならない。

私たちは堂々と（韓国）政府に要求する。

1. 政府は1970年から80年代末までの基地村地域で基地村女性に起こったすべてのことを認め、責任を取らねばならない。
2. 政府は基地村問題について謝罪し、被害を補償するために特別法を作らねばならない。
3. 米軍犯罪に対して特別法を作り、時効とは関係なく再捜査し、犯罪者を処罰せねばならない。
4. 政府は基地村女性に対する現実的な支援対策を準備して基地村問題を積極的に解決せねばならない。
5. これ以上、こんな歴史を繰り返さないように、すべての国民が知ることができるよう教育せねばならない。

私たちの出来事は、韓国政府にだけ責任があるのではない。米国政府の責任も大きい。今日この場では韓国政府に要求しているが、私たちは将来、米国議会にも行き、米国大統領にも訪問して私たちの要求を明らかにするだろう。

韓国が貧しかったころ、外貨をたくさん稼がないといい生活ができないと私たちに教育したのに、国がある程度豊かになったら私たちを歴史の中から消してしまおうとしている。当時、彼らは国が豊かになれば、私たちに対して責任を取るかのように語っていたが、現在、私たちに対してなされたことは何もない。これ以上、私たちは待たない。今、私たちは堂々と立ち上がる。私たちの被害を明らかにし、私たちの要求が受け入れられるまで一生懸命に闘う。

2008年11月27日

討論 2

基地村女性に対する国家責任と立法論

ウォン・ミンギョン弁護士

(民弁：女性人権委員会)

1. はじめに

基地村女性問題について、ずいぶん以前からセウムトをはじめとした諸団体が声を上げてきた。マスコミ¹⁾が数年前から基地村女性問題に関心を持ち報道しはじめたときから、徐々に多くの国民たちが基地村女性の悲惨な現実を直視するようになった。

しかし本当にこの問題に責任のある国家は、基地村女性問題に対して目と耳を塞いでいるようだ。基地村女性問題についての一次的責任は国家にあるが、2 次的には基地村女性が稼いだドルが起爆剤になった経済成長の恩恵を受けた国民にもあると考える。そのような点から、国民も基地村女性問題に対してもう少し責任をもった行動に出る必要があるだろう。現在、基地村では外国人女性が主になっているので、現行の性売買防止および被害者保護等に関する法律が外国人女性にも適用²⁾されることを前提に、本討論では高齢の基地村女性問題³⁾を主に扱おうと思う。

以下では、国家の基地村女性問題に対する責任の根拠を検討した後に、現行法解釈を通じた基地村女性問題の解決の可能性を検討し、立法という方向性について意見を提示しようと思う。

2. 旧・淪落行為等防止法⁴⁾違反による国家の賠償責任

韓国政府が基地村の軍隊性売買に直接介入し基地村女性を公式に管理した 1970-80 年代に適用されていた旧淪落行為等防止法の目的条項および個別条項に照らしてみれば、韓国政府のこのような行為が厳然として上記の法律に違反する行為であったことがよく理解できる。

¹⁾ ハンギョレ 21、695 号「国家が抱え主だった」。2008.1.29

SBS それが知りたい「基地村ハルモニ、誰が彼女らに烙印を押したのか?」、2006.10.21
MBC2580 時事マガジン「基地村女性」、2005.7.10

²⁾ 外国女性がエンターテイナーとして基地村に流入したのち性売買を強要されている現状にあって対策準備が切実だが、本討論では高齢の基地村女性問題に焦点をあわせようと思う。

³⁾ 基地村女性問題についての具体的な内容と現在女性たちが直面している困難については発表文に詳しく言及したので討論文ではこの部分を省略することにする。

⁴⁾ 制定 1961.11.9. 法律 771 号

(1) 第1条「目的」違反の事実

旧・淪落行為等防止法（以下「同法」とする）は淪落行為を防止して国民の風紀浄化と人権の尊重に寄与することを目的に制定された法律であることは明らかだ。ところが国家は他の性売買政策もそうであったように基地村性売買に関連しても性売買を防止しようという最小限の努力をするどころか、むしろ国家主導で32個の基地村を設置・運営し、駐韓米軍の性病予防のために女性たちに対して定期的に性病検診を実施することで基地村性売買の活性化に直接的に寄与するなど同法に違反した。

(2) 第6条「媒介行為の禁止」違反の事実

同法によれば、「何人も淪落行為を誘引、または強要したり、その場所を提供することはできない」となっている。ところが国は、基地村で性売買が行われる事実をよく知っていたながら基地村女性の性売買が（性購買者である駐韓米軍の立場から）安定的に行われるように基地村地域の浄化事業を実施し管理した。国のこのような行為は、広義に基地村で行われる性売買の媒介行為であるという評価も可能だと思われる。1973年当時、韓米軍事委員会で韓国側委員長職を担っていたキム・キジョ博士は「当時米国が基地村女性の性病管理などを要求したので、数十回、平澤、義政府など米軍基地近隣のクラブを踏査した。朴正熙大統領が特別資金で直接義政府に基地村浄化事業として1億ウォンを支出したこともあった。当然に国家が皆さんを補償せねばならない」と証言⁵⁾したということだ。

(3) 第7条「保護指導所」違反の事実

1) 同法は保護指導所の設置の根拠および保護指導所の具体的な業務を規定しているが、その内容は以下のとおりである。

- ① 国家は淪落行為の常習者と、環境または性向から見て淪落行為をするようになる顕著な憂慮がある女子（以下、要保護女子とする）を善導保護するために保健社会部長官が指定する主要都市とその他必要な場所に保護指導所を設置する。
- ② 保護指導所は以下の各号の業務を行う。
 1. 要保護女子の身上、その他の問題に関してその相談に応ずること。
 2. 要保護女子の性格、家庭、またはその環境などに対して原因を探究し、必要な指導を行うこと
 3. 要保護女子の動態と分布状況などを常時、調査把握すること。
 4. 要保護女子の実情にそって必要だと認められるときには臨時に收容保護すること。
 5. 要保護女子に善良な職業を斡旋すること
 6. 要保護女子の実情にそって彼らの家族その他の縁故者のところへ帰還させる措置を行うこと

⁵⁾ ハンソリ会 22 周年記念国際シンポジウム資料集 34 頁参照。ウ・スンドク（社団法人ヘッサル社会福祉会代表）「平澤・安亭里基地村老女性たちの状況」。

7. その他善導保護事業の目的達成のために必要だと認められる業務

- ③ 保護指導所で行う業務は常に彼らの精神啓蒙に主眼を置き、相談に応じたり、調査、善導、保護などを行うときには温情と理解で接し、彼らをして親密感を抱かせるよう留意せねばならない。
 - ④ 保護指導所の設置とその組織、その他必要な事項は閣令で定める。
- 2) 保護指導所規定は性売買女性を対象としており人権侵害のおそれが高い規定だという批判を受けて当然だが、より大きな問題は国家が基地村にこの保護指導所を設置して基地村女性たちに別の生活の方法を案内しようという努力をまったくしなかったと思われることだ。国家はむしろ、非自律的に組織されて行政下部組織の役割を遂行した自治会組織を通じて性販売者の生活をいっそう強固にさせた。
- 3) 基地村に同法にもとづく保護指導所が設置されたかどうかまだ確認できていないが、かりに設置されたとしても国家が、基地村女性が米軍にきれいな体を提供するように持続的に管理し、米軍接待要領などを教育したという点から、保護指導所は法に規定された機能をまったく遂行できなかったものと判断される。
- 4) 上で検討したように、国家の1970-80年代基地村政策は同法に違反したものであったことは明白である。国家は国家の違法な行為によって性販売者として数十年を生きたあげくに「洋姫（西洋人相手の娼婦）」の烙印を押され心身ともに疲弊した基地村女性⁶⁾に対してどのような形式であろうと賠償をせねばならない。

3. 現行刑法解釈を通じた基地村女性問題の解決の可能性

イ. 性売買防止および被害者保護などに関する法律は、国家および地方自治体の責任を以下のように明示的に規定している。

第3条〔国家などの責任〕

- ① 国家および地方自治体は、性売買を防止し性売買被害者および性を売る行為をした者（以下、『性売買被害者など』とする）の保護と自立の支援のために次の各号の事項に対する法的・制度的装置を準備し、必要な行政的・財政的措置をとらねばならない。
 - 1. 性売買、性売買斡旋などの行為、および性売買目的の人身売買を防止するための調査・研究・教育・広報
 - 2. 性売買被害者などの保護と自立を支援するための施設（外国人女性のための施設を含む）の設置・運営
- ② 国家は性売買目的の人身売買の防止のための国際協力の増進のために努力せねばならない。

⁶⁾ 国家賠償請求の請求権者、請求権の時効問題などについては追加研究が必要だ。

- ロ、国家および地方自治体は現在、基地村女性が最近性売買行為をしていないことを理由に彼女らが必要とする各種の支援を拒否しているという。しかし、性売買防止および被害者保護などに関する法律は、明らかに「性を売る行為をした者」を支援する対象と規定しており、目的規定でもはっきりと「性売買被害者および性を売る行為をした者の保護と自立の支援」が法の目的であることを明示している。

基地村の老女性たちは、国家の積極的な勧誘を受けて数十年のあいだ性売買をしてきたのであり、国家のきちんとした保護と自立支援サービスを受けられなかった末に、がけっぶちに立たされる人生を生きている。

国家が性売買被害者などに対する保護および支援をすることができる財政を備えた状況で、基地村の老女性たちが現在進行形の性売買女性ではないことを理由にこの法の保護と支援の対象から単純に排除していることは、この法の制定趣旨を忘れ去ることになるだろう。

したがって国家は他のどのような性売買被害者よりも国家の保護と支援が切実に必要とされている基地村の高齢女性をこれ以上無視してはならず、この法の制定趣旨と国家責任規定を積極的に解釈して彼女らに必要な保護と支援を実施せねばならないだろう。

4. 立法という方向性についての小考

- イ、基地村の高齢女性のほとんどが人生の終着点がそれほど遠くない人たちである。国家が、彼女らが切実に必要としている保護と支援を拒否している現在の状況では、結局訴訟を通じた解決を模索するほかない。しかし数年はかかる法的闘争が終わる前に彼女らの苦しい人生が終わりを迎えてしまうことがありうることから、立法的な決断が必要であり、もっとも実効性のある代案だと判断される。

- ロ、基地村女性に対する保護と支援、そして生活安定と福祉増進のための支援法案を準備し、生計支援、医療支援、住居支援などを通じて基地村女性が当面の現実的な困難を克服できるようにすべきである。

私たちはすでに民主主義の発展と国民和合に寄与する目的で 5.18 民主化運動関連者やそのほかの民主化運動関連者などに対しても適切な補償と各種の生活支援金、医療支援金の支給についての法律を制定した経験がある。

- ハ、基地村の形成・維持に関与した国家とこれを幫助した国民の責任、基地村女性の経済成長への寄与度⁷⁾などを勘案すれば、真の社会統合と基地村の高齢女性の苦痛に対する賠償の側面から、一日も早く基地村女性を支援する法律が制定されねばならないだろう。

⁷⁾ 公務員たちは基地村を訪問するたびに、女性たちに対して「外貨の稼ぎ手」、「愛国者」とおだててきたという。

討論 3

女性たちの体に対する管理と統制についての国家責任

チョン・ミレ

(性売買問題解決のための全国連帯共同代表)

I. はじめに

女性たちの体は戦争中に軍人のために強制的に動員され、ある地域では集団強姦とエスニック・クレンジング（人種清掃）の手段になることもある。また平和を維持するために軍隊を駐屯させ、その軍隊の娯楽と休息、慰安のために再び女性の体が動員される。その代表的な場所が韓国に依然として存在する基地村であり、基地村は軍事化された性売買の代表的な空間であり、女性に対する暴力を合理化するところでもある。そうであるがゆえに基地村はどのような歴史、社会経済的構造の中で形成され維持・発展されてきたのかを詳細に検討し、基地村へと入ってきた女性たちは誰によってどのような方式で流入し、どのように生きてきて今どのように暮らしているのかに関心を持つことは非常に重要な問題である。この間の多くの研究資料や、駐韓米軍の問題・米軍犯罪問題が起こるたびに、常に基地村女性問題はもれなく登場している。にもかかわらず問題の核心は米軍犯罪に埋もれたり、ドル稼ぎの愛国者だと政府が賞賛したであるとか、今は社会福祉領域からも除外されて帰るところも保護を受ける場所もない対象としての女性たちの姿が主に強調されるなかで、主に民族主義や軍事主義の観点から接近してきた。軍隊性売買を公認した基地村で構造的な問題を抱えて生きていかなばならなかった女性たちの具体的な実態や生活のありさま、そして彼女たちの抵抗の姿と声は歴史の中から消え去り、今は性産業の拡張のなかで日常的な生活になってしまったかのような女性たちだけを強調して、基地村女性問題の本質への接近が遮断されている。

性売買が女性に対する搾取行為であると同時に暴力であり、とくに軍隊性売買は女性嫌悪を含んでおり、基地村は人種・階級・性別のあらゆる問題が重なってあらわれるところでもある。韓国の基地村の形成過程は日帝時代の公娼と米軍政の性病統制を中心にした、登録された女性たちをして米軍の相手をさせた「洋姫」作りが基地村を形成し、それ以降、女性たちを統制する基本体系となる。1990年代中ごろ以降、エンターテイメントビザで受け入れた外国人女性たちが今も毎年3～4千人以上、米軍のために基地村に流入している現実、依然として国内法が作用していない無法地帯として基地村が強固に定着していることを示すものだ。

セウムトは今日の討論会を通じて基地村のもっとも根本的な問題をもう一度提起すると同時に、性売買問題の直接的な責任が誰にあるのかを問い、私たちはその責任の所在を明

らかにすると同時に被害者に対する補償と賠償、そして代案作りなどのための論議とたたかいを持続的に行っていくことを期待する。

II. 基地村に対する両国政府の責任を問う

1. 韓米同盟の名によって女性の体を国家が管理する

1950年朝鮮戦争以降、米国は直接的介入のために韓国とさまざまな条約を結んだ。これは不公平なものであり韓国市民に対して犯罪行為を起こした米軍を米国に引き渡させる権限を与えた。したがって米軍が起こした犯罪行為はほとんど解決されず、犯罪者たちもまた処罰されなかった。1953年、米国は相互防衛条約を締結することで朝鮮戦争後も韓国に米軍が駐屯できるという規定を設け、1967年にはSOFAが制定された。表面的にSOFAはそれ以前の諸条約に比して改善された点がある。しかし実質的には今でもSOFAは米軍が関係した大部分の犯罪事件に対する司法権を米国に与えている。

1971年12月22日、基地村浄化委員会の制定と、米軍基地村に浄化政策の公式化を命令し、朴政権は米軍当局の基地村解決要求をただちに受け入れ、それまでは韓国社会福祉部が個人病院に依頼したり、あるいは米兵たちによって非定期的に行われていた性病診療を毎週実施するようにさせ、全国の基地村に性病診療所を建てた。発表原稿で指摘しているように韓国政府は米軍との協力の下でBCCUC（基地村浄化のための外務部施行企画）を設立した。BCCUCでは米軍の協力を受けて基地村の環境を整備し道路を建設した。基地村の性売買女性たちに米軍を相手にするときのエチケットと行動などを教育する諸プログラムを実施した²⁾。また韓国政府はBCCICに性病診療所と不合格者収容所を作るよう資金を提供することで積極的に基地村女性に対する性病管理を実施したという。

<ハンギョレ 21>は、1971年以降、韓国政府が推進した基地村浄化対策に関連する諸文献を追跡したという。以下はハンギョレ 21の主要な内容である。

「きっかけは1972年10月30日付「官報」(6290号)だった。1972年10月維新直後に実施された『戒厳司令部』はその年の10月28日に各戒厳事務所と戒厳分所、内務部、法務部、保健社会部などに「基地村浄化対策」という文献を発令した。措置事項はただ2つだった。一つは麻薬事犯を捕まえるということ、二つ目が性病感染者は完全に治療するというものだった。<ハンギョレ 21>が国家記録院から探し出した大統領府文献「基地村浄化対策」を見れば、1977年現在、基地村周辺の「淪落女性」は9935人であり、性病診療機関は62カ所であった。女性たちは性病のない状態で米軍に「提供」されるために一

¹⁾ 国家政策によって形成された基地村での基地村女性に対する国家の統制は1970年代に本格的に行われた。アジアに対する米軍の軍事政策と韓米同盟という国際政治関係が変化するなかで、韓国政府は基地村女性を韓米同盟の「見えない外交官」に推し立てた。

²⁾ マイカ・ジョセフ・エドラー、駐韓米軍犯罪についての韓国内非政府機構の活動方向研究、延世大学政治学科修士学位(2000)、22頁

週間に2回ずつ性病検診を受け、問題があるときは無料で治療を受けた。国家はひと月に一回ずつ女性たちを招集して『米軍に親切にしないといけない』ということと『外貨を稼ぐあなた方は愛国者』という教育をすることも忘れなかった。」(ハンギョレ 21、695号「国家が抱え主だった」から)

結局、韓国政府と米国政府は駐韓米軍のために意図的かつ組織的に基地村を形成し、結局基地村は米軍の娯楽と休息、慰安の公的な場所として女性の体を利用したのである。³⁾ 米軍当局は性病のない女性の体を要求し、韓国政府は行政を動員してこれを満足させた。とくに主務部署である保健社会部は基地村女性を特殊業態と規定し、市・道のレベルで基地村女性の所在を把握し強制的性病診療と治療をさせ、その実績を毎月、長官に報告したということは、国家が女性たちを管理したという具体的な証拠である。これは国内法(淪落行為等防止法)違反であるとともに、国際協約にも違反しており、米軍のためにきれいな体を捧げる行為を国家が女性たちに強制した反人権的で反人道的な行為である。

2. 性売買斡旋広告行為も米軍部隊が直接に

シューズ10ドル、ロングタイム10ドル、ショートタイム5ドル、カバン5ドル。これは米軍部隊が撒いたチラシの見出しだという。

基地村女性たちは全員胸に性病検診番号、いわゆる「タグ」をつけて営業し、米軍が営業停止などの権力を行使したということだ。このような不当な内容に抗議すると米軍部隊司令官が直接出てきて軍人たちの要求を代わりに謝罪することまであったというが、米軍部隊が性売買斡旋広告行為までしていたということを知ることができる。(出典: キム・ヨンジャ、アメリカタウンのワンオンニ、死ぬ5分前までわめく/サミン/2005)

(訳注: ワンオンニとはグループ内の一番年上の女性を指す)

3. 特定地域 基地村/性売買店 集結地に対する国家責任の問題

基地村ごとに作られた自治会は米国政府と韓国政府の登録業務、基地村女性たちを前面に立てて互いを監視させる役割、とくに性病検診などの業務を行った。地域警察と公務員は自治会代表を選定して基地村女性を相互監視させ、各警察署には自治会との連絡を担当する刑事がつけられていたというから、基地村は国家によって管理監督され女性たちを登録させ店の営業権を許可してやった名実ともに公娼地帯なのだ。また73年には、「許可証」制度を新設し、多くの女性が国の経済発展の働き手として国家が奨励する性売買店で違法性売買をするようにした。

しかし61年に制定された淪落行為等防止法は性売買を禁止し、性売買と関連した行為

³⁾ 慰安所やダンスホールが必要な理由は、韓国の自由のために戦っている米軍(国連軍)に対する感謝を表すものであり軍人たちの士気を奮い立たせ慰労することにあると当時の国防部の某局長は語った。のみならず一般の婦女の貞操を守るためには特定の地域に慰安所やダンスホールが必要だという認識が大きく作用した。(キム・エリ、女性人権中央支援センター企画連載、2007)

を違法と規定している。にもかかわらず政府は 62 年特定地域を宣布して治外法権地域を作り、72 年特定地域を廃止したがすでに違法性売買店は地域に根付き店主たちの統制下で自律的なやり方や自治会の形態で持続的に性売買営業をしていくようになった。特定地域は特にほとんどの基地村が含まれたものであって、結局基地村の性売買を国家が認めたのとかわりなかった。米国政府もまた韓国国内法に違反しつつ駐韓米軍のために韓国女性を安定的に供給されることを望んだ。このような二つの政府の利害関係によって結局基地村女性たちは性売買へと追いやられたのである。基地村の形成と今日までの過程を見ても、基地村は性売買店集結地域であり、この地域を生成・拡張・発展させた両国政府の責任は明らかだといわねばならない。

4. 具体的な被害事実を暴露すること

米国が駐屯していたどの国にも、基地村がこのように発展したところはない。韓米同盟という国際関係と軍事安保についての大韓民国政府の軍事第一主義は、植民地の異質な空間として基地村を形成し、結局「洋姫」と呼ばれる女性たちが慰安部隊としての役割を与えられたのである。にもかかわらずこれらの女性たちの人生と人権の問題は、米軍によってむごたらしく殺害された場合や混血児の問題以外には絶対に社会に知られることはなく、徹底して社会から分離され閉鎖的であり、一般女性たちと分離された生活を生きていくように強制された人生であった。戦争と軍隊、分断の特殊性と東北アジア戦争基地としての役割を果たしている韓国の歴史的特性によって、基地村の生成・維持・消費において韓国政府と米国政府の介入が組織的に存在したという点を明らかにすることは非常に重要だ。

京畿道安亭里（アンジョンリ）で基地村のハルモニたちを支援する活動をしているヘッサルセンター（訳注：ヘッサルは陽光の意味）のニュースレターに掲載されたソウル国際大学院パク・テギョン教授の「国家と社会も責任を負わねば」という内容を見れば、『日本軍に動員された性奴隷のハルモニたちが帝国主義戦争の被害者であったというならば、基地村のハルモニたちは冷戦体制の被害者たちである。政府と社会はこの問題に対して責任を負うべきであり、この問題に対して黙認している大韓民国の国民にもまた多くの責任がある』と強調している。

このために女性たちの証言を通じた被害を具体化させ、すでに明らかになった被害についても人権の観点から再び光をあて、国家責任を問う訴訟と必要な立法活動をも展開していかなければならないと考える。

Ⅲ. おわりに

米国政府と韓国政府の共謀の歴史を暴露すべき

<同盟の中のセックス>（サミン発行）で『駐韓米軍司令部の代表たちは、クラブ店主、従業員、軍人、その他の基地村住民に人種差別関連教育の必要性を提起する会合を定期的に関いた。』と書いている。米軍は人種差別禁止命令を下し、外務部はこれを指針として発表し、店主たちはこれに忠実に従ったという。

2005年3月31日、各種マスコミは平澤市と米軍が「基地外店のための規範と案内書」を作成した事実を報道した。地方自治体が米軍に取り締まり権を引き渡し、女性たちの人権侵害まですべて引き渡すこの内容は1992年に作成されたものだ。

米軍は米国の国家機関であり、彼らの行為が国家人権法を含む国際法に違反する場合、米国の国家責任が成立し、これに共謀した韓国政府にも責任があるということを国連国際法委員会の国家責任規定で明示している。

問題はこのような共謀の過程を証言する被害者の証言とともに、公式でより具体的な証拠資料が必要だということである。基地村女性が高齢化し再開発によって住む場所がなくなっても社会福祉の死角地帯で住居支援さえまともに受けられずにいる現実はあまりにももどかしい。にもかかわらず基地村女性たちの被害事例と証言は、個人の問題解決もあるだろうが、両国政府に責任を負わせる問題についてより根本的な問題提起を必要としている。

しかし公式文書への接近がまともにできない状態で、証言にだけ依存することになるのは両国政府の具体的な責任所在を暴露しにくくさせる。両国政府の責任をはっきりと暴露し、公式的な謝罪と被害補償がきちんと行われるようにする過程は至難なものとなるかもしれない。しかしその過程を開始することもまた非常に意味のある活動であり、この点についてともに努力と力量を集中して必ずや両国政府の責任を明らかにし、基地村の歴史が正しく書き直されることを期待しつつ、私たちの運動もこの点をより確実にする活動とともに担うつもりだ。

正誤表：P.66【ミエ】の証言（最初と2番目）中に3ヶ所ある
（誤）保険証 → （正）検診証

翻訳シリーズの紹介・活動報告

『アジア現代女性史 8 ベトナム女性史—フランス植民地時代からベトナム戦争まで』

日本語版への序

レ・ティ・ニャム・トウエット

多くの研究者が 21 世紀は女性の世紀であるとしています。今日の世界は、歴史上何千年も前から続く闘争、すなわち男女平等のためと、みずからの社会的地位についての女性たちの正当な要求のための闘争の、最後の段階に入ったのでしょうか。

2010 年 3 月 8 日の国際女性の日を祝して、国連本部で発表された「平等の権利と機会、すべての人のための前進」という演説の中で、潘基文国連事務総長は「国際的な女性運動は、本当に全地球上に広がる運動になった。どこでも女性は平等と権利のために運動しており、そして成功している。どこでも暴力と不公平と不平等に反対する呼びかけが響いており、そこには女性の参加がある」と強調しました。

ベトナム社会の歴史のすべての段階におけるジェンダーの特徴を分析した資料から、ベトナムは東南アジアの各文化と同様に、世界の他の多くの地域と比べて明らかな相違があるということが出来ます。それは女性の相対的に高い地位です。この相違点の文化的な特徴は、対立性よりも相補性があることで、権力はジェンダー関係よりも、社会や家庭や年齢のヒエラルキー関係に基礎をおいています。

ベトナムの女性の、社会と家庭での地位を決定する要素は、まさに女性の重要な役割にあります。女性たちは、文化のすべての様式—精神文化、物質文化、社会と家庭の文化—を含む民族文化を守り、発展させた人々です。

この相違点は以下に述べるいくつかの原因から生じています。第一に、外国の侵略、とりわけ同化に対抗しようとする民族の抵抗が、死守といえるような状況を、特に村単位で作出したことです。したがって、母権制の時期から女性が建設してきた最初の貴重な伝統が、ベトナムでは他の多くの場所におけるように除去されることがなく、絶えることのない伝統になったのです。第二に、経済的社会的形態に関連して、「アジアの生産様式」の長期にわたる存在があります。その重要な特徴の一つは、原始社会の多くの残滓が保持されていることであり、女性にとって有利な伝統がいくつも維持され続けたのです。第三に、具体的な歴史的環境が、「敵が家に来れば女性が闘わなければならない」という状況を作り出したことです。国を建てた雄王たちの時代から現在までを数えただけで、国を守るための全国規模の愛国的な戦争が 24 回も起こりました。ベトナムの女性たちのどれほどの世代が、国運が危難にあった数々のときに戦士になったことでしょうか。第四に、文明の面を見れば、小農生産による水稻栽培農業が、ベトナムでは早くから形成され、長く存在してきました。その環境では生産の仕事は小家族の単位にまかされました。何千年もの歴史の間、水稻栽培そのものが要求する労働力の大きな需要のほかに、さらにいくつかの社会的要因があり、人力面での逼迫がつねに作り出されました。この状況によって、女性は農業生産のすべての主要な面に積極的に参加しなければならなくなったのです。

このようにして、生産労働、社会的闘争、家庭の建設、民族文化の創造と発展における伝統的役割に応じて、ベトナムの女性のイメージは、勤労者、主婦、戦士、芸術家となり、政治家のような他のイメージは、より曖昧であったり、その役割に同化していたり、あるいは切り離されていたりするのわかります。それはまた、ベトナムのジェンダー関係のイメージでもあるのです。

本書『各時代を通してのベトナムの女性』は、歴史の異なる段階にそって、ベトナムの女性についての多くの豊富な面を総合的に述べようと試みたものです。最初の部分と結論の部分を除いて、本書は六章から成り、歴史的時間の順序にしたがって書かれています。第一章の「ベトナムの歴史の始まりにおける女性」は、主に原始時代の女性について述べています。それは、のちの各時代の女性が受け継ぎ発展させた、原初の時期の伝統と徳性のすばらしい萌芽をはらんだ時期です。第二章と第三章の「封建制度の時代のベトナムの女性」は、紀元前の最後の数世紀から 19 世紀中ごろまでの、歴史過程全体におけるベトナムの女性について研究しています。そして今回日本語に訳された近現代史の部分に関しては、第四章の「民族を解放し、半封建植民地制度を打倒する闘争の時代のベトナムの女性」が、半封建的な植民地制度とフランス植民地主義の統治のもとにあったベトナムの女性についての研究にあてられており、第五章と第六章の「現代革命運動におけるベトナムの女性」が、25 年間にわたって続いた革命の嵐の中で、ベトナムの女性が力強く決起したことを研究しています。

各章の内容は、昔のすばらしい伝統が継承され、発揮され続けていることを証明し、今日の社会におけるベトナムの女性の、現代的な心理と徳性についてのいくつかの主な特徴を発見したものです。

本書が日本語に訳されるにあたって、私は、「アジア現代女性史研究会」代表である、大阪大学の藤目ゆき先生に対し、本書を日本の読者に紹介する決定をしてくださったことに心から感謝いたします。

女性研究者の方々と日本の社会科学の研究者の方々が、本書をベトナムの女性とベトナム社会の歴史についての参考資料としてくださることを希望しています。

再度すべての方々に丁重に感謝いたします。

2010 年 5 月 1 日 ハノイ

(翻訳：片山須美子)

『アジア現代女性史 8 ベトナム女性史—フランス植民地時代からベトナム戦争まで』
日本語版への序 (原文)

Lời tựa

Nhiều Nhà nghiên cứu đã cho rằng thế kỷ 21 là thế kỷ của phụ nữ. Phải chăng thế giới ngày nay đang đi vào giai đoạn cuối cùng của cuộc đấu tranh kéo dài từ bao nghìn năm lịch sử: cuộc đấu tranh cho bình đẳng nam và nữ và sự đòi hỏi chính đáng của người phụ nữ về vị trí xã hội của họ.

Trong diễn văn phát biểu chào mừng nhân ngày Quốc tế Phụ nữ 8/3/2010, tại trụ sở Liên hiệp quốc với chủ đề “Quyền bình đẳng, cơ hội bình đẳng và tiến bộ cho tất cả mọi người”, Tổng thư ký Liên hiệp quốc Ban Ki-moon đã nhấn mạnh: “Phong trào phụ nữ quốc tế đã thực sự trở thành một phong trào rộng khắp toàn cầu. Ở bất kỳ đâu phụ nữ cũng đang được vận động vì sự bình đẳng và trao quyền cho họ - và đang thành công. Bất cứ nơi đâu vang lên lời kêu gọi chống bạo lực, bất công và bất bình đẳng, ở đó có sự tham gia của phụ nữ”.

Từ những tư liệu phân tích về đặc thù giới ở mỗi giai đoạn lịch sử xã hội của Việt Nam, có thể nói rằng, so sánh với nhiều khu vực trên thế giới, Việt Nam cũng như các nền văn hóa của Đông Nam Á, có sự khác biệt rõ rệt: đó là vị thế tương đối cao của người phụ nữ. Đặc điểm văn hóa khác biệt này mang tính bổ sung hơn là tính đối kháng và quyền lực được đặt trên cơ sở quan hệ thứ bậc xã hội, gia đình và tuổi tác hơn là quan hệ giới.

Yếu tố quyết định vị thế xã hội và gia đình của người phụ nữ Việt Nam chính là vai trò quan trọng của họ. Họ là người bảo vệ và phát triển nền văn hóa dân tộc bao gồm tất cả các dạng của nền văn hóa: văn hóa tinh thần, văn hóa vật chất, văn hóa xã hội và gia đình.

Sự khác biệt này bắt nguồn từ những nguyên nhân sau: *Thứ nhất* là sự đề kháng dân tộc, nhằm chống lại sự xâm lăng và đặc biệt là sự đồng hóa của ngoại bang đã tạo ra một tình trạng gần như là sự cố thủ, đặc biệt là ở các tế bào làng xã. Vì vậy, những truyền thống quý báu đầu tiên được người phụ nữ xây dựng từ thời kỳ chế độ mẫu quyền đã không bị thủ tiêu như ở nhiều nơi mà trở thành truyền thống không đứt đoạn ở Việt Nam; *Thứ hai*, liên quan đến hình thái kinh tế - xã hội, là sự tồn tại lâu đời của “phương thức sản xuất Châu Á” mà một đặc trưng quan trọng của nó là sự bảo lưu nhiều tàn dư của xã hội nguyên thủ, đã tiếp tục duy trì những truyền thống có lợi cho người phụ nữ; *Thứ ba* là hoàn cảnh lịch sử cụ thể đã tạo ra tình trạng “giặc đến nhà đàn bà phải đánh”. Chỉ tính từ thời các vua Hùng dựng nước cho đến nay đã có 24 cuộc chiến tranh ái quốc với quy mô cả nước đã nổ ra để giữ nước. Biết bao thế hệ phụ nữ Việt Nam đã trở thành chiến sĩ trong những lần vận nước gặp nguy nan; *Thứ tư*, xét về mặt văn minh, thì một nền nông nghiệp trồng lúa nước theo chế độ tiểu nông đã sớm hình thành và tồn tại lâu đời ở Việt Nam. Trong hoàn cảnh đó, công việc sản xuất được giao cho các đơn vị gia đình nhỏ. Suốt lịch sử hàng ngàn năm, ngoài nhu cầu lớn về nhân công mà bản thân việc trồng lúa nước yêu cầu, còn có những nguyên nhân xã hội, tạo ra một sự căng thẳng thường xuyên về nhân lực. Tình hình này

đòi hỏi người phụ nữ phải tích cực tham gia vào mọi khâu quan trọng chủ yếu của nền sản xuất nông nghiệp.

Như vậy, tương ứng với các vai trò truyền thống trong lao động sản xuất, trong đấu tranh xã hội, trong xây dựng gia đình, trong sáng tạo và phát triển nền văn hóa dân tộc, hình ảnh người phụ nữ Việt Nam, như chúng ta thấy, là Người lao động, Người nội trợ, Người chiến sĩ, Người nghệ sĩ, những hình ảnh khác – nhà chính trị, mờ nhạt hơn, hoặc đồng nhất vào đây hoặc tách riêng ra. Đó cũng là hình ảnh về mối quan hệ giới ở Việt Nam.

Cuốn sách *“Phụ nữ Việt Nam qua các thời đại”* đã cố gắng trình bày tổng hợp nhiều khía cạnh phong phú về người phụ nữ Việt Nam theo các giai đoạn lịch sử khác nhau. Ngoài phần mở đầu và phần kết thúc, cuốn sách gồm 6 chương, viết theo trình tự thời gian lịch sử. *Chương I: “Phụ nữ trong buổi đầu của lịch sử Việt Nam”* chủ yếu nói về những phụ nữ thời đại nguyên thủy, là thời kỳ đã thai nghén các mầm mống tốt đẹp của những truyền thống, đức tính trong thuở ban sơ mà phụ nữ các thời đại sau sẽ kế tục và phát huy. *Chương II và chương III: “Phụ nữ Việt Nam trong thời đại chế độ phong kiến”*, nghiên cứu về người phụ nữ Việt Nam trong suốt quá trình lịch sử từ những thế kỷ cuối cùng trước Công nguyên cho đến giữa thế kỷ XIX. *Chương IV: “Phụ nữ Việt Nam trong thời kỳ đấu tranh giải phóng dân tộc, đánh đổ chế độ thuộc địa, nửa phong kiến”*, giành cho việc nghiên cứu về người phụ nữ dưới chế độ thuộc địa nửa phong kiến và thực dân Pháp thống trị. *Chương V và chương VI: “Phụ nữ Việt Nam trong phong trào cách mạng hiện đại”*, nghiên cứu sự vươn mình mạnh mẽ của phụ nữ Việt Nam trong cơn bão táp cách mạng liên tục trong vòng 25 năm.

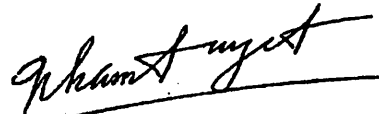
Nội dung của các chương sách đã chứng minh sự kế thừa và phát huy liên tục các truyền thống tốt đẹp ngày xưa và phát hiện một số đặc điểm chính về tâm lý, đức tính hiện đại của phụ nữ Việt Nam trong xã hội ngày nay.

Nhân dịp cuốn sách được chuyển sang tiếng Nhật, tôi xin chân thành cảm ơn bà Fujime Yuki, Chủ tịch “Ban nghiên cứu lịch sử phụ nữ Châu Á hiện đại” và trường Đại học Osaka đã có chủ trương giới thiệu cuốn sách với độc giả Nhật Bản.

Tôi thực sự hy vọng, sẽ được các nhà nghiên cứu phụ nữ, cùng các nhà nghiên cứu khoa học xã hội Nhật Bản coi cuốn sách như một tài liệu tham khảo về phụ nữ và lịch sử xã hội Việt Nam.

Một lần nữa, xin trân trọng cảm ơn các bạn!

Hà Nội, ngày 1 tháng 5 năm 2010



Lê Thị Nhâm Tuyết

『アジア現代女性史 8 ベトナム女性史—フランス植民地時代からベトナム戦争まで』

翻訳者解説

片山須美子

I

本書は、ベトナム戦争末期に当時の北ベトナムの女性民族学者レ・ティ・ニャム・トゥエットによって書かれた、ベトナム女性史の大部の著作の第二版(Le Thi Nham Tuyet, *Phu nu Viet Nam qua cac thoi dai*. Ha Noi : Nha xuat ban Khoa hoc xa hoi, in lan thu hai. 1975. 原題の日本語訳は『各時代を通してのベトナムの女性』)のうち、近現代史の部分である第四章から第六章まで、および再版の序文、初版の序文、結論を訳したものである。ただし本書では第四章、第五章、第六章をそれぞれ第Ⅰ部、第Ⅱ部、第Ⅲ部とした¹。再版の序文に書かれているように、原著はベトナム戦争の最中の1967年から69年にかけて執筆された。初版はベトナム戦争終結前の1973年に出版され、多数の読者の反響を得て、1975年に第二版が出版された。原著は全体で368ページにも及ぶ大作であり、原始時代から近現代までのベトナム女性の通史として、ベトナム語で書かれたものとしては唯一の本格的なベトナム女性史であるとされている。

再版の序文の冒頭に、「抗米救国と社会主義建設の初めの数年間の、わが女性運動の驚異的な発展の歩みを目撃した」著者は、原始時代から1968年までのベトナムの女性の諸問題について叙述したとあるように、米軍による北ベトナムへの爆撃と南ベトナムでの戦争行為が激化する中で、南北ベトナムの女性たちはアメリカの侵略戦争に抵抗しながら、同時にそれぞれの女性運動をかつてなく大きく展開した。それが原著執筆を促したのであった。また、初版序文の初めの部分でページを割いて述べているように、ベトナム戦争に反対する全世界的な反戦運動の中で、軍事大国アメリカに抵抗して闘うベトナムの女性の姿は大きな共感を呼び、なぜベトナムの女性たちにそんなことができるのかという問いを生んだ。その答をほかならぬベトナムの女性たち自身が知りたいと思っていたと著者は述べる。原著はその問いに答えようとしたものであった。

II

原著の内容については、訳出した初版序文の後半で簡単に触れられているが、ここでは訳出しなかった第一章から第三章までをもう少し詳しく紹介するとともに、第四章以下に

¹ 本書は訳出した部分をベトナム近現代女性史としてのまとまりを持たせるために、また日本の読者への便宜も考えて、章のタイトルを変え、節や小見出しをつけ加えたが、本文そのものはいっさい変更していない。原著の章立てについては本解説末尾を参照されたい。

についても概要を示したい。第一章「ベトナムの歴史の始まりにおける女性」は、のちにベトナムとなる地に住んでいた原始時代の女性たちを描く。第一節「ベトナムの母権制時代における女性」では、女性の強さと指導力、集団婚などの「母権制の痕跡」を、神話、伝説、漢籍史料、少数民族の習慣や伝承、ベトナム語のことわざ、さらに貝塚や土器などの考古学の成果の中に求め、「母権制」がベトナムの地に存在したことを証明しようと試みている。ここでは民族学者としての著者の豊富な見識が示されている。第二節「ベトナムにおける母権氏族制度から父権制社会への移行における女性」では、ベトナム最古の王朝とされる雄王時代に父権制社会への移行があったが、エンゲルスがその著『家族・私有財産・国家の起源』の中で述べる「女性の世界史的敗北」が、ベトナムでは「おだやかな形態」で起こったため、原始時代からの女性の能力と美徳が存続し、さらに発展する条件を持ち、ベトナムの女性のとぎれることのない伝統となったと論じる。

第二章と第三章は、ベトナム北部が中国の支配下におかれた紀元前2世紀から、紀元10世紀に独立して王朝を建て、各王朝を経て19世紀のグエン朝にいたるまでの時期を扱うが、研究の進んでいる10世紀から19世紀までの「民族封建制度」の時期に重点を置く。第二章「封建制度の時代のベトナムの女性」は、第一節「女性の役割と伝統的精神の形成」の一節だけからなっており、第一項「女性と農業」、第二項「女性と家庭」、第三項「女性と民族的文化の形成と維持」、第四項「女性と反侵略・反封建闘争」に分け、第一項から第三項までは、「封建時代」のベトナムの女性が農業と家庭と文化の担い手であったことが描かれる。第四項は、外国侵略者や封建制度の抑圧に対して、武器を取って闘った多数の女性たちについて述べているが、紀元40年に後漢の支配に対して蜂起し、数年間の独立を勝ち取って女王を名乗ったとされる、ベトナム史上有名な女性英雄の二姉妹ハイパーチュンについてはここで詳述されている。

第三章「封建制度の時代のベトナムの女性（続）」は、第二章第一節に続く第二節「封建制度とベトナムの女性」だけからなっている。ここでは、独立王朝時代のベトナムで制定された法律や制度における女性の扱われ方、女訓・家訓の類、女性を対象にした刑罰、三従・四徳（女性が守るべき功・言・容・行の四つの徳）・七出（男子を産まないなど、妻を離婚できる七つの条件）など、女性のみにも課された道徳や慣習を列挙し、儒教的な抑圧がしだいに強まっていくさまを描いている。つまり、原著は「封建時代」をテーマ別に二章に分けて叙述し、「封建時代」になお認められる「母権制」の残存による女性の強さやその重要な役割を第二章で、女性に対する前近代的な抑圧を、法律や慣習の形で現れた「封建制度」の抑圧として第三章で描いている。

第四章「民族を解放し、半封建植民地制度を打倒する闘争の時期のベトナムの女性」（本書では第Ⅰ部「植民地の時代のベトナムの女性」）は、「民族の何千年もの歴史の中で、ベトナムの女性がこれほどまでに悲惨な目に遭ったことはなかった」という女性の状況を、農民や労働者から売春婦まで詳細に描写する。その極限は、1945年に日本軍によって引き起こされた未曾有の飢饉による死体の山であった。続いてフランスの侵略に抗する初期の抵抗闘争や民族主義者の運動など、従来男性中心の運動として見られがちであったのを、女性たちの積極的な参加の事実を掘り起こして描いている。しかしそれらの闘争は成功せず、1930年のインドシナ共産党の成立と、女性問題に対するその理解によって、ベトナムの女性解放の路線が定まったとするが、民主戦線やベトミン戦線という幅広い活動形態に

結集した個々の女性たちの活動も生き生きと描かれている。8月総蜂起はそのフィナーレであり、1945年8月、日本の敗戦を機にベトナムがついに独立を勝ち取るにいたる8月革命に大量の女性に参加していく過程が描かれる。

第五章「現代革命運動におけるベトナムの女性」（本書では第Ⅱ部「独立・抗仏戦争・南北分断の時代のベトナムの女性」）では、8月革命の成功後、1945年9月2日にベトナム民主共和国が成立してから翌年の抗仏戦開始までの1年あまりの短い期間が、男女平等を謳った憲法が制定され、初の国会で女性議員が選出され、1946年10月20日にはそれまでの女性諸団体を統合してベトナム女性連合会が設立された重要な時期であったことがまず述べられる。続くフランスとの抗戦を扱った部分では、後方での女性の生産活動や戦闘での女性ゲリラ部隊など、後の抗米戦争で注目される女性の戦時の活動が、すでに抗仏戦争の時期から行なわれていたことを述べる。1954年にベトナムはフランスに勝利しながらも、ジュネーヴ協定によって南北に分断されてしまうが、北部での土地改革や農業の集団化、工場労働や管理部門への参加を通じた女性の社会主義建設への貢献、南部でのゴ・ディン・ジエム政権やその後の南ベトナム政府による女性への苛酷な弾圧と、その中から開始された女性の武装闘争と政治闘争による反撃が詳述される。

第六章「現代革命運動におけるベトナムの女性（続）」（本書では第Ⅲ部「抗米戦争の時代のベトナムの女性」）は、1965年以降米軍が本格的に参戦するいわゆるベトナム戦争の時代の南北の女性について述べられるが、著者にとっては同時代の歴史であり、全世界的な反戦運動の中で世界を味方につけたベトナムの女性たちについての誇らしげな描写であり、また戦争の中でかつてなく発展した女性運動についての詳述である。大前線である南部の女性は、米軍と政府軍を相手に武装闘争を発展させ、武器を持たない政治闘争もさらに展開を見せる。大後方である北部の女性については、1965年3月に女性連合会によって発動されたバーダムダン運動において、農業生産を全面的に担当し、男性を戦場に送り出して家庭の主人となり、兵站や防空や通信から実際の戦闘までを担当する女性たちの姿を詳述する。著者は1968年初頭のいわゆるテト攻勢を成功ととらえ、戦争がすぐにでも勝利のうちに終わり、南北が統一し、ベトナムの女性解放運動がさらに発展するという輝かしい未来を確信しつつ、1968年の叙述で終えている。

最後の「結論」では、著者はベトナムの女性についての理論的考察を試みる。1人のベトナムの女性の中に、勤労者と主婦と戦士の3人の女性が混在することを、ベトナムの女性の伝統と品格として挙げる。ここで主婦とは家庭の主人という意味である。その品格を作り出した歴史的文化的背景を考察し、著者はふたたび原始時代の母権制からの歴史をふりかえる。ここでベトナムの女性についての理論的歴史的考察が終わるのであるが、読者はむしろ、著者が生きていたベトナム戦争の時代の女性たちの獅子奮迅の活躍が、各時代の女性たちへの考察の背景にあるという印象を受けるのではないだろうか。

III

ここで、原著が書かれるにいたった背景を考察したい。1945年の独立以来、特に1954年に社会主義をめざす政権が北ベトナムに成立したのち、社会主義的なベトナム史を書くことが要請され、ベトナム史学院に集まる歴史家たちが議論を重ねてきた。1965年に米軍

が直接戦争に介入してからは、北ベトナムの人々の精神を高揚させるためにも、国民の歴史はナショナリズムを強調するかたちで書かれなければならなかった。1971年に成立した『ベトナム史』第一巻がその成果である²。第一巻は前近代史の通史であったが、雄王の建国に始まるベトナム民族 4000 年の歴史、外国侵略者に抗して国を作り国を守る歴史という、際立って民族主義的な内容の歴史であり、それまでなされてきた史的唯物論に立脚した新しいベトナム史の模索から、「民族解放闘争史観」による歴史へと転換したのであった³。それによれば、ベトナムの歴史の始原は 4000 年前の雄王による建国であり、代々雄王を名乗る王たちの父系的な王朝の創出であった。それまでは、外国侵略者に対する闘争の歴史を、紀元 40 年のハイパーチュンの姉妹の後漢支配に対する反乱から語ることが主であったのに対し、新しい歴史は男性の王たちによる父系的な王朝史であり、戦場に向かうとする北ベトナムの男性の心に訴えようとしたといえよう。

そういった男性中心的な国民の歴史の創造に対して、ベトナム戦争下で女性運動を発展させていた北ベトナムの女性たちがみずからの歴史を求めたのは当然の流れであり、戦争下の女性の力に驚嘆し、女性に依存しなければならないことを知っていた男性の間にも、女性を正當に評価したベトナムの歴史を望む声があった。男性史家チャン・クオック・ヴオンは 1972 年に『ベトナムの女性の伝統』を著し、母権制から始まり、フランスの侵略に対する女性たちの抵抗までを描いた歴史を著した⁴。チャン・クオック・ヴオンの女性史が女性の強さと重要な役割を強調する内容であったのに対して、それを出版する予定であった女性連合会付属の女性出版社は、女性に対する抑圧が書かれていないとして、数年間出版を渋っていたという。1973 年に出版されたレ・ティ・ニャム・トゥエットの著作は、はるかに大部なものであるだけでなく、封建時代や植民地期の女性に対する抑圧も詳細に描写することによって、母権制を始原とするベトナム女性の強さと、その後加えられた抑圧をも描き、ベトナム女性史を完成させた。

ここで、チャン・クオック・ヴオンやレ・ティ・ニャム・トゥエットが自明視している「母権制」について考えたい。「母権制」は 19 世紀末にエンゲルスが『家族・私有財産・国家の起源』の中で女性が権力を持っていた原始共産制の特徴として描き出し、その後の父権制への転換と階級社会の発生を「女性の世界史的な敗北」としたものである。しかし 20 世紀になって、実際の親族制度の調査が進むにつれ、「母権制」の存在そのものが欧米の人類学者たちによって否定された。レ・ティ・ニャム・トゥエットが原著を執筆していた 1960 年代後半には、母権制の教条を保ってきたソ連の学界でも、母権制という概念にはすでに否定的であったはずである⁵。ベトナムの歴史学界では、エンゲルスへの絶対的

² Uy ban khoa hoc xa hoi Viet Nam. *Lich su Viet Nam*. tap 1. Ha Noi : Nha xuất bản Khoa hoc xa hoi. 1971.

³ 古田元夫「ベトナム史学界とベトナム史像」、『歴史と文化』16（東京大学教養学部紀要 87、1988 年）、16-41 頁。

⁴ Tran Quoc Vuong. *Truyen thong phu nu Viet Nam*. Ha Noi : Nha xuất bản Phu nu. 1972.

⁵ 山崎カヲル「フェミニスト人類学の流れ—はじめに」、エドウィン・アードナー、シェリ・B・オートナー他著・山崎カヲル監訳『男が文化で、女は自然か？』晶文社、1987 年、9-29 頁。Semenov, Yu. I. More on Marxism and the Matriarchate. *Current Anthropology* vol.20. no.4. 1979 : 816-820.

な評価と、ベトナムの独自性の追求から、母権制の概念はソ連より長く存続していたと思われる。一方、1960年代からさかんになってきた第二波フェミニズムにおいて女性の歴史が再考され、女性が力を持っている制度や持っていた時代として母権制を再び取り上げる傾向もあり、フェミニズム人類学における母権制をめぐる論争もあった⁶。レ・ティ・ニャム・トゥエット自身は本文の中では「母権あるいは母系制」とも言っており、厳密な定義はしていないようである。原著の「母権制」は、今日読み直すとき、ベトナムの女性の強さを表わしているにすぎず、ベトナム戦争時のベトナムの女性の強さの根源を説明する根拠というよりはむしろ、戦時の女性の強さに規定されて、「母権制」を用いた歴史が書かれたといえるかもしれない⁷。

IV

再版の序文にあるように、1968年から72年までと1973年から75年までの重要な変化を補足しようという意図が著者にあったにもかかわらず、「活動がいそがしくて」再版は小さな修正と加筆にとどめられており、1969年以降のベトナム女性の歴史は書かれずに終わった。そして再版が出版された1975年以降も、ベトナムの人々はさらなる歴史の流れに翻弄され続けた。ここではそれらの歴史を概観し、その後のベトナムの女性たちと女性運動について考えてみたい。

原著は1968年で叙述を終わっているが、1965年から68年までのベトナム戦争前期と呼べる時期は、北ベトナムの女性運動がもっとも発展した時期であった。女性たちは一丸となって、1965年に女性連合会が発動したバーダムダン運動に参加し、北爆の厳しい状況の中で男性に代わって生産と自衛のための戦闘を担当し、同時に男性のいない家庭の主人として生活を支えた。女性連合会はそれを男女平等と女性解放の好機であるとして運動を進めた。女性たちがみずからの創意と工夫をこらして生き生きと運動に参加しているようすは、本書第三部に詳述されている。一方南部の女性はより厳しい状況に置かれており、1960年に結成された南部解放女性連合会は非合法組織であったため、北部のような全国的な大衆運動としては発現しなかったが、女性ゲリラたちの男性顔負けの武装闘争、地方ごとの女性たち独自の政治闘争、政府軍兵士を帰順させる敵軍工作がさかんに行なわれた。北部の女性たちは、いつも南部の女性を見つめ、その窮状に憤り、南部解放軍副司令官のグエン・ティ・ディンや女性ゲリラのウット・ティック、誇り高い政治犯ヴォー・ティ・タンなどにあこがれた。

1968年のテト（旧正月）の隙をついて、南部解放勢力が南部の諸都市に大規模な同時攻

⁶ Fluehr-Lobban, Carolyn. A Marxist Reappraisal of the Matriarchate. *Current Anthropology*. vol.20. no.2. 1979: 341-360. また母権制の概念に対するフェミニズム自身からの痛烈な批判としては、上野千鶴子『女は世界を救えるか』（勁草書房、1986年）がある。

⁷ その後ベトナムの学界でも母権制という言葉は姿を消し、母系制のみが用いられるようになった。今日ではベトナムの多数民族であるベト族の親族制度はむしろ双系制であったとする見方が強い。また各少数民族のそれぞれによって、父系・母系・双系の様々な親族組織があるとされている。

撃を行っただけで、著者は最後の勝利をただちにもたらすかのように本書で描いているが、実際の状況はもっと複雑に展開した。確かにテト攻勢が米国に与えた影響は大きく、反戦世論におされて北爆が一時停止され、米軍の撤退と和平交渉への道が開かれた。しかし南部の解放勢力にとっても、北ベトナムにとっても、テト攻勢は失敗であったという評価が今日では有力である。南部の解放勢力はその重要な部分が壊滅し、北部から投入される人民軍に依存せざるをえなくなった。南部解放民族戦線が結成した臨時革命政府の女性外相グエン・ティ・ビンがパリ和平交渉に出席し、世界的な脚光を浴びたが、外交政策では世界の世論を味方につけて成功を収めつつあったものの、南北の社会はベトナム戦争でもっとも困難な時期を耐えた。米国によるベトナム戦争のカンボジアとラオスへの拡大政策という失敗によって、北ベトナムは1972年以降軍事的に再び優位に立ったが、北ベトナムの女性たちは、南部戦線へと送られる男性に代わって後方の全責任を負った。バーダムダン運動は第一に農業生産を高めて食糧を確保する女性農民たちの運動となり、またテト攻勢が失敗だったのではないかという推測が次第に重苦しく沈黙していく暗い社会を励まし、生活を支える運動にもなった。

1973年1月にパリ協定が締結され、同年3月には米軍が撤退を完了して、南部での戦争は、北ベトナムの大きな支援を受けた解放側と、米国に供給された最新兵器を装備した政府軍との間で続けられた。北ベトナムは攻勢の好機をうかがうとともに、統一後の全土社会主義化をめざして北部の整備を始めた。1974年に開かれた北部の女性大会では、「社会主義的女性」の創造が掲げられ、バーダムダン運動は、「生産と戦闘と家庭を引き受ける」という内容から「国のことを上手に行い、家のことを引き受け、男女平等を実現する」という内容に変更された。人民軍に所属して南部に向かった女性も少なくはなく、また南北を結ぶ道路の建設や修理を行う青年突撃隊の任務には、1965年以来一貫して若い女性たちが主にたずさわっていたとはいえ、北ベトナムの女性運動は戦争から一線を退き、戦後の社会主義建設を支えるものへと変容を余儀なくされた。一方南ベトナムでは、解放勢力の闘争を支えるための女性たちの非合法の活動だけではなく、都市の女性たちの平和と生きる権利を求める政治運動や獄中での運動、農村の女性たちの政治闘争も続き、多様な展開を見せていた。情勢は、1975年初頭の解放勢力の攻勢で政府軍が急速に瓦解していったことから、北ベトナムの人民軍が主体となった攻撃が予想外の速さで進み、4月末のサイゴン解放、全土解放という結果になった。それは北ベトナム指導部の予想を超えた展開であったが、そのためかえって指導部の驕りを生み、斬新的な統一の道を排除した北部主導の統一と性急な社会主義化へといたらせたのである。

1976年7月2日、ベトナムの南北は正式に再統一され、ベトナム社会主義共和国が成立した。それに先立つ5月から6月にかけて、南北の労働組合、青年団、女性連合会がそれぞれ統合を決定した。同年12月、ベトナム労働党第4回党大会は、1976年から80年までの第二次五か年計画を採択し、党名をベトナム共産党に改称して、全国規模での社会主義建設に突入した。しかし翌年には、戦争終結直後から頻発していたカンボジアのポルポト政権との間での国境紛争が激化し、1978年12月25日、ベトナム人民軍がカンボジアに侵攻して、翌年親ベトナム政権を樹立したが、それは国際的な非難を浴び、ベトナムの孤立を生んだ。2月にはポルポト派を支持する中国が北部国境を越えて侵入し、中越戦争が開始された。中国軍は3月16日に全軍撤退したが、ベトナムは総動員体制を維持し

た。戦争状態の継続に天災が重なり、すでに 1978 年末には、社会主義建設をめざす五年計画の達成は不可能であることが明らかとなり、1979 年 9 月にはインセンティブによる生産増加をめざした新経済政策が開始された。

統一後のベトナム全土の女性運動、すなわち統一された女性連合会の活動について、米国の女性研究者アイゼンは、戦争と米軍の残した問題は早急に解決できるものではなく、その上にカンボジア紛争、中越戦争が起こり、戦争が継続して女性たちが被害を受けている状態であったことを明らかにして、戦争終結後ベトナムに対して無関心に、あるいは批判的になっていった世界の世論に注意を促した⁸。その中で女性連合会は、南北の女性を統合した女性運動を構築しようと奮闘していた。1982 年に第 5 回女性大会が開かれ、抗米戦争時に南部解放軍副司令官であったグエン・ティ・ディンが会長に就任した。大会は社会主義建設への参加を謳うとともに、新経済政策への理解も促しており、女性団体としての活動の困難さがうかがえる。アイゼンは、大会において女性連合会が女性問題への取り組み方について真摯に自己批判していることを評価している。そこには何よりも、個々の女性の生活のための運動を優先している会の姿勢が現れているといえよう。

1986 年 12 月の第 6 回党大会で、ベトナム共産党はドイモイ（刷新）政策を採択し、市場開放経済に転換することにより、経済の回復と成長をめざした。一党独裁体制は維持するものの、全方位外交、外資導入政策を開始して、それまでの社会主義的政策から 180 度の転換を見せた。ドイモイ政策のもとで、保育所の減少や無料教育の廃止など、社会主義的な女性解放政策の後退があったが、ただちに女性学研究センターが誕生し、女性連合会の活動とならんで、国際的な支援を受けながら、まだ解決されていない上に新たに発生しつつある女性問題の解決に取り組んだ。1990 年代に入って、ベトナム経済が好転していく中で、女性連合会も新しい会長チュオン・ミー・ホアのもとで会の刷新に取り組み、全国組織の強みを生かしながら、個々の女性の生活を守る運動を展開し、貧しい女性たちに融資や起業の便をはかった。

ベトナム女性連合会は、1930 年にその前身が設立されたといわれている古い歴史を持つ女性組織であり、会員数は現在では 1200 万人を超えているという世界でも最大の女性組織である。2007 年には懸案であったジェンダー平等法の国会採択にもこぎつけ、男女平等・女性解放の旗印を掲げ続けている。近年では海外 NGO の受け入れ窓口と活動の監督機関にもなっており、ベトナムで活動する海外からの NGO は女性連合会を母体としたそれらの組織と必ず接触することになっている⁹。全国に支部を持ち、NGO の社会活動とも密接に関わりを持つからこそ可能なことであろう。巨大組織の持つ抑圧性の指摘や、共産党の一党独裁政治のもとで女性を支配する手段として使われているという批判もあるが、1984 年に米国のアイゼンが感じた連合会の誠実さという面は変わらず残っているように思われる。またすべての女性を結集するという原則は、本書の著者レ・ティ・ニャム・ト

⁸ Arlene Eisen, *Women and Revolution in Viet Nam*. London: Zed Books, 1984. 同書第四章「女性に対するメガ・パイオレンス」、第五章「ベトナムの流血は続いている」の日本語訳は、アーリン・アイゼン「ベトナムにおける女性と革命」（藤目ゆき訳）、『アジア現代女性史』第三号（2007 年）、8-35 頁。

⁹ 鈴木千鶴子「ベトナム—NGO による NGO のコントロール」、重富真一編著『アジアの国家と NGO』、明石書店、2001 年、178-197 頁。

ウエットのように自分の研究センターを持って活動する女性も、女性連合会の会員であり、よい関係を保っているということにも現れている。

V

著者のレ・ティ・ニャム・トゥエットは、原著執筆後、1978年にはマイ・ティ・トゥーと共著で英文の『ベトナムの女性』¹⁰を著した。『各時代を通してのベトナムの女性』の再版の序文で述べたようにそれを補足して完成することは、結局されずに終わったが、内外に困難な状況のもとで、ベトナムの女性についての研究を続けた。ドイモイ政策とともに、ベトナムに女性学が誕生すると、ただちに女性学の研究を開始し、客員研究員として米国の大学にも滞在したことがある。そして「ジェンダー・家族・環境と発展研究センター」(Center for Gender, Family and Environment in Development, CGFED)を立ち上げ、所長として積極的な活動をしている。2000年12月には東京で開催された日本軍性奴隷女性国際法廷に参加し、そこで出会った韓国のユン・ジョンオクが、ベトナム戦争当時の韓国軍による性暴力の被害女性とその子どもたちを支援するためベトナムを訪問するときの受け入れ先となった¹¹。また2000年にはみずから編集した『ベトナム女性のイメージー21世紀を迎えて』を同センターの出版物として世に出し、さまざまな分野に進出しているベトナムの女性たちの活躍とその抱える問題を詳細に著し、2005年にはその第二版を出版した。第一版の紹介の辞として、男性研究者のヴー・キエウがこう書いている。

本書を編集し監修したレ・ティ・ニャム・トゥエット教授は、まさに今から40年近く前に、上記の[ベトナムの女性の]問題について鋭く全面的に探求した人である。その著書『各時代を通してのベトナムの女性』は、1973年に出版され、広く発行され、外国語に訳され、研究界にその名を響かせた。読者はその作者が、その日から今日にいたるまで、ベトナムの女性についての研究の熱意を捨てることがなかったことを喜ぶであろう。¹²

レ・ティ・ニャム・トゥエットの現在でも変わらぬ活動を支えるものは、ベトナム戦争の最中に書き上げたベトナム女性史であり、それを通じて時と場所を超えて作られてきた女性たちのネットワークであろう。今日私たちが本書を読むとき、ベトナム近現代の女性運動、とりわけベトナム戦争当時の資料としての貴重な面にも注意すべきであるが、どんな状況においても創意工夫をこらして生きてきた女性たちの知恵と力、助けあい励ましあってきたその情愛に胸を打たれる。本書に絶えず現れる党の指導のもとに云々といった表現にうんざりする読者も多いであろうが、ベトナムで活動を続けるための合言葉と割り切って、著者が本当に伝えたかった女性たちの姿を読み取っていただければと思う。

¹⁰ Mai Thi Tu and Le Thi Nham Tuyet. *Women in Viet Nam*. Hanoi : Foreign Languages Publishing House. 1978.

¹¹ ファン・ジョムスン「ベトナム戦の被害者に会って」、『アジア現代女性史』第三号、2007年、36-45頁。

¹² Le Thi Nham Tuyet. *Hình ảnh người phụ nữ Việt Nam trên them the kỷ XXI*. in lan thu 2 co bo sung va sua chua. Ha Noi : Nha xuất bản The gioi. 2005. p.6.

最後にこの場をお借りして、本書の翻訳を助けていただいた、大阪大学外国語学部教員の
のブイ・ティ・ロアンさんとグエン・タイン・スアンさんに心からの謝意を表明したい。

[参考]原著第四章から第六章の章立て

第四章 民族を解放し、半封建植民地制度を打倒する闘争の時期のベトナムの女性

- I フランス統治期における女性の境遇
- II 封建的植民地主義に抵抗する時期の最初の段階の女性
- III 党の指導のもとでの民族解放革命運動における女性 (1930 年—1945 年)
- IV 八月総蜂起における女性

第五章 現代革命運動におけるベトナムの女性

- I 民主共和制元年におけるベトナムの女性
- II フランス植民地主義に対する抗戦におけるベトナムの女性 (1946 年—1954 年)
 - 1 後方活動における女性の役割
 - 2 戦闘における女性の役割
- III 社会主義建設事業と国土統一の闘争におけるベトナムの女性 (1955 年—1965 年)
 - 1 北部の女性と社会主義建設事業
 - 2 南部の女性と南部解放・国土統一事業

第六章 現代革命運動におけるベトナムの女性 (続)

- IV 抗米救国事業におけるベトナムの女性 (1965 年—1968 年)
 - 1 大前線の女性
 - 2 大後方の女性
 - (a) 「生産と活動を担当する」運動における北部の女性
 - (b) 北部の女性と「家庭を担当する」運動
 - (c) 北部の女性と「戦闘奉仕を担当し、戦闘に備える」運動

活動報告

藤本幸久と出会った 2010 年

今岡良子

3月に大阪社会フォーラムが開かれ、分科会で「One Shot One Kill」という映画の上映会が行われた。私は、迷わず参加した。

というのは、私には、息子がモンゴル人将校である友だちがいる。モンゴルの国防大学出身のエリート将校たちは、国連平和維持軍の一員として、アフガニスタン、イラク、シエラレオネに派遣されている。米軍撤退の後、傭兵で不足兵力を補うことは知られているが、貧しい国のエリート将校たちを援助と引き換えに派遣される実態はあまり知られていない。(詳細は拙著『平和の探求』参照) その息子はイラクから帰り、しばらくPTSDに苦しみ、母親も心労で病床に伏した。アグレイブ刑務所での捕虜待や市民銃撃など、米兵の行動はわずかに報道された。モンゴル兵はイラクで何をしてきたのか？何があったのか？直接、問いかけることは難しかった。私は、その答えをインターネットで最初にヒットした「冬の兵士」³²に求めた。

「冬の兵士」は、フリージャーナリスト田保寿一が日本に紹介したイラク帰還兵による反戦運動の一つ。2008年3月ワシントンDC郊外で約50人の帰還兵が戦地で何をしたか、証言集会を行った。これに先立って、1971年、デトロイトで100人を越える帰還兵が戦場を語り、ベトナム戦争を止める先頭に立った。米マスコミはこの証言集会を無視したが、反戦運動のうねりを止めることはできなかった。ベトナム帰還兵の会は、その後も地道に反戦活動を続け、アフガニスタン・イラク戦争で傷ついた帰還兵を受けとめ、イラク帰還兵の会が立ち上がった。

このベトナム戦争時の「ウィンター・ソルジャー ベトナム帰還兵の告白」(1971年)は、「ハーツアンドマインズ ベトナム戦争の真実」(1974年)とともに今年になって初めて、日本でも公開され、DVDも発売された。イラク帰還兵の方は、田保寿一の映像作品「冬の兵士」、木村修の映像作品「立ち上がるイラク帰還兵 (IVAW)」(2008年)、「アメリカ帰還兵・(IVAW) イラクに誓う」(2009年)、「立ち上がる (IVAW) 戦争を拒否する兵士たち」(2009年)、「IVAW反戦イラク帰還兵・日本で訴える」(2010年)³³で見ることができる。ベトナム戦争とイラク戦争のウィンター・ソルジャーを見ると、帰還兵は同じ苦しみで苛まれている。言い方を変え、若いイラク帰還兵は、ベトナム帰還兵の苦悩を知らないまま、戦場に行っている。住民を殺したことを思い出して涙を流し、住民に対してはもちろん、女性兵士や性的マイノリティの兵士に対する軍隊内の差別に心を痛め、戦場では交戦規定が守られないことに怒りを表明する。私の母は大阪で空襲に会

³² 2008年、冬の兵士製作委員会

³³ マブイ・シネコープ製作

っているし、ヒロシマ、ナガサキで市民を大量殺戮したことを知る日本人としては「それが戦争だろう！」と言いたくなる。ベトナム反戦映画はアメリカだけで 50 作以上作られているにもかかわらず、今の若者は見ていないのだろうか？今年、第 82 回アカデミー賞を取った「ハートロッカー」(2008 年米) は、米兵が自爆テロをはかるテロリストからイラク住民を守るために命を賭けるというヒーロー物語である。真実が知らされず、教えられず、アメリカ社会が戦争中毒化し、その中に若者たちがいるとしたら、無知のまま戦場に立たされることになるのかもしれない。

戦場のリアリティーを知らない若者が、兵士になり、イラクやアフガニスタンで大殺戮を続けている。米兵はどう教育されるのだろうか？藤本幸久監督の「One Shot One Kill」は、この疑問にも答えてくれる作品だった。

サウスカロライナ州パリスアイランドにあるアメリカ海兵隊ブートキャンプ(新兵訓練所)ここに毎週 500 人から 700 人。高校を卒業した年齢の若者がやってくる。12 週間の訓練を受け、沖縄でより実践的な訓練を受け、イラクやアフガニスタンへ出兵する。

到着する若者は、教官から憲法ではなく、軍法下に置かれ、市民ではなくなることを告げられる。これからは上官の言うことに疑問を持たずに、即従え。“Yes, sir!” のみを絶叫することになる。12 週間の訓練期間中は、殴る・刺す・撃つ訓練が繰り返される。最後にはライフルで 500m 近く前方的に向かって 10 発中 8 発命中、素手やナイフも使って 30 種類の殺し方を無意識にできるようになる。これを「肉体の記憶」と言う。大統領の命令で戦争が始まると、後は戦場の上官の指示に肉体が反応するだけ。考える必要のない兵士ができあがる。映像は淡々と映し出す。巨大なベルトコンベアに乗せられて、車ができていっていくように、兵士を大量生産する教育システムを見せていく。

この映画の中で特に印象的なのは、若い訓練兵が、トイレや食事に移動する数分の時間も、銃の取り扱い手順を叫ぶことを常に求められることである。一瞬たりとも私事を考える余地がない。外の世界とつながるために電話もかけられない。そのうちに、寝る寸前まで肉体を鍛える熱心な兵士になっていくところである。

これは、新兵訓練所の中だけで起こっていることだろうか？マスコミによって真実を伝えられない。将来の不安を煽られる。3 年生になると、髪も黒く染め、リクルートスーツを着て、ひたすら就職活動に邁進する学生たち。授業のある平日に就職セミナーを実施する看板をはばかりことなく設置する大学。基地の外にも、自分の頭で考えない状況が生み出されているように思えてならない。私の一年生の共通教育の授業では、モンゴルのストリートチルドレンの映像を見せるのだが、感想を求めたら、「何も感じないという感想があってもいいじゃないか」と顔をこわばらせて言う学生がいた。理由を聞いてみると、「彼らは可哀想かもしれないが、自分は自分の人生のために闘うことで精一杯だ。彼らも努力すべきだ。」将来、公務員になりたい。そのために W スクールも考えているという。官僚を目指しているのだろうか。子どもの頃に乗せられた高速道路。大学に入学した後は、自分で新しい高速道路の入り口を探さなければならない。一般道で人が歩いていようが、寝ていようが、関心をもってはいられないのだろうか。

「One Shot One Kill」は、「アメリカ 戦争する国の人々」という 8 時間 14 分の大作のシングルカットと言っている。「アメリカ」では、どんな人が軍隊に入隊し、どんな訓練を受け、戦場でどんなことをし、帰還後、どんな暮らしをしているか？ベトナム戦争の頃は

どうだったか？今のイラク戦争ではどうか？当事者、家族の語りを通して、戦争する国の人々を描いている。

この映画「アメリカ」でも、「冬の兵士」や「立ち上がるイラク帰還兵」、堤美果の『貧困大国アメリカ』でも、経済徴兵制をとっているアメリカで、志願する若者は、貧困ゆえに大学に行けず、大学に入学するチャンスを与えるために、入隊することが明らかになっている。85%がそうであるという。つまり、自分の人生を切り開くために、入隊するのであって、戦場で敵を殺すという愛国心から入隊するのではないことが明らかになっている。このアメリカの若者と先に書いた学生の意識と、どこか違うところがあるだろうか？コインの裏表。豊かな家庭に生まれ、国立大学に入っても、さらなる競争原理に生き残るためWスクールまで考えて、それ以外のことを考える余裕がない。しかし、同じ授業の受講者には、「アメリカ」の映画を見て、3年生になると我先に就職活動に没頭する自分たちの姿を見出した鋭い意見もあった。

近年、自衛隊員が、セクハラやいじめを提訴したことが新聞でも見られるようになった。藤本幸久の片腕、影山あさ子プロデューサーは、提訴した女性自衛官を支援する代表を務めている。影山あさ子の考え方は、こうである。

北海道はもう農業では食っていけない。構造的な貧困が自衛隊員を生み出している。イラク戦争が始まった頃から、自衛隊員がホットラインに相談をすることが多くなった。自衛隊員の人権を守ることが、彼らを殺人者にしない。戦場から遠ざける。戦争をさせない。ということが、現実的な反戦平和運動なのである。

私は影山あさ子の問題意識で目が開いた。自衛隊には、憲法9条違反ということ言うばかりで、個々の自衛隊員について考えたことがなかったからである。辺野古で会う米兵たちの幼い顔に疑問を持った藤本幸久監督と、同じ視点が影山あさ子にもある。

10月の終わりに、辺野古でピース・ミュージック・フェスが開催され、私は学生とボランティアスタッフとして参加した。夜には、基地賛成派である米兵たちが来る社交街にも足を運んでほしいという主催者の気持ちを汲んで、夜遊びに出かけた。すると、バーには、遊び盛りの少年のような幼い顔の米兵たちがいた。握手をしたら手は暖かかった。「One Shot One Kill」を見てから半年あまり。私は、米兵に触れた。もし、藤本幸久に会わなかったら、私は沖縄に行っても、米兵の集まるバーに入らなかったし、米兵と話すこともしなかっただろう。「いつ戦地に行くのか、わからない。後数ヶ月は、ここにいるだろう。」と言って、ハロウィンを楽しむ米兵たちを見て、心は押しつぶされそうだった。彼らは来年には戦地に行く。元気な心と体のまま、再びハロウィンを迎えることができるのだろうか？人を殺した後、いったいどんな人になってしまうのか。「アメリカ」の映画の中では、アメリカのホームレス200万とも、300万とも言われているが、その3分の1以上が帰還兵だと言われている。怪我や病気、心の病に苦しんだり、アルコール中毒や麻薬中毒になる人も深刻だ。この幼い顔の若者たちに人殺しをさせたくない、と思った。彼らを軍隊に送り出す社会構造、そして兵士を戦地に送り出すことで利益を与える資本。憎むべきは、それであることを確信することができたのと、同じ状況が日本でも作り出されていることが「アメリカ」を鏡によく見てとれるようになった。

執筆者紹介(50音順)

◇今岡良子(いまおか・りょうこ)

大阪大学准教授。遊牧地域論。著作に『モンゴルのストリートチルドレン—市場経済化の嵐を生きる家族と子どもたち』(共著、朱鷺書房、2007年)、『平和維持とグローバル化—イラクへ派兵されるモンゴル人将校』(共著、『平和の探求—暴力のない世界をめざして』解放出版社、2008年)など。

◇片山須美子(かたやま・すみこ)

大阪大学非常勤講師。ベトナム女性史。著作に「戦争の女性化—ベトナム戦争再考」『アジア現代女性史』第3号(2007年)、「バーナムダン運動—抗米戦争下の北ベトナムの女性運動」『大阪市立大学東洋史論叢』第16号(2008年)、訳書に『椰子の森の女戦士—南ベトナム解放軍副司令官グエン・ティ・デインの伝記』(ピック・トゥアン著、穂高書店、1992年)『花を担いで』(ニヤット・リン、カイ・フン著、穂高書店、1995年)など。

◇高雄きくえ(たかお・きくえ)

ひろしま女性学研究所(旧家族社)主宰。1986年～2005年までミニコミ紙月刊家族を発行、2005年から書籍出版社として再出発。加納実紀代『ひろしま女性平和学試論—核とフェミニズム』・上野千鶴子『フェミニズムから見たヒロシマ—戦争犯罪と戦争という犯罪のあいだ』をはじめとして、HIROSHIMA1000シリーズを創刊、NO13まで刊行。

◇永谷ゆき子(ながや・ゆきこ)

翻訳業。訳書に『朝鮮半島の分断と離散家族』(金貴玉著、明石書店、2008年)、翻訳した論文に、賞点順「ベトナム戦の被害女性に会って」『アジア現代女性史』第3号(2007年)、金貴玉「朝鮮戦争時の韓国軍「慰安婦」制度について」、曹恩「朝鮮戦争の長い影「越北家族」女性たちのライフストーリー」、『アジア現代女性史』第4号(2008年)など。

◇平井和子(ひらい・かずこ)

大妻女子大学非常勤講師。近現代女性史・ジェンダー史。著作に『「ヒロシマ以後」の広島に生まれて—女性史・「ジェンダー」…とときどき犬』(ひろしま女性学研究所、2007年)、『占領と性—政策・実態・表象』(恵泉女学園大学平和文化研究所編、インパクト出版会、2007年)など。

◇藤目ゆき(ふじめ・ゆき)

大阪大学准教授。日本近現代史、ジェンダー論。著作に『性の歴史学—公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』(不二出版、1997年)、『女性史からみた岩国米軍基地—広島湾の軍事化と性暴力』(ひろしま女性学研究所、2010年)など。

◇Le Thi Nham Tuyet(レ・ティ・ニヤム・トゥエット)

「ジェンダー・家族・環境と発展研究センター」(Center for Gender, Family and Environment in Development, CGFED、ハノイ)所長。2000年12月日本軍性奴隷制度を裁く女性国際法廷に参加。著作に『各時代を通してのベトナムの女性』(1973年初版)をはじめ、『ベトナム女性のイメージ—21世紀を迎えて』(2002年初版)など。

編集後記

第6号を無事に刊行できそうなので、ほっとひと息ついて編集後記を書くことができます。執筆者の皆様、レイアウト、校正、カバーデザイン、印刷と、さまざまに協力して下さった永谷ゆき子さん、岩見利子さん、熊野沙織さん、鈴木耕生さんに感謝します。

2010年を振り返ってみると、ビッグイベントとして思い出されるのが5年ぶりに開かれた全国女性史交流の集いです。9月4日・5日の両日、東京で第11回の集いが開かれたのです。本号の特集「広島湾軍事三角地帯」はこの集いの分科会「戦争と平和」（コーディネーター・加納実紀代）で報告を行った3人が新たに書き下ろしたものです。

全国女性史交流の集いは、1997年愛知大会以来全国持ち回りで開催されており、神奈川（第8回、1998年）から新潟（第9回、2003年）、奈良（第10回、2005年）へと、「戦後」の戦争やRAA・RRといった駐留軍性的「慰安」制度に注目する流れがつけられてきました。『アジア現代女性史』第3号（2007年2月）では、これらについて「日本現代女性史の課題と展望～『全国女性史交流の集い in 奈良』から浮かび上がったもの」と題して、加納・平井・藤目が行った意見交換を記事にまとめています。

2010年の集いでは全体的な基調において「戦後」の戦争や「複合差別」への視点が中心に置かれたわけではありませんでした。それでも分科会や全体討論の場で、とくに奈良や新潟など前回・前々回開催地の女性史研究会や日韓の女性と歴史を考える会などから、「韓国併合100年」への省察の欠如に対する指摘、RAAや駐留外国軍の性暴力に関連して各地の女性史研究会が全国的な交流と協同で成果を出してゆく可能性、複合差別への視点が未来を拓く女性史に不可欠であるという提言などが行われたことに、戦争と差別のない未来を希求する女性史の不可逆の流れが表出しており、新たな希望がわきました。

アジア現代女性史研究会の2010年の取り組みとして特筆したいのは、アジア現代女性史シリーズの8冊目『ベトナム女性史』の出版です。『アジア現代女性史』第3号の特集テーマが「ベトナム戦争と女性」であったように、研究会はベトナム戦争に発足当初から熱い関心を寄せてきました。この本を通して、私たちは日本人が「戦後」と呼ぶ時代がベトナムにとってはまさに抗仏・抗米戦争の時代であったことを女性史の具体像から学び、そこから日米安保体制が果たした役割の現実を知ることができるでしょう。原著者レ・ティ・ニヤム・トゥエットさん、訳者片山須美子さん、そして常に御協力を下さったブイ・ティ・ロアンさんにも厚く御礼を申し上げます。

終わりに、表紙の4枚の写真を説明しておきたいと思います。4枚の内2枚は、2010年に出版した本『ベトナム女性史』と『女性史からみた岩国米軍基地』の表紙です。

また、可愛い小物が飾られている棚の写真は、2003年に藤目が韓国の東豆川にあるセウムトの事務所を訪ねた際に撮影したもので、小物は基地村の女性たちが生計活動の一環として作り、販売していたものです。本号にセウムトの報告書を紹介するにあたって、「オンニたちの生き方は恥ずかしいものじゃない」と基地村の女性たちを力づけ、「最底辺で虐げられてきたオンニたちこそ社会を根底から変えることができる」と語っていたセウムトの活動家の言葉を鮮やかに思い出しました。

そして、やさしい笑顔の女性がベトナムのトゥエットさんです。「ジェンダー・家族：環境と発展研究センター」所長として活躍されているトゥエットさんの近影を表紙に入りたいとご相談したところ、とても嬉しいことに、この写真を送って下さいました。ありがとうございました。

アジア現代女性史研究会代表 藤目ゆき

第六号 ★

2010年12月25日発行

ISSN 1880-1102

編集者—「アジア現代女性史」編集委員会

発行者—アジア現代女性史研究会（代表：藤目ゆき）

カバーデザイン—岩見利子

〒562-8558 大阪府箕面市栗生間谷東8-1-1

大阪大学箕面キャンパス 藤目研究室気付

072-730-5397(tel/fax) fujime@hus.osaka-u.ac.jp